



国際研究評論

Journal of Global Scholarship

第2号

研究論文

長崎とダークツーリズム
— 東アジアにおける経済と地域協力の視点から —

山本 裕

Empirical Analysis of Management Dynamics of Japanese
Companies in China

Zhuang ZHAO
Qing-zhu YIN

華北農民の「個と共同性」からみた中国農村社会構造

内山 雅生
祁 建民

外国につながる子どもの教育における見えない壁
— 不就学と教育情報アクセス格差を中心に —

賈 曦
Hagar MOHAMED

日本語学校の自治体主導型モデル分析 — 五島市 —

小原 篤次

研究活動報告

第14回東アジア学術交流フォーラム参加報告

尹 清洙

目 次

研究論文

- ◆ 長崎とダークツーリズム
—東アジアにおける経済と地域協力の視点から— 山本 裕 1
- ◆ Empirical Analysis of Management Dynamics of Japanese Companies in China Zhuang ZHAO 11
Qing-zhu YIN
- ◆ 華北農民の「個と共同性」からみた中国農村社会構造 内山 雅生 25
祁 建民
- ◆ 外国につながる子どもの教育における見えない壁
— 不就学と教育情報アクセス格差を中心に — 賈 曦 57
Hagar MOHAMED
- ◆ 日本語学校の自治体主導型モデル分析 — 五島市 — 小原 篤次 73

研究活動報告

- ◆ 第14回東アジア学術交流フォーラム参加報告 尹 清洙 89

『国際研究評論』投稿要領

1. 評論の発行

- 1) 『国際研究評論』(以下「評論」という)は、長崎県立大学国際交流研究センターの活動成果を公開するための機関誌として、グローバルな視点に基づく政治・経済・社会・文化等に関する研究及び相互交流に関する内容で発行する。
- 2) 評論の発行回数は、毎年1回とし、毎年3月31日に発行する。

2. 投稿者の資格

- 1) 評論への投稿者は、原則として本学教員とし、共著の場合はそのうち1名以上が本学教員であるものとする。本学教員との共著の場合は、本学大学院生の投稿も可とする。
- 2) その他、国際交流研究センターが適当と認めた者とする。

3. 原稿の種類および留意事項

- 1) 原稿は、邦文または英文とする。
- 2) 投稿原稿の掲載区分は、「研究論文」、「研究ノート」、「調査報告」、「事例研究」、「海外短信」、「書評」、「研究活動報告」とする。なお、掲載区分は投稿時に投稿者が申告するものとする。
- 3) 原稿は、未発表のものに限ることとし、二重投稿を禁止する。ただし、内容の一部を変え、より発展させて書き直したものはこの限りではない。
- 4) 一著者の投稿は、単一年度につき単著・共著を問わず1本を原則とし、2本を限度とする。
- 5) 原稿の図表・写真等のカラーも可とする。
- 6) 原稿は査読を行わないため、投稿者の責任で引用、英文等の処理・確認を行うものとする。
- 7) 著者校正是2校までとし、校正期間は7日以内とする。なお、原則として誤字修正程度に留め、加筆・内容変更等は認めない。

4. 投稿の申し込み

- 1) 『『国際研究評論』掲載申込書』(様式1)に、チェック後の『『国際研究評論』論文投稿チェックリスト』(様式2)および最終原稿を添えて、以下のアドレスまで電子データで提出する。
- 2) 投稿の締め切りは、毎年11月30日までとする。
- 3) 原稿提出先は、長崎県立大学国際交流研究センターとする。 E-mail: kenkyujo@sun.ac.jp

5. 原稿の編集・発行

- 1) 評論の形式及び掲載順序等編集は国際交流研究センターが行う。評論は長崎県立大学ホームページ及び長崎県立大学学術リポジトリでの公開とする。

6. 著作権

本センターが発行する評論に掲載された各著作物に対する著作権は、当該著作者が有する。ただし、この評論の編集著作権及び版権は、長崎県立大学に帰属する。また、当該著作物について他の著作権の侵害、名誉毀損またはその他の紛争が生じ、これによって本学に損害を与えた場合には、本学に対し当該損害を補填するものとする。

附則:この要領は、令和3年10月22日より施行する。

改定	令和	3年	12月	15日
改定	令和	4年	5月	17日
改定	令和	5年	8月	2日
改定	令和	6年	5月	10日
改定	令和	6年	8月	7日
改定	令和	7年	4月	23日
改定	令和	7年	10月	23日

〈研究論文〉

長崎とダークツーリズム —東アジアにおける経済と地域協力の視点から—

山本 裕*

East Asia is one of the regions that experienced rapid economic growth in Japan, the Miracle on the Han River in South Korea, and the economic development of Taiwan, followed by China's open-door policy widely spreading to the coastal states, and has experienced most rapid economic growth worldwide. The growth is not limited to the transfer of production, but also fosters a middle class and creates its own market. Furthermore, tourism resources have been developed, leading to a leap forward in the tourism industry. Tourism is not limited to sightseeing tours, but also includes memorials and monuments that look back on past wars and incidents, some of which have been designated as World Heritage sites. This study is a part of Nagasaki and Peace Studies since last year. In addition to the sites, Nagasaki has many former coal mine sites, which are also deeply involved in the conscription issue. Thus, it is understood that deepening Nagasaki and Peace Studies will lead to dark tourism. The presentation will mainly focus on Nagasaki and dark tourism as a case study of regional cooperation in East Asia.

はじめに

東アジアは1960～70年代の日本の高度経済成長や80年代の韓国の漢江の奇跡と台湾の経済発展を経験し、90年代後半になると中国の開放政策が広く渤海湾沿岸の沿海州にも及び、東アジアは世界的にも急速に経済成長を遂げた地域の一つと言える。経済成長は、先進地域からの技術や生産の移転に留まらず、中間層を育み、自らがマーケットを形成するまでになった。さらに、海外渡航だけではなく、自国の観光資源の整備も行われ観光産業の飛躍にも繋がっている。ツーリズム（観光）には、物見遊山

的なものだけではなく、過去の戦争や事件などを振り返る遺構や記念碑なども対象となり、なかには世界遺産に指定されたものもあり、近年ではダークツーリズムとして訪問者の姿勢の在り方も議論となっている。

研究の端緒は、昨年来のテーマである長崎と平和学である。長崎には世界遺産の他にも炭鉱の跡地も多く、徴用工問題にも深くかかわることになる。このように、長崎と平和学を深耕すれば、ダークツーリズムに繋がることが理解できる。本稿は、東アジアの地域協力の事例として、長崎とダークツーリズムについて考察する。

*本学経営学部国際経営学科教授

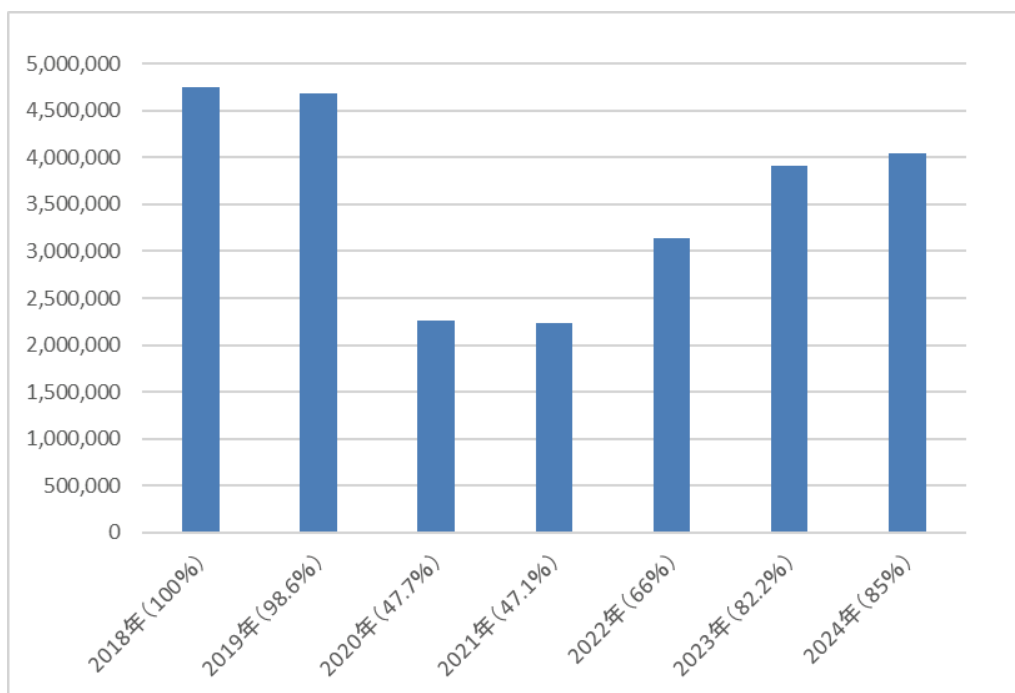
1. 長崎県内の観光の現状

昨年（2024年）は被団協がノーベル平和賞を受賞したこともあって、例年以上にナガサキ・ヒロシマがメディアに取りあげられ、内外から注目された年でもあった。一方で、コロナの終息を受けて、観光県でもある長崎の自治体は、世界遺産などのアピールに力を注いでいる。実際に、平和公園や原爆資料館、さらに、産業遺産である旧炭鉱跡の端島などにも多くの観光客が訪れている。観光の復興は県内消費を高め、所得効果や雇用創出効果にも繋がるとの

見方もある。他方、受難の地である長崎は鎮魂や祈りと切り離すことはできず、商業主義的な観光との共存が大きな社会的なテーマとして残る。

長崎県のコロナ以降の観光客数の推移を表したものが図表1である。18の主要な観光地を指標としているが、2018年を100とすると、2023年は82.2、2024年には85まで戻っていることが分かる。これにインバウンド・クルーズの長崎港、佐世保港への寄港回数を加味すると観光客はほぼ戻ったと言ってよい。

図表1 長崎県内の観光客数の推移



出所 ながさき経済 web（長崎県内主要経済指標 2025 年 7 月 1 日更新版）より筆者作成。単位は（人）。

2. 潜伏キリシタン関連遺産とダークツーリズム

ダークツーリズムと「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」(以下、「潜伏キリシタン関連遺産」)¹との関係性は、歴史的な迫害の記憶と観光としての再解釈という観点から深く結びついていると言える。

(1) 潜伏キリシタン遺産は「苦難の記憶」の象徴

「潜伏キリシタン関連遺産」は、江戸時代のキリシタン禁制下で、信仰を密かに守り続けた人々の痕跡を今に伝える世界遺産である。つまりこの遺産は、「迫害された人々の生存戦略」と「信仰への執念」という、人間の極限状況を伝える遺構であり、ダークツーリズムの対象になりうる資産である。

(2) ダークツーリズムとの接点

ダークツーリズムとは、戦争、災害、宗教弾圧など、「悲劇の記憶」を観光の形で訪れることを指す。この定義に照らすと、「潜伏キリシタン関連遺産」は以下の点でダークツーリズムと関連する。

- ・ 宗教弾圧という負の歴史に基づいている。
- ・ 訪問者が「苦しみの記憶」に直面する機会を提供する。
- ・ 信仰を守るために命を賭けた人々への追体験的理解を促す。

(3) 観光の中での再解釈とジレンマ

一方で、これらの遺産は「世界遺産」として観光資源化されており、単なる歴史遺構としてだけでなく「魅力的な観光地」としてもPRされてきた。ここに、ダークツーリズムにおける

倫理的なジレンマ（悲劇の商業化 vs 教訓の継承）が生まれる。したがって、「潜伏キリシタン関連遺産」は、宗教迫害という悲劇的な歴史の記憶を現代に伝え、観光を通じてその教訓を問いかける存在になってる²。

(4) 中浦ジュリアン記念公園

世界遺産の構成資産ではないが、同じ長崎県のキリスト教関連として中浦ジュリアン記念公園がある。国道202号線を外海から大島（西海市）方面に向かい、標識に沿って左折すると中浦ジュリアンの生家跡地と、展望台と資料館を兼ねた建物がある。ジュリアンは、千々和ミゲルらとともに、大村純忠らキリシタン大名の名代として天正遣欧少年使節団³の一名となり、バチカンではローマ法王にも謁見し、往復6年かけて帰国した。キリスト教を受容した織田信長とは異なり、豊臣秀吉、徳川家康の治世には禁教令が敷かれ、司祭となったジュリアンは迫害され殉死している（2008年に列福）。

写真1 中浦ジュリアン記念公園



2025年4月19日 山本撮影

中浦ジュリアン記念公園は、とても大型バスで乗り付けるような駐車場のスペースはなく、むしろ、ひっそりと佇んで展示物や生家跡が残

る。西海を臨む展望台に立つと往時を少しだけ忍ぶことができる。ここには商業主義が入り込む隙間はなく、訪問する学生たちの学びの場であり、少人数のグループによる観光がイメージされる。ここで考えたのはダークツーリズムと、鎮魂や祈りのツアーや学習ツアーとの微妙な違いであった⁴。

3. 福岡俘虜収容所第14分所（通称・川棚捕虜収容所）とダークツーリズム

戦争の記憶と戦争捕虜の扱いという視点から非常に重要だと考えられる。特に、オーストラリアやオランダとの歴史的関係も含めて、国際的な意味を持つ場所になっている。

（1）福岡俘虜収容所第14分所とは

第二次世界大戦中、日本は全国各地に捕虜収容所を設置していた。福岡俘虜収容所第14分所は、長崎県川棚町に設置され、オーストラリア・オランダ・イギリスなどの連合軍捕虜が収容されていた。捕虜たちは過酷な労働に従事させられ、十分な食糧や医療も提供されず、多くが亡くなったとされている。

（2）なぜダークツーリズムと関係があるのか

ダークツーリズムとは、「悲劇・死・苦しみ」を記憶・学習するための観光であり、この収容所はまさに以下のような観点からその対象となる。収容所跡地には現在、記念碑が建てられており、追悼や平和教育の場となっている。

写真2 福岡俘虜収容所記念碑



出所 Google マップ（長崎市内）POW camp Fukuoka 14B.

- ・戦争捕虜に対する非人道的な扱いという負の歴史
- ・オーストラリアなど外国の記憶文化と結びついている（例：オーストラリア人の慰霊訪問）

（３）国際的視点からの注目

この収容所は、オーストラリアなどでは「日本による捕虜虐待の象徴」として記憶されている。一方で日本国内ではあまり知られておらず、その記憶のギャップもダークツーリズム的考察において興味深い材料が提供される。

写真３ 原爆で被災した俘虜収容所



出所 読売新聞 2025年4月23日（デジタル版）。

県内や日本国内では必ずしも関心が高くないため、ここではオーストラリア戦争記念館（Australian War Memorial, AWM）について紹介する。記念館には、福岡俘虜収容所第14分所（川棚捕虜収容所）に関連する貴重な資料が所蔵されている。これらの資料は、第二次世界大戦中に日本の捕虜収容所で過ごしたオーストラリア人捕虜の体験や、戦後の記憶継承に関する研究に有用である。

捕虜収容所第14分所の写真（1983年）

AWMのコレクションには、1983年に撮影された「Site of former prisoner of war (POW) camp 14, Nagasaki」という写真が含まれている。この写真は、長崎県川棚町にあった第14分所の跡地を示しており、収容所の位置や周辺環境を視覚的に理解するのに役立つものである。また、福岡キャンプ No.7B の連合軍捕虜のグループポートレート（1945年8月）は、AWMのコレクションにあり、福岡キャンプ No.7B に収容されていた連合軍捕虜のグループポートレートも含まれている。これらの写真は、捕虜たちの生活や戦後の解放時の状況を知る手がかりとなる。

写真３ 原爆で被災した俘虜収容所



“Group portrait of Allied prisoners of war (POWs) believed to be in Fukuoka Camp No 7B, just after ...” The Australian War Memorial. (Access on 28 April, 2025)

写真には以下のような説明書きがなされている。

＜訳＞日本降伏直後、福岡収容所7Bにいたと思われる連合軍捕虜の集合写真。グループには、おそらくオーストラリア人と思われる、スラウチハットをかぶった男性が多数含まれている。左から8番目に座り、赤十字の腕章をして

いるのは、病室係のブルース伍長。彼らの後ろにある建物に寄りかかったはしごに注目された。このはしごは、日本人の元収容所看守が、通過する米軍機に収容所を知らせ、この地域の収容所に必要な物資を投下できるようにするため、黄色のペンキで「PW」の文字を描いていた屋根に通じている。ペンキを塗った翌日、航空機は収容所近くの空き地に食料とベティ・グラブルの写真を投下し始めたとしていられる。

捕虜と抑留者に関するオーストラリア国内収容所の記録

AWMの資料には、オーストラリア国内収容所に収容された敵国捕虜と抑留者に関する「服務及び損耗」書類（Form A112）登録簿や、関連報告書類が含まれている。これらの文書は、捕虜の身元情報や健康状態、移動歴などを詳細に記録しており、川棚捕虜収容所での体験を知る手がかりとなる。川棚捕虜収容所での体験や、戦後の記憶継承に関する研究にとっても重要な資源となる。特に、捕虜たちの生活や解放時の状況を知るための視覚的資料として、また、捕虜の詳細な情報を得るための文書資料として活用できる。

（4）ダークツーリズムの視点とは

長崎県にある他のダークツーリズム地点（原爆資料館、平和公園、潜伏キリシタン遺産など）と並列して俘虜の跡地や歴史は分析が可能と考えられる。「加害者としての日本の歴史認識」や「記憶の継承のあり方」を論じる視点が強調できる。今後は、外国人観光客による訪問動機と、その受け入れ方を比較研究するのも興味深いテーマとなる⁵。

4. 済州島事件とダークツーリズム

この事件は韓国近現代史において非常に重要かつ悲劇的な事件であり、ダークツーリズムの視点から分析することは、歴史の記憶、癒し、そして政治的意味を問う有意義な試みである。長崎のダークツーリズムとは異なる視点も得られるため、本稿でも簡単に考察することにした。

（1）済州島事件とは

事件の背景としては、南北分断と米軍政の影響下で、南朝鮮単独選挙に反対した済州島の一部住民と、韓国政府・警察・軍との武力衝突が発生。衝突やその影響は断続的に続き、済州島事件の一般的な期間は1948年から1954年とされる。実際の被害としては、数万人規模の民間人が殺害されたとされ、「済州島の虐殺」とも呼ばれている。長く国家によって言及が禁じられ、「沈黙の時代」とも呼ばれてきたが2000年代以降、真相究明と和解への動きが進む。

（2）ダークツーリズムの視点での分析

「暗い歴史」へのアクセス

済州島事件は、典型的な「ダークツーリズム」の対象である。観光の目的が、犠牲者の追悼、記憶の継承、そして教訓を得ることができる。

- ・済州4・3平和公園（Jeju 4.3 Peace Park）：記念館、慰霊碑、教育資料が展示され、事件の全貌を学べる。
- ・虐殺があった村跡（如意洞など）：廃墟や慰霊塔が残る場所に立つことで、直接的な記憶と向き合う機会を提供。

記憶の政治とナラティブ（物語）の構築

国家による長年の「沈黙の強制」により、事件は一種の「記憶の空白地帯」となっていた。

そのため、ダークツーリズムは「語られなかった歴史」を市民が主体的に再発見・共有するプロセスの一環と見なせる。公共的な記憶の場を観光資源として再構築することは、過去の再評価にもつながる。

倫理的ジレンマと観光化の危険性

ダークツーリズムには、しばしば「悲劇を消費する」という倫理的なジレンマがある。済州島でも、過度に商業化されたツアーや、被害の軽視・歪曲が懸念されている。ただし、地域主導の追悼ツアーや教育プログラムによって、尊厳を守りながら記憶を継承する努力も続いている。

地域社会との関係性

済州島の住民の中には、いまだに「語ることができない」人々がいるとされる。したがって、観光客はこの場所でのふるまいに対して高い感受性と敬意をもつ必要がある。また、地元と観光客の間で記憶と学びを共有する場が創出されることが、持続可能なダークツーリズムにつながる。

文学作品にみる済州島事件とダークツーリズムの視点

2024年にノーベル文学賞を受賞したハン・ガンは光州事件をテーマにした、『少年が来る』に続いて、済州島事件をもとにした『別れを告げない』を書いている。物語の中に事件と登場人物が巧みに織り込まれ、読みにくさもあるが、ハン・ガンは「個人が受ける小さな傷と社会や歴史が全体として負っている大きな傷を決して分けていなくて、両方が接しているような傷の全体像を描いている作家」であり、文学との関係は「韓国社会が広大な傷であり、その上

を文学者がそれぞれの道を作って歩いてきたようなところがある」(引用は、斎藤・宮地(2025))。済州島を実際に訪問すると韓国のどこにでもある街並みや市場に遭遇する。しかし、4.3平和公園を訪れると、他とは全く違った空間が現れる。沖縄の平和記念公園や摩文仁の丘を思わせるように厳かで、国の贖罪の意識の表れでもあると感じたが、同時に、あまりにも整然とし過ぎている印象も残った。

写真3 原爆で被災した俘虜収容所



2025年6月13日 筆者撮影。

済州島事件をダークツーリズムの視点で見ることで、単なる「歴史的悲劇」ではなく、記憶の政治、和解のプロセス、地域との対話といった多層的なテーマを掘り下げることが可能となる。この地に足を運ぶ行為は、歴史を知り、被害者を追悼し、そして現代社会のあり方を考える契機にもなる。

むすびにかえて

長崎の原爆記念館では国内外からの訪問者の多くは展示物の前で立ち止まり、あるいは、沈黙を保ち、訪問の後にも多くを考え、自分の体験を他の人にも伝えることであろう。また、潜伏キリシタンが神父に信仰を吐露した大浦天主堂でたたずむと、200年以上に及ぶ苦労と信仰の強さに思いを馳せない者はない。今回の考察から得られた知見は、ツーリズムの中でも訪問者を圧倒するほどの対象では、あえてダークツーリズムの概念を持ち出す必要もないことである。むしろ、小規模で特別な環境に置かれた対象ほどダークツーリズムの概念が重要さを増すと考えられる。また、長崎の端島や新潟県の佐渡島では、徴用工の扱いをめぐる日韓双方が納得のいく見解に至っていない。このようなケースでは、現地の評価や解釈が、より訪問客に委ねられることになる⁶。

注

- 1 英文表記では、“Hidden Christian Sites in the Nagasaki Region”。
- 2 「潜伏キリシタン関連遺産」の指定にあたって、国や県はイコモスの意向に沿うようストーリーを作り直したり、構成を変えたりと、必ずしも現地の意向が認められた訳ではない。そこには覇権主義時代からの欧州の姿勢も見え隠れするが、本稿では深入りはしない(井出(2021)107～124頁)。
- 3 英文表記は、“Tenshō Embassy Have”(The Four Members of the Tenshō Embassy Have an Audience with the Pope)。
- 4 ストロームは、訪問するにあたって、敬意(respect)や繊細さ(sensitivity)の他にも、事前調査の重要性を掲げている。Janice J. Strom (2024) p9.
- 5 戦時下の日本軍の捕虜が過酷な労働を強いられ、多くの犠牲者が出た例は映画にもなった泰緬鉄道が有名だが、佐世保の相当ダムでは米軍の捕虜53名(日本人14名)が亡くなり、毎年米海軍と海上自衛隊が慰霊祭を行っている(長崎新聞デジタル版 2025年5月25日)。なお、相当ダムでは朝鮮

人の強制労働の実態も明らかになっている。

- 6 今回、研究の一環で韓国も訪問したが、韓国人の基層をなす「恨(ハン)」についてたびたび考える機会があった。私の理解は、度重なる不幸や不条理を受任する映画「春香伝」の底流にあるエートス(精神構造)がそのイメージである。一方、日本人のエートスを表すのは「忠臣蔵」であり戦後の任侠映画でもある。同じ儒教の影響を受けた国であっても、韓国の中心は親に対する「孝」であったが、日本のそれは忠臣蔵に見られた「忠」であり、戦前は国家に強いられ天皇制に対する擬制的な「忠」であった。それに変化が見られたのが「ヒロシマ・ナガサキ」である。武力を基にした忠から、不条理を受任する恨への変容である。被爆の惨劇の経験が日本人をしてあらたな思想的な高みに達したと言えるのではないか。他方で、本島長崎市長が殺害されたテロル(フィールド 1994)や街頭演説中の安倍総理の殺害も起こり、戦後の日本社会に非暴力が浸透したとは言い難い。

参考文献

- 朝日新聞「爆心地1.7キロ収容地 伝えたい」
2021年5月5日(デジタル版)。
- 朝日新聞「私は被爆者 語る元捕虜」2014年8月4日(デジタル版)。
- 井出明(2021)『悲劇の世界遺産 ダークツーリズムから見た世界』文春新書。
- ハン・ガン 井手訳(2024)『少年が来る』第2版 CUON.
- ハン・ガン 斎藤訳(2024)『別れを告げない』白水社。
- 斎藤真理子・宮地尚子(2025)「傷の痛さ、雪の白さ(対談)」『ユリイカ 2025 1』青土社。
- ノーマ・フィールド(1994)『天皇が逝く国で』みすず書房。
- 読売新聞「「俘虜収容所銘板」移設へ」2025年4月23日(デジタル版)。
- Janice J. Strom (2024) "Dark Tourism" Independently Published.

資料

Site of former prisoner of war (POW) camp 14,
Nagasaki

Group portrait of Allied prisoners of war
(POWs) believed to be in Fukuoka Camp No
7B

Australian prisoners of war: Second World
War - Prisoners of the Japanese, Japan
(2025年4月20日アクセス)

https://nagasaki-keizai.jp/other/nagasaki_economic_indicators/11496 (2025年7月4日
アクセス)

〈研究論文〉

Empirical Analysis of the Business Dynamics of Japanese Firms Operating in China

Zhuang ZHAO*

Qing-zhu YIN**

1. Introduction

In recent years, the number of foreign-invested firms withdrawing from China has increased. This trend reflects a combination of external pressures, including heightened U.S.–China tensions, and domestic factors such as weakening consumption amid slower economic growth and rising production costs, particularly labor costs. It also coincides with the growing competitive strength of Chinese firms as they rapidly narrow technological gaps.

The withdrawal of foreign-invested firms from China is no longer limited to export-oriented sectors such as electronics, including smartphones and personal computers, and textiles. It has also extended to industries primarily serving domestic demand, including automobiles, iron and steel, non-ferrous and other metals, and transportation. For foreign-invested firms, this suggests that China is losing appeal not only as a manufacturing base often described as the world's factory, but also as a large and increasingly important consumer market.

Within this broader environment, Japanese firms operating in China have also undertaken global business restructuring. In recent years, major automakers such as Mitsubishi Motors and Suzuki have exited the Chinese market. Firms in related industries, including Japanese steel producers and auto-parts manufacturers, have similarly withdrawn or reduced the scale of their operations in China.

Against this background, this study draws on the Japan External Trade Organization survey, Survey of Japanese-Affiliated Companies in China, to trace the behavior of Japanese firms using both time-series and cross-sectional evidence. The objective is to present an accurate account of on-the-ground business dynamics in China and to identify the factors that shape them.

The remainder of this paper is organized as follows. Section 2 reviews the related literature. Section 3 draws on JETRO's Survey of Japanese-Affiliated Companies Overseas (China) to document the current conditions faced by Japanese firms operating in China. Section 4 concludes.

* Full-time Lecturer, Faculty of Economics, Bohai University

** Professor, Faculty of Regional Design, University of Nagasaki

2. Prior Research

Kwan (2024) argues that the withdrawal of foreign firms from China reflects a decline in China's attractiveness for foreign investors not only as a production base but also as a market. In this context, emerging economies such as ASEAN member states and India have attracted attention as alternative investment destinations¹.

As underlying drivers, Kwan (2024) points to heightened U.S.–China tensions, weaker consumption amid a slowdown in economic growth, rising production costs including wages, stricter regulations related to national security, intensifying competition with local firms, the reorganization of global supply chains, and rising anti-foreign sentiment².

Kwan (2024) also argues that, among the factors behind the withdrawal of foreign firms from China, U.S.–China tensions are the most consequential. He observes that many Western firms, not only from the United States but also from Japan and European countries, have sought to reduce their dependence on China, which is increasingly regarded in geopolitical terms as an unfriendly country, while advancing friend-shoring strategies alongside on-shoring³. He further maintains that Japanese firms' orientation toward friend-shoring is already evident. Based on the Ministry of Economy, Trade and Industry's Quarterly Survey of Overseas Subsidiaries, China's share in key indicators capturing the scale of Japanese firms' overseas operations, including tangible fixed assets, sales, and employment, has shown a declining trend in recent years (Figure5). In addition, an enterprise survey of Japanese firms engaged in overseas expansion reported in the 2023 White Paper on International Economy and Trade suggests

that China's importance is diminishing as a sales destination, a location for foreign direct investment, and a procurement source, while ASEAN economies and India are expected to grow in importance going forward (Figure6)⁴.

In contrast, Park (2024) examines how changes in the global locational environment shape the location decisions of multinational enterprises, with particular emphasis on Japanese firms. Focusing on Japanese-affiliated firms operating in China, he provides a detailed analysis of patterns of new establishment and relocation and discusses the underlying location-specific factors driving these shifts.

Park (2024) further derives the following conclusions:

First, the location-related behavior of Japanese firms in China has evolved as an adaptation to the locational environment, changing in response to shifts in the broader global locational environment across Asia, including China and Japan. Responses to U.S.–China tensions can be understood as an extension of this process, and some adjustment in location behavior is therefore unavoidable.

Second, given the nature of U.S.–China tensions, namely their inescapability, long-term character, and gradual intensification, Japanese firms are unlikely to avoid reorganizing their supply chains. However, in light of the current configuration of global supply chains that remains centered on China, there is a strong possibility that production at relocated sites will still have to rely on inputs imported from China.

Third, while disruptive factors such as U.S.–China tensions exist, the location behavior of Japanese firms operating in China has largely been characterized by maintaining the status quo or only

modest contraction. At present, there is little evidence of large-scale relocation abroad. This may reflect the persistence of China's distinctive locational advantages as the world's factory, as well as its rising attractiveness as a global market⁵.

In sum, Park (2024) compiles and analyzes evidence on the overseas expansion of Japanese firms and concludes that Japanese-affiliated firms operating in China have largely maintained their presence, despite modest adjustments in location behavior. This conclusion stands in contrast to Seki (2024).

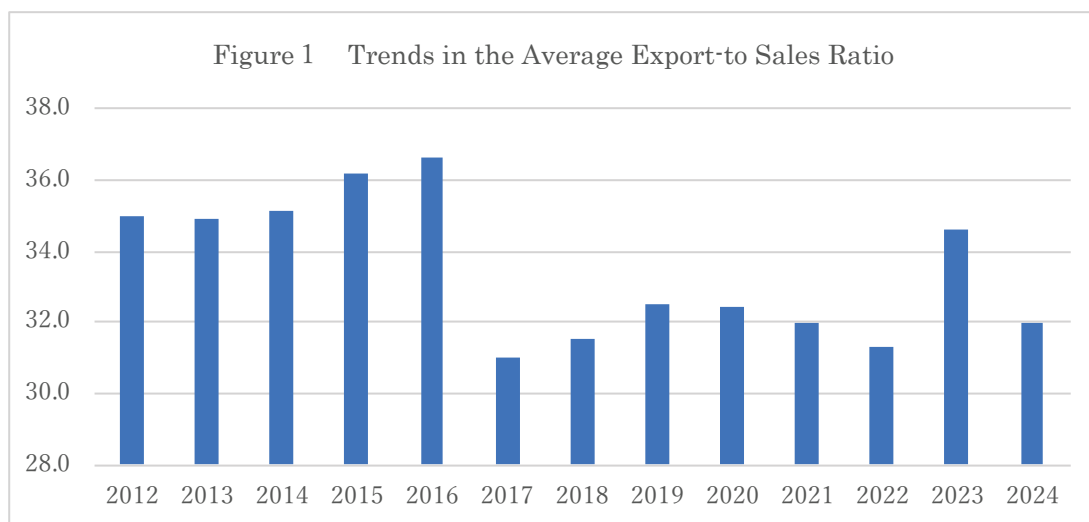
This raises the question of what the current situation of Japanese firms operating in China actually looks like. The next section uses JETRO's Survey of Japanese-Affiliated Companies Overseas (China) to empirically identify its key features.

3. Evidence from the Survey of Japanese-Affiliated Companies Overseas (China)

This section examines the business conditions of Japanese-affiliated firms operating in China by focusing on a set of indicators, including the average export share in sales and the composition of export destinations, the proportion of firms expecting positive operating profits, year-on-year wage growth, main competitors, and firms' intentions regarding future business expansion.

1. Average export share in sales and composition of export destinations

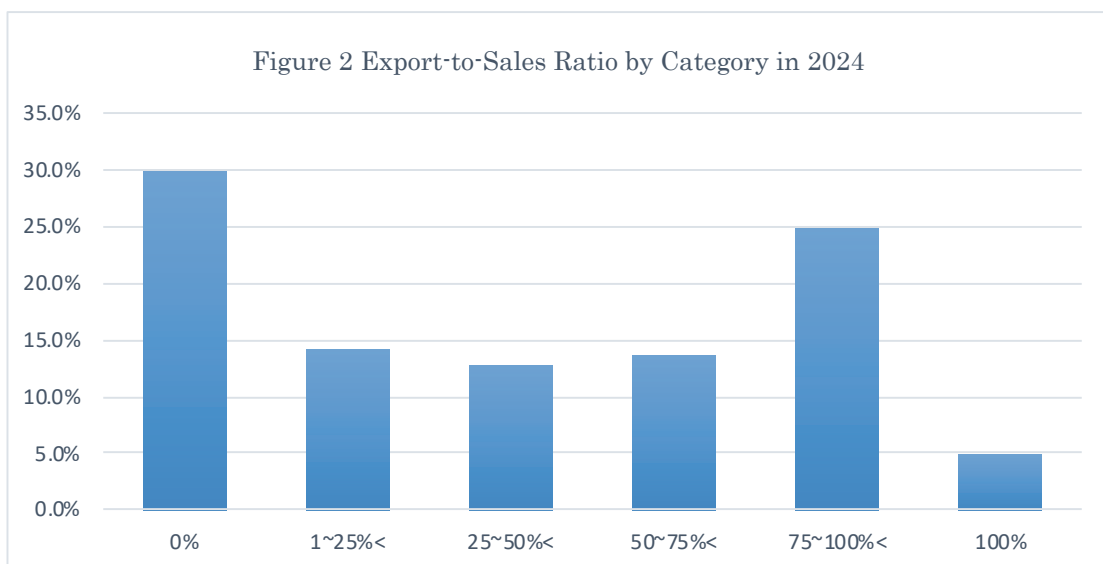
Figure 1 reports trends in the average export-to-sales ratio. From 2012 to 2016, the average export share among Japanese-affiliated firms in China exceeded 34 %. Although it has declined since 2017, it has remained above 30 %.



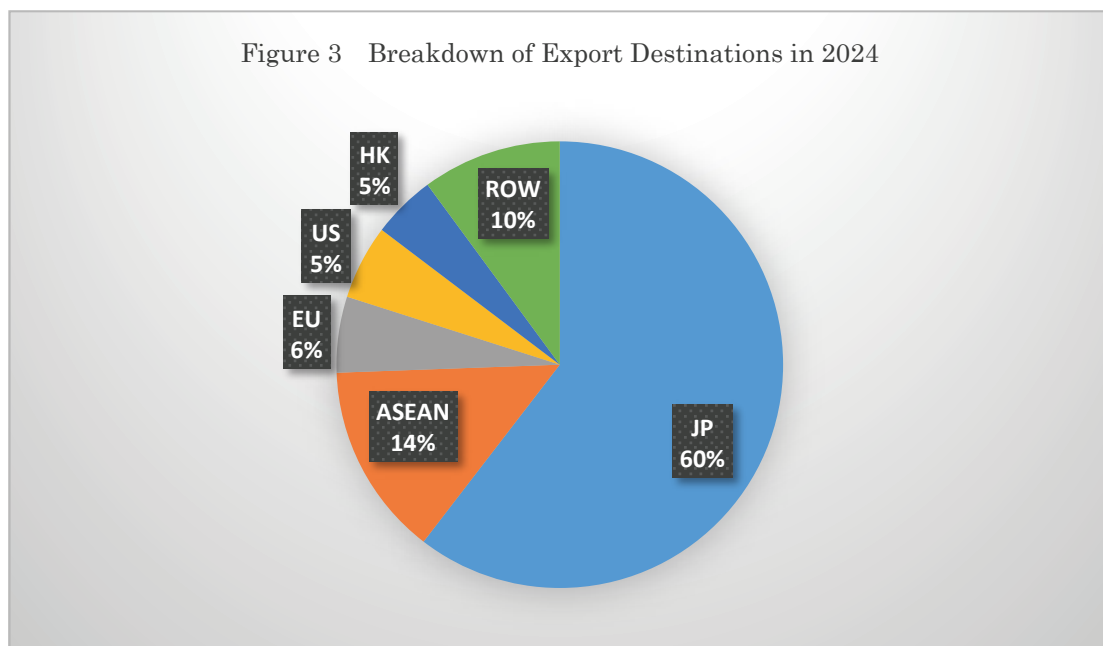
Source: Authors' compilation based on annual editions of JETRO's Survey of Japanese-Affiliated Companies Overseas (China).

In 2024, the average export share in sales was 32 % across China. Within this, firms with an export share of 0 %, that is, fully domestic-market oriented, accounted for 29.8 %, whereas firms with an export share of 100 % accounted for only 4.9 %. These

figures indicate that a substantial number of Japanese-affiliated firms are developing their business with a focus on China's domestic market. Figure 2 highlights this pattern.



Source: Same as Figure 1.

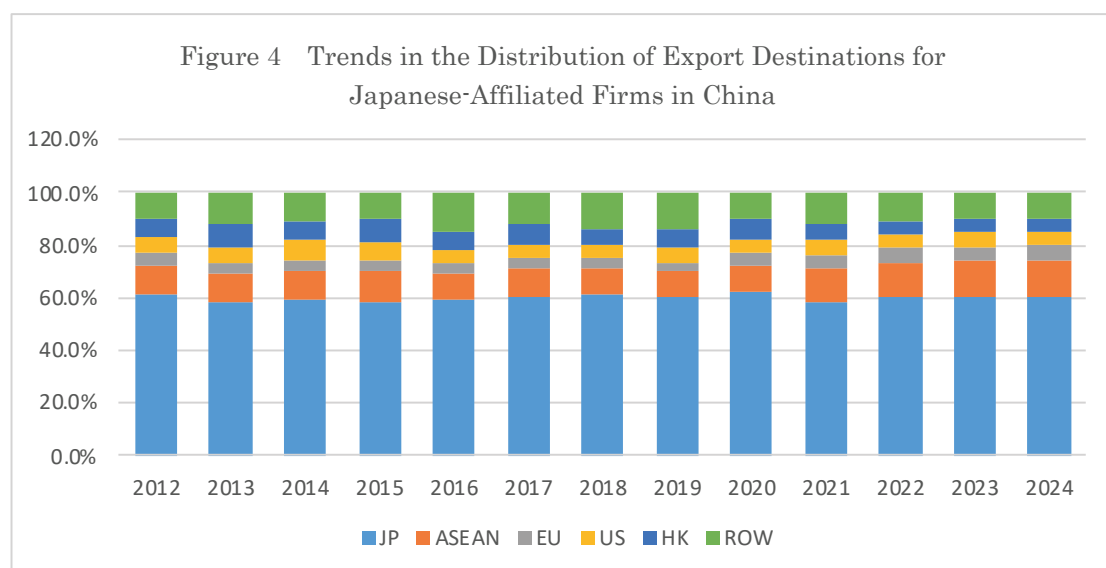


Source: Same as Figure 1.

Figure 3 shows the export destinations of Japanese-affiliated firms operating in China in 2024. Japan accounts for the largest share, followed by ASEAN and Europe.

Figure 4 presents time-series trends in the export destinations of Japanese-affiliated firms operating in China. In most years, roughly 60 % of exports

have been shipped to Japan, and exports to Europe and the United States have remained broadly stable. Although the changes are modest, exports to Hong Kong have declined somewhat in recent years, while exports to ASEAN have shown an upward trend. This pattern may indicate a gradual shift toward ASEAN under a “China plus one” strategy.



Source: Same as Figure 1. Note that the 2023 value is estimated by the authors.

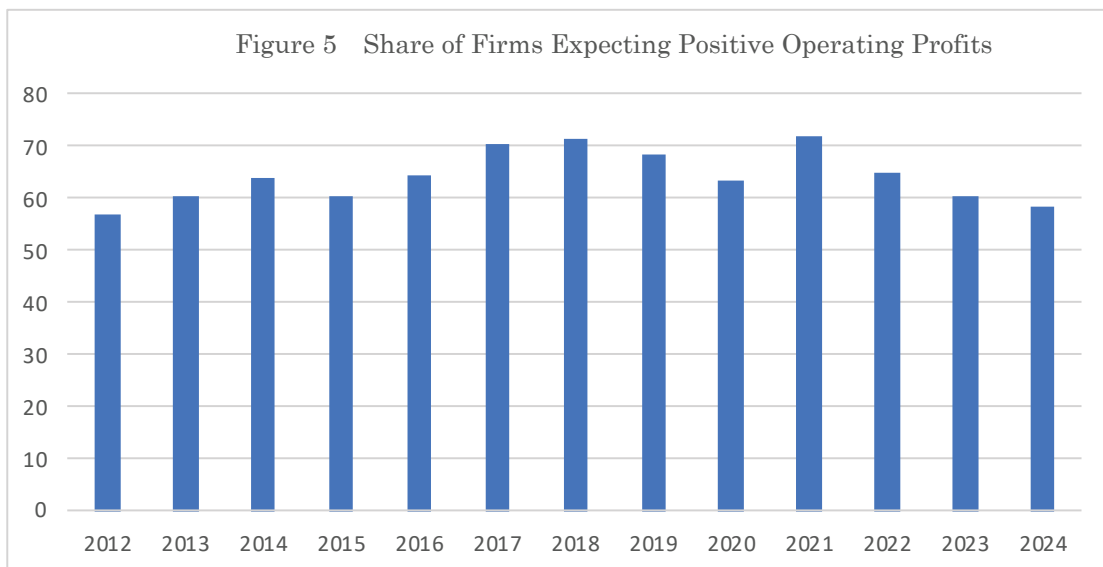
Consistent with this interpretation, China’s trade-partner composition in 2023 shows that ASEAN surpassed the combined total of Japan, Hong Kong, and Korea for the first time to become China’s largest trading partner. Specifically, ASEAN accounted for

15.6 %, Japan–Hong Kong–Korea for 15.2 %, the EU for 13.3 %, the United States for 11.3 %, Brazil–Russia–India combined for 9.4 %, and other countries and regions for 35.2 %.

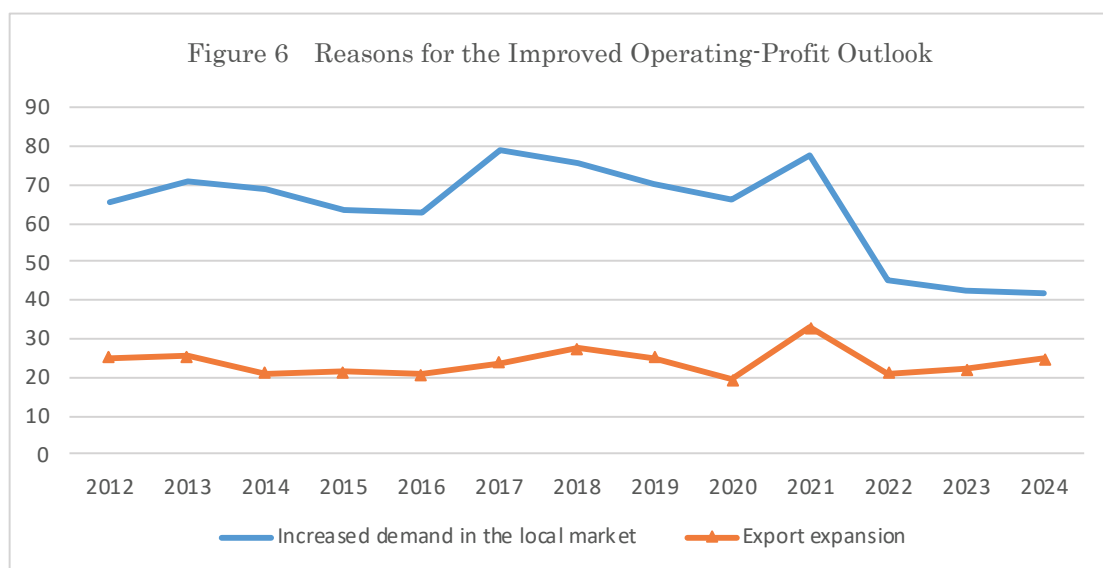
2. Share of Firms Expecting Positive Operating Profits

In 2024, 58.4 % of firms expected operating profits to be in the black. Figure 5 shows the year-to-year

trend in this measure. The share exceeded 70 % in 2018 and 2021, but has recently fallen to below 60 %, indicating a modest decline.



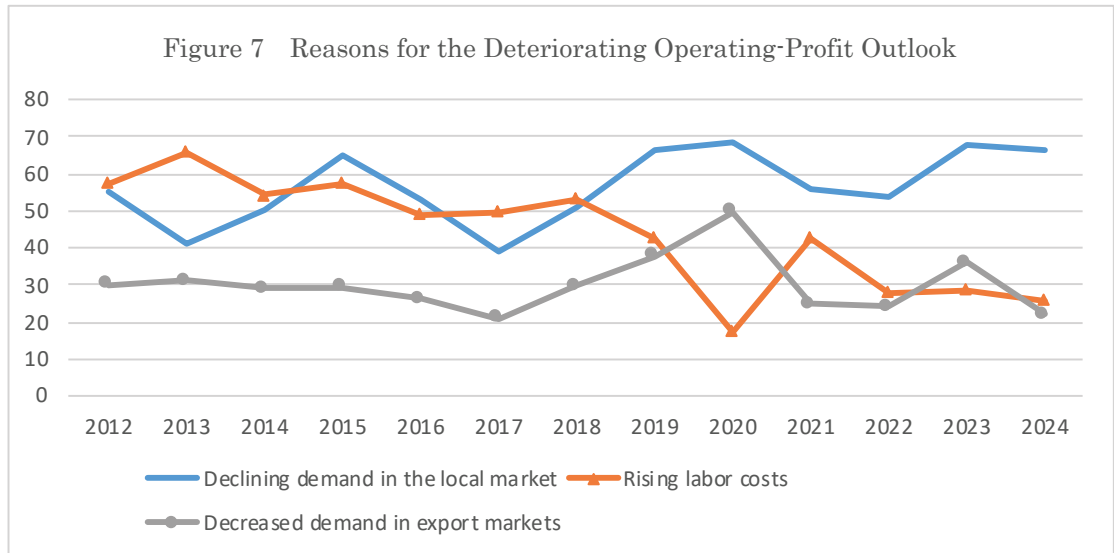
Source: Same as Figure 1.



Source: Same as Figure 1.

As for the reasons cited for improved operating-profit outlooks in China in 2024, “increased demand in the local market” accounted for 41.8 %, remaining the most frequently reported factor as in

the previous survey. Looking at the time-series pattern, export expansion is also shown to be another important driver of improvement.



Source: Same as Figure 1.

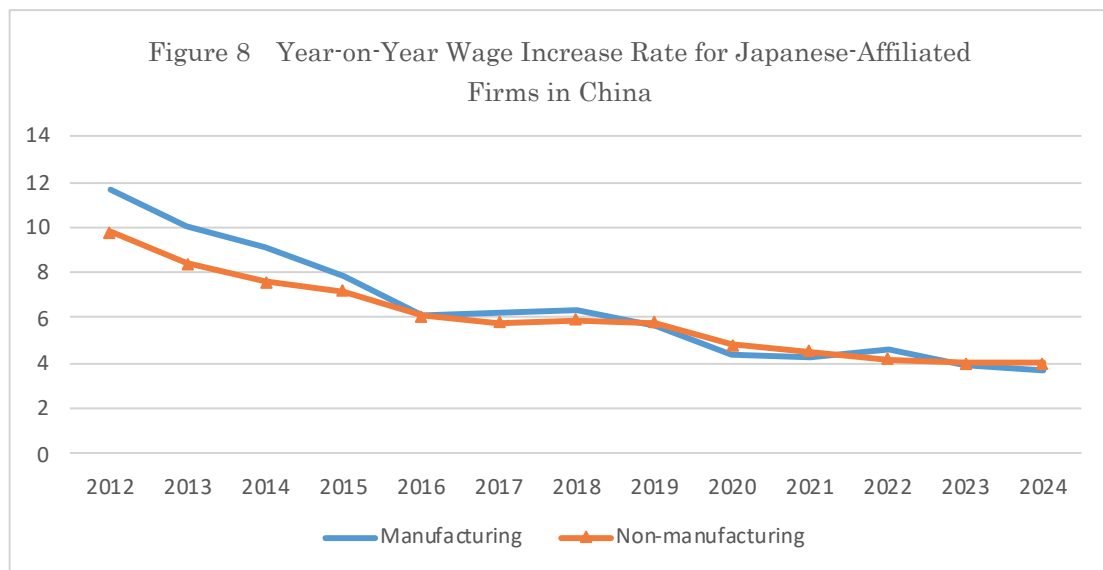
Regarding the reasons cited for a worsening operating-profit outlook in 2024, “declining demand in the local market” accounted for 66.7 % and remained the most frequently reported factor, as in the

previous year. Time-series evidence also indicates that rising labor costs are another important driver of deterioration.

3. Management Pressure from Rising Wages

In recent years, a common management challenge facing Japanese-affiliated firms operating in China, across both manufacturing and non-manufacturing sectors, has been rising employee wages. In the early 2010s, annual wage growth often exceeded 10%, but it has recently settled to around the 4% range.

In recent years, enforcement of minimum-wage compliance in China has become more stringent. Looking at wage levels, as of April 1, 2024, minimum hourly wages had increased by roughly 20% to 80 % compared with a decade earlier. Substantial increases are evident not only in densely populated coastal cities but also in inland regions.



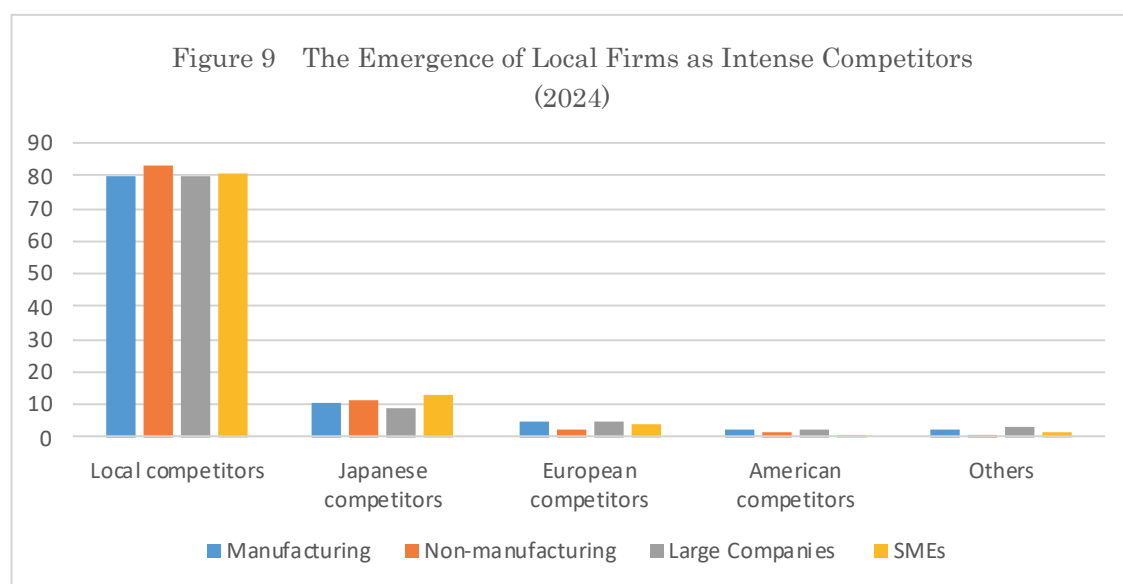
Source: Same as Figure 1.

4. Competitors of Japanese-Affiliated Firms in China

In China, many emerging firms, particularly privately owned enterprises, have grown rapidly and have become formidable competitors for foreign-invested firms, especially in high-tech sectors. In recent years, local manufacturers have expanded markedly in China's automobile market, particularly in the electric-vehicle segment. Chinese EV makers such as BYD have introduced vehicles that combine high performance with relatively low prices and have rapidly increased their market shares. Supported by government policies, these firms have

pursued technological upgrading and cost reductions, and have increasingly emerged as powerful competitors to Japanese-affiliated firms operating in China.

Figure 9 reports the distribution of competitors identified by Japanese-affiliated firms in China, disaggregated by manufacturing versus non-manufacturing and by firm size. More than 80 % of these firms identify local firms as their largest competitors, and the share exceeds 90 % in transportation equipment and parts, trading and wholesale, and textiles and apparel.



Source: Same as Figure 1.

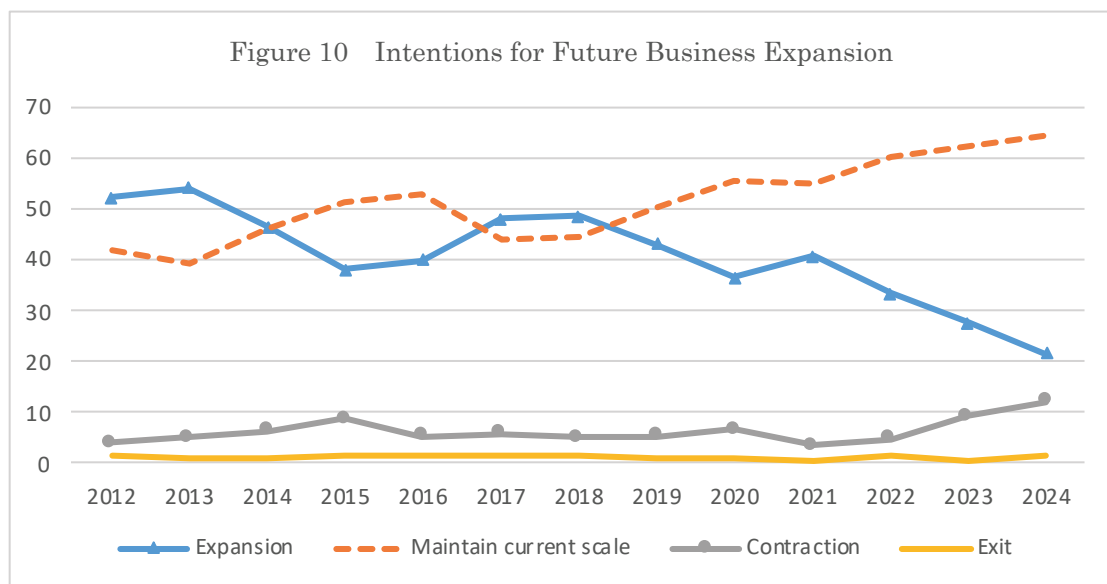
In the 2023 survey, local firms were most frequently cited as the primary competitors by Japanese-affiliated firms in China, at close to 90 %, followed by Japanese firms at 55.8 %. In manufacturing, responses indicating competition among Japanese firms were

relatively common in sectors such as transportation machinery, plastics products, and general machinery. In non-manufacturing, such responses were relatively frequent in industries including transportation and finance and insurance.

5. Intentions for Future Business Expansion

According to JETRO's 2018 Survey of Japanese-Affiliated Companies in Asia and Oceania, 48.7 % of firms reported that they intended to “expand” their business operations in China over the next one to two years. This share fell to 38.1 % in 2015, dropping below 40 % for the first time since the survey began in 1998. It then recovered to 40.1 % in 2016 and rose sharply to 48.3 % in 2017. The 2018 survey was conducted after the United States and China imposed a third round of additional tariffs in September of the same year, yet Japanese firms' expansion intentions edged up to 48.7 %, slightly above the previous year.

The impact of COVID-19 reduced the share of firms reporting expansion intentions to 36.6 % in 2020, again falling below 40 %. In 2021, it returned marginally to the 40 % range at 40.9 %. However, amid the increasingly pronounced effects of U.S.–China trade frictions, the share answering “expand” declined to 33.4 % in 2022 and, for the first time, fell below 30 % in 2023. In the latest 2024 survey, it dropped to 21.7 %, the lowest level since 1998, indicating a marked weakening in expansion intentions among Japanese-affiliated firms in China. In response to external changes such as elevated geopolitical risk, these firms have shifted toward a more cautious stance, and in recent years more than 60 % have chosen to maintain the status quo.



Source: Same as Figure 1.

In the 2024 survey, within manufacturing, the share of firms expecting to be in the black was relatively high in electrical and electronic equipment and related components, food products, rubber, ceramics and stone products, precision and medical equipment, and chemicals and pharmaceuticals. Expansion intentions were relatively strong in food products, precision and medical equipment, chemicals and pharmaceuticals, and electrical and electronic equipment.

Within non-manufacturing, the share of firms expecting to be in the black was relatively high in finance and insurance, sales and trading companies, transportation, and information and communications. Expansion intentions were particularly strong in retail and information and communications.

Among firms that answered “expand,” the functions they planned to expand were, as in the previous survey, most commonly “sales functions” (67.7%), followed by “production of higher value-added products” (38.4%) and “new business development” (27.4%).

By province, the share of firms reporting that they would expand “sales functions” was highest in Shanghai, at nearly 90 %, followed by Hubei and Sichuan, each close to 80%. Even under challenging external and internal conditions, many Japanese-affiliated firms that express an intention to expand appear to be developing their business primarily with China’s large domestic market in view.

In 2024, the share of firms reporting that they would “scale down” operations rose to 12.3%, exceeding 10% for the first time. The influence of withdrawals by automakers such as Mitsubishi Motors and Suzuki cannot be overlooked. Nevertheless, only 1.4% of firms reported “withdrawal” (2024). While modest

adjustments are evident, Park’s (2024) conclusion that there has been no large-scale exit appears closer to the reality.

In short, JETRO’s survey results suggest that the behavior of Japanese-affiliated firms in China, including expansion, maintenance, downsizing, and withdrawal, cannot be attributed to a single factor. Rather, it reflects how multiple environmental forces, such as rising production costs, shifts in local market demand, and changes in the competitive landscape, shape firms’ profit expectations. Organizing these mechanisms clarifies how such factors influence managerial decision-making and allows the following analytical framework to be proposed.

Changes in the business environment → rising managerial pressures → changes in management strategy (expansion, maintenance, downsizing, withdrawal)

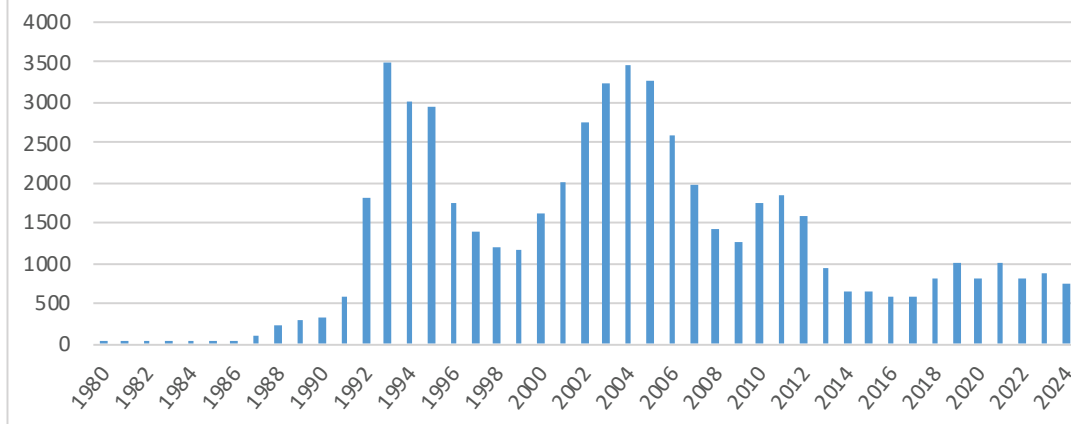
4. Conclusion

Figure 11 shows trends in the number of Japanese-affiliated firms established in China. The number increased gradually from 1980 to 1990, but began to rise sharply from 1992, following Deng Xiaoping's "Southern Tour" speeches. China's accession to the WTO in 2001 triggered another investment boom. Even after the Lehman shock, new

establishments continued at more than 1,500 firms per year, and since the onset of the Xi Jinping administration the figure has stabilized at around 500. After reaching 1,000 in 2019, the number of new establishments is currently around 800 per year.

In short, while it is true that some firms have withdrawn, new investment aimed at China's domestic market has remained ongoing.

Figure 11 Trends in the Number of Japanese-Affiliated Firms Established in China



Source: Authors' compilation based on annual editions of the Statistical Bulletin of Foreign Investment in China.

The main findings of this paper can be summarized as follows:

1) Expansion intentions among Japanese-affiliated firms in China have declined markedly.

In response to changes in the external environment, including rising wages in China, intensifying competition with local firms, and increasingly salient geopolitical risks, Japanese-affiliated firms in China have shifted toward a more cautious stance.

2) Exports from Japanese-affiliated firms in China to ASEAN have shown a modest but upward trend in recent years.

This pattern suggests that a gradual shift toward ASEAN may be underway as part of a "China plus one" strategy.

3) Withdrawals remain limited, and selective adjustment is the predominant response.

Rather than fully exiting the Chinese market as long as profitability can be maintained, Japanese-affiliated firms tend to undertake selective and partial adjustments that take account of production costs and the competitive environment. This is broadly consistent with Park's (2024) conclusion that the prevailing pattern is not a wholesale exit but

incremental adjustment.

4) A qualitative shift toward greater reliance on the domestic market is progressing.

It is evident that many Japanese-affiliated firms operating in China are redefining China from the “world’s factory” to a “large domestic market.” The increase in firms with an export-to-sales ratio of 0 %, that is, firms oriented entirely toward domestic sales, suggests that China is being treated not merely as a production base but as a market in which local customers are targeted directly. Expansion intentions were particularly strong in sectors such as food products, electrical and electronic equipment and related components, retail, and information and communications. Taken together, these developments indicate that China’s appeal as a vast domestic market remains substantial and suggest that, overall, Japanese-affiliated firms’ operations in China are not in a phase of exit but rather in a stage of qualitative transformation.

Annotation

- 1 Kwan (2024) pp.1.
- 2 Id. at 1.
- 3 Id. at 7.
- 4 Id. at 7.
- 5 Park (2024) pp.73.

References

- [1] Survey of Japanese-Affiliated Companies Overseas (China), annual editions. Japan External Trade Organization (JETRO).
- [2] C. H. Kwan. (2024). “Accelerating Withdrawal

of Foreign Firms from China: As Part of Global Business Restructuring.” China Situation Report, No. 24-03. Nomura Capital Market Research Institute.

- [3] Kishida, H. (2024). “How Are the Flows Surrounding China Changing? Notable Trends and Outlook with a Focus on Trade.” Mitsui & Co. Global Strategic Studies Institute. https://www.mitsui.com/mgssi/ja/report/detail/___icsFiles/afieldfile/2024/03/28/2403c_kishida.pdf
- [4] Park, M. (2024). “How Changes in China’s Locational Environment Affect the Location Decisions of Japanese Firms: Focusing on Locational Changes Associated with U.S.–China Tensions.” Josai University Graduate School Research Bulletin, Vol. 37, pp. 53–77. Graduate School of Economics, Josai University.
- [5] Statistical Bulletin of Foreign Investment in China, annual editions. Ministry of Commerce of the People’s Republic of China. https://wzs.mofcom.gov.cn/ztxx/art/2024/art_92aefalab5cc46f9870133bdac06ab1a.html

Acknowledgment

This research was supported by the "FY 2025 the University of NAGASAKI President's Discretionary Educational and Research Fund.

〈研究論文〉

華北農民の「個と共同性」からみた中国農村社会構造

内山 雅生*
祁 建民**

はじめに

本稿は、2025年3月に発表した内山雅生・祁建民「現代中国農村における『共同関係』論再考」の続編でもある。前稿では、内山が戦後日本における「共同体」論に関する研究を学説史風に纏め、祁建民が現代中国における「共同体」論を紹介し、内山が提起した「共同関係」の概念を再考した。

しかし、紙幅の関係から、現代中国における「共同関係」の実態を検討するまでには至らなかった。そこで本稿では、現代中国農村社会構造を再考するために、「共同関係」の背後に存在する「共同性」を、共同体構成員としての「個」との関係から考察する。

ちなみに、「個と共同性」というテーマは、歴史学に限らず、哲学や社会学、さらには文学分野まで広げれば枚挙にいとまがない¹。ましてや「共同性」に限っても、家や家族との関係から、各分野で様々な検討されており²、筆者たちの能力を超える課題となる。

そこで、本稿では、近年の鄭浩瀾の研究成果を踏まえて、「民衆の日常」という視点を設定する。

戦後日本における「民衆史研究」の動向からすると、1970年代前半期までは、民衆運動を中心とする研究が多かった。特に1960年代後半からの10年間では、階級闘争としての人民闘争に関する研究が、大きな影響力を持っていた³。

中国研究においても、プロレタリア文化大革命の名のもとに全国規模で展開した紅衛兵運動などの闘争が激しく展開していたことも関与してか、社会主義建設期においては、共産党が推進する「階級闘争」に参加するのが、新中国における「民衆の日常」という固定観念に支配され、平時の「民衆の日常」から中国社会の構造を再考する余裕はなかった。

ただ近年の中国農村研究においては、後述するように、「民衆の日常」を考察する研究方法と史料が提起されている現状に、改めて注目せざるを得ない。

従って、第1章では、内山が吉沢南と野村浩一の研究に焦点を当て、その「個と共同性」に関する学説を整理し、さらに「共同性」を考察する上で、鄭浩瀾が提起した「民衆の日常」からの視点の可能性について検討する。

そこから得た課題を念頭に、第2章では、内山が山西省中部太原盆地の西南端に位置する晋

*内山雅生:(公財)東洋文庫研究部専任研究員、国立大学法人宇都宮大学名誉教授

**祁建民:本学国際社会学部教授。

中市平遙県南政郷道備村の農民の個人史に、第3章では、祁が同じ山西省でも太行山脈の麓に存在していた「四社五村」の中心村であった霍州市陶唐峪郷義旺村の農民の個人史に焦点を当て、「個と共同性」を検討してみる。ちなみに、「はじめに」と「おわりに」は、内山が纏めた第一稿を祁が修正したことをお断りしておく。

第1章 「個と共同性」と「民衆の日常」

1、吉沢南の「個と共同性」について

吉沢南『個（わたし）と共同性（わたしたち）アジアの社会主義』（東京大学出版会、1987年）⁴は、刊行当初より、1980年代の歴史学界において「中堅リーダー」として活躍していた12人によって発表された「新しい世界史」シリーズの一冊として注目された。

現代中国に関して吉沢は、土地改革から集団化過程に関しては、刊行当時からその貴重な内容から注目された秋山良照、西条正、福地いま等の体験記⁵や、全国統計と違って「小さな単位に関する統計は、同様な問題を含んでいるとはいえ、その正誤・精粗について今日の私でも一定の判断を持つことができ、またある程度の補正も可能であり、全体として信頼度が高いと考えた」（281頁、執筆メモから）として、中央農業部計画司や中国経済論文選編輯委員会の編著等から、「北京郊区雙槐樹村の新情況」⁶、「山東省四十九個村典型調査」⁷、「山西武郷農村考察報告」⁸、旅順市東溝村の于清文互助組13家族のデータ⁹、河北省通県の「田家府村光輝農業生産合作社調査報告」¹⁰を資料として分析している。

さらに土地改革期や文革期については、刊行当初より「社会主義の名の下の変革」の実態が

垣間見れると注目された“*Chen Village :The Recent History of a Peasant Community in Mao's China*”¹¹を史料として、あえて原文にある姓名（一部は仮名使用）を明記して、農民個人として描いていることも特徴的である。

しかし、集団化の歴史を個人の生産活動と生活から再構成する強い意志にも拘らず、看過できない問題がいくつか存在するので問題別に検討する。

第一の問題は、吉沢が溝口雄三によるヨーロッパと中国の民主主義を比較した論稿¹²を参考に、「近代ヨーロッパにおけるの権利の基調となった『個人』とか『私』は、近代中国（拡大して近代アジア）にあつては逆に、『私人の自利、ひいては個人や強権の専横』、『少数者の専横の自由』にほかならず、いわばマイナスの領域であり、全数的生存の権利を犯すもの、共和・民主と敵対するもの、と考えられていた」（12頁）と主張したことである。

この吉沢のアジアの民主主義観の根底には、彼の大学学部および大学院時代の恩師である里井彦七郎の帝国主義認識¹³が強く作用してか、欧米の帝国主義による近代アジアへの侵略という歴史的事実を前提として、「植民地状態のアジアの人民は、民族の独立・解放といういわば全数的な領域での権利の獲得を先行させて実現させたのであり、個人のレベルといういわば私的な領域の要求は、その後を追う形で成熟し、実現されていった」（18頁）という先取りされた結論が存在する。

従って吉沢の提示した「全数的な領域から個人レベルの私的な領域」への移行というアジアにおける「民主主義の二段階的発展過程」論は、溝口の主張とは別に、吉沢が図らずもこれから歴史的事実の中からアジアにおける「個と共同

性」を検討しようとする作業に、「共同性」が「個」と対立する形をとりながら、かつ「個」に優先するという大きな方向性を与えたことに他ならない。

第二の問題は、「共同性」を議論する際の「共同」という概念の説明が、吉沢の主観的理解にとどまっていることである。

例えば中国での合作社成立を取り上げた際に、「農民が『共同性』を獲得する第一の場は、合作社内での労働であり、また合作社の運営への主体的で満足できる参加であった。『主体的で満足できる……』と、やや回りくどい方をしたのは、参加した農民たちが、合作社を、『共同（みんな）のもの』と客観的に認識することから、さらに一歩進んで、『共同（わたしたち）のもの』という、より実感的で主体的な認識へ転回すること——つまり、個人を軸にして集団＝合作社を自分にたぐり寄せ、したがってまた、納得しながら集団に自己を同化させること——を重視したいからである」（96頁）と主張している。

またベトナムでの土地改革をめぐる争いに関して、「カトリック村に入った兵士が礼拝を見学したり、村人総出で教会を再建するように呼び掛け、その先頭に立ったりしたように、教徒と非教徒という二つの異種の社会集団が互いの違いを自覚し、尊重し合いながら、しかもそれ故にバラバラとなるではなく、一つの村社会の構成員として結びつきを強め、異種性を持つ者の間に『共同性』を培うことのできる状況を意識的に創り出そうとした。

（中略）

つまり、同種の者の集合によって生まれる『共同性』に対して、異種の者の集合によって生まれる『共同性』が対置させられているのである。

基本的に人民が権力を掌握したと考えられていた社会においても、多様な異種の諸個人・諸集団によって現実社会は成り立っていたのであるから、また、より積極的に言えば、人民の社会であればこそ、それを構成している諸個人・諸集団は能動化し、政治的主張・経済的利害・文化的特質などの面で己の個性・利害と他者との異種性にも目覚めうる可能性を拡大できたのであるから、異種の者の集合によって生まれる『共同性』の追求という理念の方が、その社会をリアルに認識し、組織する上で有効であったのは明らかである」（173-174頁）という吉沢の論拠にも問題が存在する。

換言すれば、「共同（みんな）のもの」と「共同（わたしたち）のもの」の「共同」の内実が充分に問われないまま比較の視座におかれ、さらに「同種の者の間に存在する共同性」より「異種の者の集合によって生まれる共同性」の方がさも進化した結果かのように論じられていることの裏側に、「資本主義体制」より進化したはずの「社会主義体制」という暗黙の単系的な発展過程論とも言うべき「社会主義論」という観念が拭い去れていない。

第三の問題として指摘すべきは、中国およびベトナムに関して、1970年代後半および1980年代以降の社会変動に対して楽観視しすぎたことが挙げられよう。

例えば、「終章、自覚化される個と建設される共同性」では、「中国では文化大革命に決着がつけられ、ベトナムでは戦争が終わった一九七〇年代後半の特徴として、人民の側からの要求が率直に遠慮なく出されるようになり、社会主義というものを、国家や集団の方から考えるのではなく、下の方から、つまり人民の方から、考えなおす条件が強まった点を、指摘す

ることができよう」(274頁)として、「生産責任制」を取り上げ、『生産請負制』の導入は、一面では、農民個人の欲望の開花と勤労農民としての成長を促し、合作社農民と合作社の関係をより円滑にした。だが、それだけではない。農民個人—集団—国家の関係における、集団と国家の役割も微妙に変化させている。中国では、『政社合一』の人民公社が解体され、共同生産組織と国家の役割の分離が進行している。(中略) 農民個人—集団—国家の関係において、それぞれの役割と分担が明瞭となり、その自立性が増した。これに伴って、個人を軸として集団から国家へ拡張するような共同性が構築される条件が生まれてきた、ということができよう」(179-180頁)と結んでいることに、21世紀も四半世紀を経た現代中国社会の実情を勘案すると違和感が残る。

その原因として、吉沢が農村レベルでの「社会主義」を論じるにあたって、個々の農民を取り巻く共産党のあり方と実情を論じていないことが考えられる。

この点について、吉沢は「あとがき」で、「本書で言及できなかった二つの点」の一つとして、「国家の運営のリーダーシップをとり、諸集団の中で最も積極的な役割をはたした共産党組織に関する諸問題」が、「本書の視角に添う適切な資料がなかなか見付けられなかったために、割愛せざるを得なかった」と記述しているが、現代農村社会で展開している共産党組織のもつ「共同性」を検討の視角に入れることができなかったことが一因と思われる。

吉沢が視角を変えて、彼がその著書でたびたび史料とした“*Chen Village : The Recent History of a Peasant Community in Mao's China*”を読み返してみれば、同族によるバックアップにより大躍進期に村のリーダーとなっ

たが、四清運動で失脚し「牛小屋」に入れられる窮地に立ったにもかかわらず、1970年に党支部委員会のメンバーに復活し、毛沢東死後の1980年前後に党支部書記に返り咲いた Qingfa (慶発)¹⁴や、慶発のライバルで彼の失脚後、党支部書記に就任することを拒みながらも、村の最高実力者として君臨し、「大隊の企業経営」に手腕を発揮したが、自己を過信して失敗し、慶発の復活を可能とした Longyong (龍勇)などの人物像から、共産党組織の諸問題に論究できたはずである。

また、近年の研究に眼を転じれば、鄧小平体制以降の中国共産党を中心とする中国の国家体制については、「生産責任制」が実施された以降のアジアの経済との関係から、国家資本主義と言われる現代中国经济体制を「政治的資本主義」と呼ぶブランコ・ミラノヴィッチがその著書『資本主義だけ残った 世界を制するシステムの未来』(西川美樹訳、梶谷壊解説、みすず書房、2021年)¹⁵の中で、「共産主義とは、後進の被植民地国が封建制を廃止し、経済的政治的独立を回復し、固有の資本主義を築くことを可能にする社会システムであると私は主張する。あるいは別の言い方をすれば、それは発展の遅れた被植民地社会で用いられる、封建制から資本主義への移行システムだったのだ」(90頁)と、中国現代史研究者にとっては極めて挑戦的な主張をしていることに注目せざるを得ない。

さらに中国经济研究分野では、加藤弘之と中兼和津次との間に展開した、「中国型資本主義の『曖昧さ』をめぐる論争」¹⁶などを考慮すれば、従来の「社会主義論」から切り離れた形での「個と共同性」に関する議論が必要と言えよう。

総じて、吉沢著書は、あくまでも中国とベト

ナムの現代史において、アジアの「社会主義」への展開過程を述べることに主眼が置かれ、そこで語られた「共同性」は、あくまでも「社会主義建設の一要因」に止められており、「個」との関係において「共同性」を語るものではなかったと言えよう。

換言すれば、1980年代にみられた中国やベトナムの経済構造の変化に、かつての欧米の経済発展を支えた「政治の民主化」が進展していけば、自ずと欧米並みの近代化が実現するという楽観的願望に裏付けられるという幻想に止まっていた。

その限りにおいて、吉沢の語る「個と共同性」には、人類が最終的に熱望する「構成員個々が平等で共同する社会」が実現するシステムへの道標として理想化されていた19世紀以来の「社会主義革命への願望」が根強く存在していたとも言える。

2、野村浩一の「個と共同性」について

野村浩一「東アジアにおける個と共同性 二十世紀中国の思潮を中心に——主題についての序論的考察——」（東大中国学会『中国—社会と文化』第6巻、1991年6月）は、東大中国学会1990年度大会・シンポジウムでの報告を纏めた、中国革命に通底する近代中国社会に沈潜していた革命思想の展開を取り上げた重厚長大な論稿である。

ただ、筆者（内山）には、野村の提示した近代中国における革命思潮を、思想史として取り扱うだけの能力はない。しかし、野村の指摘した中国革命期の社会変革に関する壮大な思想的展開の裏に存在した二つの「危うさ」については、「個と共同性」を考察上でのヒントが隠されていると思われるので、その点に絞って論及

してみる。

野村の言う一つ目の「危うさ」は、陳独秀の思想的展開の中で指摘されている。20世紀初頭の民衆の意識の根底に存在した「儒教的倫理と道教的世界」との闘いの裏側に存在した「ナショナル・アイデンティティ・クライシス」の中での「危うさ」で、「個人、人権、人格」より「集合体としての人民」を優先する「人権と民権の交錯する位相」に関与した問題である。

野村によるこの指摘は、毛沢東以後の現代中国社会においても、「儒教的道教的世界としての中国社会の地肌がもろに浮かび上がっている」現状が存在することとも関連し、意味深長な問題提起でもある。

陳独秀の思想を分析する前提として、野村は中国の「人々を規定してきた儒教倫理及び道教的世界の示す態様」をあげ、その内実を「孝悌を核とする家族、宗族倫理及びそこから導き出される共同体倫理、そして一般民衆の意識を深く規定してきたいわゆる道教的世界の行動様式である」と説明し、「この儒教倫理と道教的世界は、中国思想の最も原基的な観念としての『道』を共有しつつ、互いに重なり合って存在している」と断言している。

さらに野村は、上述した陳独秀の思想の裏側に、「ある本質的な危うさが内在していた」として「当時の歴史状況——帝国の解体、西方世界の経済的、文化的、軍事的侵略にさらされている中国という現実による問題」、つまり「いわばアイデンティティ・クライシスにかかわる問題」という「根底的な危うさ」を指摘する。

陳独秀にとっては、「個と共同性という課題は、それがそのままの形でストレートに問題とされるよりは、かえってこの思想主題へと姿を変えつつ登場、展開していった」として、「背後

には疑いもなくナショナル・アイデンティティ・クライシスが存在した」として、野村は梁啓超や梁漱溟を取り上げ「東西文明論争」や「科学と人生観論争」を紹介した。

次に、この「アイデンティティ・クライシスの克服」への途に、孫文の三民主義が登場したとして、その思想の位置・意味・役割が検討されている。

注目すべきは、野村が孫文の三民主義にみられる「政治社会形成における宣誓—契約にかかわる問題」を指摘した後に、溝口雄三『方法としての中国』（東京大学出版会、1989年）を紹介しながら、近代民権主義者である孫文の「核心に存在するのは、政治的、思想的にはいわば民権であって、必ずしも人権ではないということである。あるいはまた、その思想において個人、人権、人格といった観念はより稀薄であったということである。そこに存在するには、どちらかといえばやはり集合体としての人民というイメージであって、この問題は、総体または全体、あるいは中国思想史上において公と呼ばれる問題へと深く連続していく側面をもっている」と指摘したことであろう。

それにもかかわらず野村は、孫文の三民主義が、「それまでの伝統的思考様式とは異なった地平に立っていたこと、ないしはあるいは新しい組みかえを行ないつつあった」とし、「孫文の政治哲学が何よりも民族の危機を克服するためにこそ生み出されていた」「それは、ナショナル・クライシス——民族共同体の危機を克服するための思想であった」と強調し、「近代的な思想的要素を本質的に内包しながらも、しかし他方、何よりも自らのアイデンティティの保持のために、伝統的基盤、思想を“活用。しつつ構成されていくことになる」と主張し、「ナショナル・アイデンティティの保持とナシヨナ

ル・クライシスの克服を接合することを通じて、すべてを吸引する大きな力をもっていた」と断言した。

やがて、孫文の死により、三民主義に儒教的解釈を施した戴季陶の孫文主義が登場すると、伝統と革新を結びつけていた孫文主義が、「統治のための一つの道具に転化する事態」が生まれたという。

野村によると、蒋介石の国民政府による「訓政」が、事実上の「専制」にすぎないと抵抗したのが、胡適の人権論であったという。

野村は「二〇年代の孫文の三民主義が、忽ちのうちに伝統的政治・思想構造の枠組みの中へと引き入れられ、そのことによってナショナル・アイデンティティという課題が最も伝統的な政治形態、すなわち政治と道德の癒着、また権力による理論、思想の独占へと引きもどされていった時、胡適は他ならぬ個と共同性のいう地平からこれに反撃したとみることができる。すなわち彼の人権の主張、いいかえれば守られるべき人権とは何か、そしてそれはいかに保障されるかという問題提起は、疑いもなく十年代に開拓された個の地平からの反撃であり、そしてまた、彼の『知難行易説—先知先覚説—領袖論』への批判は、権力がいかにして認知され、またそれがどのような意味をもつかということを問う点において、何よりも共同性の地平からの反撃といってよかったろう」と論究している。

さらに1932年12月に、宋慶齡、魯迅、蔡元培等によって上海で中国民権保障同盟が成立したが、結成当初、同盟のメンバーであった胡適との間に、翌年になるとトラブルが発生し、胡適の同盟からの除名という事態に至る。この対立に際して、野村は「民権保障同盟が、何よりも政治的自由とりわけ政治犯の問題を中心にすえ、一切の政治犯の無条件釈放を課題としたの

に対して、他方胡適はもっぱら個別の人権及び法治の要求から出発して、個人の人権保障を問題としていた」として、「この対立は、いわば民権と人権とが一方では深い共通性をもちつつも、しかし他方、別の視角からすれば、ある種の本質的な差違を深く内包する対立であった。あるいはまた、権利という一点を共有しつつ、しかもそれ自体の中に個と共同性が内包されるという微妙な課題を含む対立であった」と指摘している。

野村の指摘する二つ目の「危うさ」は、毛沢東の『実践論』を検討する中で紹介された、「中国における社会主義的思潮」の特徴の中に見られる、「国民党の統治理念に対する批判」に内在する「危うさ」である。

野村は、『実践論』の思想が主張する基本的命題の第一の特徴を、「あきらかにコミンテルン—王明路線、そのいわゆる教条主義に対する中国共産党の自己主張であった。あるいはまた、さらに言いかえるならば、中国革命の実践者としての毛沢東、ないしは中国共産党の運動そのものの自己主張であった」とし、第二の特徴に「現実の実践、そこから導き出される実践知の優位の思想が、他方では国民党の統治理念、先知先覚論に対するラディカルな否定の意味、あるいはそうした思想的射程をも合せもっていたであろうこと」を挙げている。

しかし、『実践論』に関して「この論理は、最高の実践者は最高の認識者であり、あるいはまた最高の革命実践者が最高の革命認識者でありうるという点において、実は先知先覚論を背後から滑りこませる要因を含んでいる。おそらく革命運動の最高のリーダーである毛沢東は、同時に理論の最高のリーダーでありうることになるだろう。そして、いま一つ、再び比喩的な表

現を恐れずにいうならば、実践者＝認識者、理論者というこの構図あるいは図式は、そのある形態においては、何よりもこの国の伝統的思想風土の中で、いわば『知行合一』を達成した、他ならぬ『革命の聖人』へとずれこんでいく側面をもつだろう」と興味深い指摘をしている。

つまり、抗日期の「国民党専制に対する民主主義の要求」としての「愛国の自由の要求」が、「個人の自由より人民の自由として観念顕現している」こと、換言すれば「公の一方的優位性」が強調された「危うさ」であろう。

以上、野村の指摘した中国革命期の社会変革に関する壮大な思想的展開の裏に存在した二つの「危うさ」について紹介した。その「危うさ」の意味を再考するために、1980年代以降の現代中国における「個と共同性」に関する野村の分析を紹介しよう。

野村は、論稿の最後に、「建国後三十余年の示す問題状況は、共同性、より正確には共産党の掌握する共同性、すなわち政治の一方的優位であり、かつまた公なるものへの献身の一方的押しつけ、あるいはその極度の肥大化であったとすることができる。そしてそうした状況に対して八〇年代以降のいま、少なくとも知的レベルにおいては、権力による共同性の独占ないしは権力への批判が様々な形をとりつつ噴出している。あるいはまた、個の自発性、自由という地点からする『公』の一方的優位への批判が姿を現している。(中略)問題の本質は、個と共同性という課題を、個の側から、また共同性の側から、いかに両者の架橋を試みていくにかかっている。共同性の次元においていえば、いわゆる権力の多元化、政治の多元化、権力批判の要求はこの問題に深くかかわるし、また個の次元でいえば、自由の要求あるいは広く啓蒙の

要請は、同じくこうした問題性の地平にあるだろう」と「改革開放」後の新たな潮流の中での「個と共同性」の課題に論及したことは注目すべきであろう。

野村によれば、「改革と開放」の中で「六・四事件」を経験した現代中国には、「疑似家族宗族主義的社会結合としていわゆる『単位主義』と、他方、民衆世界の道教的自由放任・放縦として私利私欲追求が横行している」として、「たとえどのような長期にわたるジグザクがあろうとも、そこに次第に個性としての個が生み出され、また公的共同性が確立されていく道」があるという「一抹の希望」を提示しながらも、「統治のイデオロギー、ないしは誰もがそれを充分には信じてはいないという意味でむしろ疑似イデオロギーと化したマルクス・レーニン主義と、それに依拠したある種の強権的な支配という現実のもとで、かえって儒教的・道教的の世界としての中国社会の地肌がもろに浮かび上がっている」と現代中国が抱える本質的な課題に関して厳しい指摘を残したとも言えよう。

鄧小平体制以後の慣例を破って異例の共産党総書記3期目に入った習近平体制下で、毛沢東思想が再び注目されていると指摘されてから時久しいが、現代中国に内在化している「危うさ」には、中国社会の基底部に沈潜し、連綿と続いていた王朝支配体制を支えた民衆の在り方とも関連して、改めて「個と共同性」の背後に残された中国社会の深部への考察の必要性を痛感せざるを得ない。そこで次節で共産党体制下の民衆の在り方を検討してみる。

3.「民衆の日常」から「個と共同性」を考える

以上に紹介した研究は、30数年前の現状を前提とした議論であり、現代東アジア社会の現状

とはかけ離れたという限界を内包している。ましてや1980年代より、外国人も含めて研究者自身による現地での調査研究が可能となった歴史的経過を踏まえば、違った角度からの接近が可能であろう。

その一例として紹介するのは、鄭浩瀾が追求する「民衆の日常性」という視点である。鄭は中兼和津次との共編著である『毛沢東時代の政治運動と民衆の日常』（慶應義塾大学出版会、2021年）の「序章」の中で、「民衆は政治運動のなかでどのような認識を持ち、どのように行動したのか。民衆はどのように社会主義的秩序に適応し、また社会主義的秩序のもとでどのような生き方をしていたのか」と問いかけ、「民衆の認識の変容は、国家によって強制されたものとしてではなく、民衆の日常生活における実践として理解されるべきである」として、「日常生活」を「主に国家権力の浸透と民衆の認識・行動が相互的に作用する生活世界の領域または場」と規定し、農民、労働者、大学や中学での学生生活、キリスト教徒や民間教派の信徒たちの日常活動と政治運動の関係を検討している。

鄭は、1980年代以降の「日常的抵抗」に関する先行研究から毛沢東時代の民衆の認識と行動を考察し、新史料として①近年新たに公開された毛沢東時代の政治に関する公式資料、②民間レベルの非公式資料の分析を提示し、「3種類の個人史料」として「a.個人の日記、b.個人が参加した会議の記録、c.個人をめぐる調査記録や档案資料」を紹介している。

鄭の「民衆の日常」という視点は、鄭浩瀾編著『革命と親密性 毛沢東時代の「日常政治」』（東方書店、2024年）にも引き継がれている¹⁷。

鄭の「序章」によれば、「毛沢東時代の革命は、階級闘争の矛先を親密な関係そのものに向けたい」という視点から親密性と革命の関係を再考

すると、「生活コミュニティの視点からみれば、革命は人々の間の親密な関係を攻撃の対象としたものの、親密な関係を土台に迅速に展開されたという側面もあり、場合によっては親密な関係を強化することさえあった」と結論し、親密性が決して政治と無関係なものではないことを強調している。

そのような思考の背景には、「村の血縁関係の濃淡は地域によって異なるが、農村社会は全体的には固定化された土地および身分に基づく共同体社会ではなく、家族関係を中心とする社会」としての中国社会の「文脈」と「歴史的経過」が存在し、ミシェル・フーコー (Michel Foucault) らが提唱した親密性とは異質な親密性の概念が窺えると問題提起し、「親密な関係の実態分析に重点を置く」として、日記・手紙・口述資料やインタビュー記録などを史料として検討している。

そこで、これら両書に収録された論考のうち、本稿の追求する課題との関連から、中国人研究者自身による出身農村での実体験を基礎とした二つの研究をもとに、農民個人にとっての「共同性」の実態を垣間見ることから、鄭の問題提起を再検討してみる。

『毛沢東時代の政治運動と民衆の日常』に収録された「第2章 人民公社における農民の働き方と暮らし——高校卒業までの個人的体験を中心に」は、中国経済学者の嚴善平が、生まれ育った安徽省含山県王山村での生産隊の農民の実情を分析したものである。

当該村について嚴は「王山村には30世帯ぐらいで構成される生産隊が3つあり、農地面積、水田と畑の割合、およびその村からの距離など農業生産の基礎的条件では生産隊間に大きな差はない。生産隊の間での土地、農家世帯の

異動もほとんどない。3つの生産隊がほぼ同質なため、農産物の生産高や農家の分配状況で互いに意識し競争する雰囲気は常にあった。」「作付け体系、種子、労働利用など農業経営に関わる意思決定（指令）は、国→公社→大隊というルートを通して下され、生産隊はそれらを遂行するもっぱら他律的な存在でしかなかった」が、「生産隊は、人民公社の末端機関であると同時に、地縁・血縁でつながる農家同士の生活共同体でもある」して、具体的に説明している。

さらに生産隊は、「村民が生きるための農産物を相互扶助原理（平等）で分配する生活共同体の機能をも果たしたのである」とし、「日常的な暮らしが成り立つ相互扶助の原理が機能し、さまざまな職人が村の中または近隣の村において、自然発生的な補完関係により伝統的な自給自足の暮らしが支えられた」と断言している。

結論として、「公社体制の基礎をなす生産隊は、計画経済に組み込まれた他律的な経済組織である一方、その受け皿である集落は伝統的な地縁・血縁的關係に埋め込まれた自律的な生活共同体であった」、「生産隊は競争原理と共同体原理を併せ持つ多機能型の組織であり、能力主義と平等主義が制度化されたことで存続しえた」と主張している。

次に取り上げる論稿は、『革命と親密性 毛沢東時代の「日常政治」』に収録された社会学者の張樂天が纏めた「第4章 人民公社期の村落における両性関係——浙江省海寧市聯民村を事例として」である。

張は、故郷の浙江省海寧市塩官鎮聯民村鎮家場で生まれ育ち、復旦大学を卒業後も故郷で実地調査を行い、それに基づいて作成したデータベースや聞き取り調査を駆使して、多くの具体的事例を紹介しながら「国家イデオロギーと村

落の伝統との衝突と摩擦の下での両性関係が呈した多様性と複雑さ」を考察した。

特に1966年に故郷の自然村である陳家場で起きた「義母強姦事件」を取り上げ、その顛末を説明した後に、「このような状況について、筆者は『熟人社会[顔見知り社会]における人情の負の効果』という概念を提起したい。『負の効果』というのは、清らかな道徳や村落文化、そしてより人間らしい社会秩序を建設するという視点に立った見方であるが、農民たちからみれば、騒ぎ立てず、通報しないことこそ、村落生活の既存の秩序を維持する最善の選択だった。言い換えれば、農民の両性関係に対する態度と村落秩序は、互いに関連していたのである」としている。

以上の鄭・厳・張の論稿から提起された課題を、長期にわたる農村でのフィールドワークから、中国社会の深層に迫ろうとした社会学者田原史起の近年の研究成果を踏まえて、4つの課題に絞って検討してみる。

第一の課題は、厳論文でしばしば論及された「生活共同体」という概念である。経済学者の厳が、あえて「共同体」を、農業「生産」からではなく農民「生活」から取り上げたことの意味することを再考してみよう。

戦中戦後を通して中国農村に「生活共同体」を提起したのは、平野義太郎と石田浩の研究である。言うまでもなく学説史的な「共同体論の系譜」からすれば、この「生活共同体」という概念は極めて曖昧なものであり、以下に紹介する旗田巍の平野義太郎批判が問題の特徴を適切に指摘している。

平野は1941年に『支那慣行調査彙報』に「会・会首・村長」を発表し、「この『會』こそ村民

の自然的な生活協同態である。この『會』は廟を中心とし、地理と歴史とによつて自然に發達した村民の自然聚楽に外ならない。村の財産を『會裏財産』といひ、廟産も公會の建物その他の村有財産をも統一して指稱し觀念してゐることは、それ自體において、この自然聚落たる『會』が廟を中心としつつ自然的に共同生活し、共同の村落組織に結成して來てゐることを示す」と主張した¹⁸。

周知のようにこの平野の「生活協同態」については、1942年に平野同様に『中国農村慣行調査』を資料とした戒能通孝から厳しい批判がなされた。やがて旗田は1966年に、平野の「生活共同態」について、次のように批判した。

「『郷土共同体』を土台とするアジアの建設を構想する平野氏の立場から、中国農民の協力や相互扶助などが注目され、それらについての多くの事実があつめられた。しかし重大な欠陥があった。農民の集团的あるいは協力的関係を重視し、これを『生活共同体』というだけで、その共同体なるものの歴史的 성격は問われなかった。平野氏においては、それで足りたのであり、それ以上の追求は必要とされなかったのであろう。このことは同時に、『共同体』の分析をいちじるしく不十分にした。多くの事例があつめられただけで、その内部構造の精密な分析は行われなかった。集团的行動があると、その集団を直ちに『共同体』といいかえたという感じさえする。元来、共同体は歴史的産物であり、それ自体の歴史をもつ。われわれが知りたいのは、その歴史的 성격である。平野氏においては、共同体は超歴史的に扱われ、その歴史的 성격は不問に付された。」¹⁹

旗田が「平野・戒能論争」に論究した1960年代には、マルクスの「アジアの共同体」論も含めて、「共同体」を歴史的に分析することが

常道とされていたから、超歴史的存在としての平野の「生活共同体」論が批判されたのも当然である。

ところで、石田浩は1970年代に『中国農村慣行調査』を史料とし、かつ自らの現地調査も加えて、精力的に「解放後の現代中国農村」の社会構造を分析した。その研究成果の一つが、石田『中国農村社会経済構造の研究』（晃洋書房、1986年）である。

この石田書の中で石田自身が、平野の「生活共同体」論をどこまで意識していたかわからないが、中国農村社会構造研究の分析視角として、「生活共同体」こそが、「農村における帰属集団」であり、その社会構成原理には、「同族」と「同郷」の2原理が存在し、「雑姓村においては『同郷』の視点から、同族村においては『同族』の視点から分析しなければならない」と独創的な問題提起をした。

この石田の問題提起に対して、筆者は石田書の手評という形で、いくつかの批判を提示した²⁰。その一つが石田の独自の「生活共同体」論である。

石田は、村松祐次の「中間的諸団体」に倣って「中間的諸組織」とした概念を、「なぜこのような諸組織の構成原理に『同郷』・『同族』・『同姓』・『同業』といった排他的な枠組が存在するか」という点で（村松の主張と——引用者）異なり、それゆえ、『中間的諸組織』を『生活共同体』と呼ぶ次第である」としか説明していなかったもので、旗田が平野を批判したと同様に、石田の「共同体」という語句の使用には、歴史的検討が加えられておらず、極めて抽象的感性的表現に止まるとの不満を提示した。

ただ、石田への手評の中で筆者は、抽象的感性的な「共同体」概念だとしても、この概念が含む内容は、石田が例示する現代中国農村の諸

側面を把握する上では無視できないことを認め、竹内実が『人民公社史』（平凡社、1972年）の巻末で述べた「わたしの考えでは、前近代のワクをつかつての近代の創出が、人民公社というひとつのカタチだったとおもう。前近代のワクというのは中国に伝統的な村落共同体の意識である」を引用し、平野とは違った概念規定の明確化とさらなる理論化を期待した。

厳がその論稿で「生活共同体」を語るとき、平野をどの程度意識していたかわからないが、石田が代表者となった科研プロジェクトに参加したことを、「石田浩教授追悼3学会合同シンポジウム」で日本現代中国学会を代表して語っていること²¹からも推測できるように、少なくとも石田の「生活共同体」は意識していたと窺える。

そこで次の作業として、かつての旗田による平野の「生活共同態」論批判、そして筆者による石田の「生活共同体」論批判の論点となった「共同体の歴史的展開」の欠落や生産活動における「共同性」という問題をあえて脇に置いて、改めて農民の農村での生活に視点をあてると、「生活共同体」概念は、筆者が祁と共に纏めた前稿で述べた、大塚久雄の「共同態」、さらに筆者がたびたび使用してきた「共同関係」の概念と重複しているようにさえ思える。

なお石田への手評で筆者は、その「生活共同体」論の中核とも言うべき「人的結合の2原理」としての「同族」と「同郷」の相互関係を明確してほしいと注文した。このことは、後述する第三の課題の中で取り扱うこととする。

第二の課題は、厳・張両論文にみられる基層組織としての生産隊の機能と規模である。

厳はその論稿の目的を「人民公社に関するほとんどの研究は、部外者が人民公社の姿を観察

して書いたものであり、生産隊の構成員が原体験をもって人民公社を語るものは少ない。本章の目的は、既存研究の成果を念頭に置きつつ、人民公社の内から農民の働き方と暮らしを描き出し、公社体制下の生産隊が生活共同体の性格を色濃く帯びることを明らかにする」(54頁)と明言している。また張もその論稿で具体例としてしばしば登場する故郷の陳家場について、「行政村である聯民村の管轄下にある自然村落であり、人民公社期には紅旗生産隊(現紅旗村民小組)に属した」(141頁)とあえて書き足している。

この自然村である「生産隊」「村民小組」を農村の基層組織として丁寧に分析したのが、田原史起『草の根の中国 村落ガバナンスと資源循環』(東京大学出版会、2019年)である。

田原によれば「基層レベルは、ほぼ『顔見知り社会』とも呼べる規模のコミュニティに対応する。かつての人民公社体制のもとでは『生産大隊』が置かれており、そして現在では『村民委員会』(＝行政村)と呼ばれる組織が置かれている。さらに小規模なサブ基層レベル、『生産隊』や『村民小組』などの組織が置かれたレベルは、『顔馴染み社会』と呼ぶべきコミュニティに対応していると考えてよい」(44頁)という。

さらに生産大隊と生産隊に関係については、「つながり」と「まとまり」という人間関係から以下のように説明している。

「村民小組＝自然村のレベルは、中国農村研究の知見では、ほぼ農村の基礎的な親密圏すなわち『顔馴染み社会』(熟人社会)に重なりとされている。『顔馴染み社会』においては、内部のメンバーの大多数は父系血縁の『つながり＝関係資本』によって結びつけられており、最初から『なぜ協調しなければならないか』を問

う必要のない馴染んだ関係を形成している。したがって、村民小組＝自然村が単位となったガバナンスは、コミュニティ内ですでに集積されている『つながり』を動員すれば村民間の協同行動は容易であり、ガバナンスの目標も達成されやすい。その際、異なる親密圏を橋渡しする『まとまり＝団結』の動員という、中国社会の文脈からは厄介な問題に直面せずに済むのである。こうしてみれば、ガバナンスの先行事例を挙げた先行研究の事例の多くが、行政村ではなく自然村レベルのものだったのもゆえなきことではない。

これにたいして、村民委員会＝行政村レベルの社会は『顔見知り社会』(半熟人社会)と呼ばれる基本的性格をもっている。三三〇戸という行政村の平均規模は、一般的にはその内部に数個ないしは一〇個ほどの『顔馴染み社会』を含む一〇〇〇人から数千人規模のコミュニティとなる。自分とは別の親密圏に生活する村民について、『顔見知り』であっても『顔馴染み』というわけにはいかず、限りなく他人に近いメンバーもそのうちに含まれる。行政村内の利害関係は複雑に分化しており、有力者を中心に『関係』のネットワークも村外に延びるものが多くなってくる。そのため、『つながり』と『まとまり』のズレの程度は大きく、行政村レベルでの『まとまり＝団結資本』の不足は容易にガバナンスの機能不全——中国農村研究の主要な問題関心である——に結びついてしまうのである。」(65-66頁)

ところで田原は、「図2-3 中国の地方行政単位」で、人民公社時代と現在を比較しながら、省レベル・地区レベル・県レベル・サブ県レベル・基層レベル・サブ基層レベルの6層からなる社会構造を作成している(43頁)が、田原『中国農村の現在 「14億分の10億」のリアル』(中

公新書、2024年）の14頁でも、「図0-1 中国農村にかかわる地方行政単位」と題する図を収録している。

この両図を比較すると、人民公社時代と現在を比較しながらの6層構造に変化はないが、中公新書版では「単位数、人口規模は2010年前後を基準とした概数となる」と断りながら、新たに6層の地方行政単位に、それぞれ単位数と平均人口規模を加えている。

筆者が注目したのは、単位数50万、平均人口規模1450とした基層レベルの生産大隊、村民委員会（行政村）もさることながら、単位数500万、平均人口規模145としたサブ基層レベルの生産隊、村民小組の規模である²²。

田原がどの程度意識しているかわからないが、サブ基層レベルの「平均人口規模145」は、ダンバー数150に近いことが、筆者にとっては気になった。

ダンバー数とは、自然人類学者で進化心理学を専攻するオックスフォード大学名誉教授のロビン・ダンバー (Robin Dunbar) が提唱した狩猟採取社会に生きた人類の典型的な社会集団の大きさを表す数値である。

ダンバーの著書は、日本でも多く翻訳されているが、2023年に小田哲の翻訳、長谷川眞理子の解説を付して白揚社から出版された近著『宗教の起源 私たちにはなぜ〈神〉が必要だったのか』²³で、ダンバーはダンバー数を次の様に説明している。

「社会脳仮説の核心は、種ごとの典型的な社会集団の大きさと、脳の大きさ——厳密には新皮質の大きさ——が単純な相関関係にあることだ。私たちが知恵をめぐらせるときに活躍するのが新皮質という脳の部位で、霊長類では、新皮質は脳のほかの部位にくらべて桁外れな進化を遂げてきた。哺乳類全体では、脳の容積に占

める新皮質の割合は一〇～四〇パーセントだが、霊長類では最低でも五〇パーセント、ヒトでは八〇パーセントに達する。霊長類の新皮質の大きさと集団規模の関係から、人間『本来』の集団規模を見積もることができる。サルと類人猿で得られる方程式に、ヒトの新皮質の大きさを代入すればいいだけだ。この式から予測される人の集団の大きさはおおむね一五〇となる。」（102頁）

「つまり産業革命が起こるまで、世界のほぼすべてで共同体の大きさは決まっており、それは長きにわたり驚くほど一定していたようだ。もちろん町や都市に相当するもっと大きな共同体もあちこちにあっただろう。だがそんな都市は珍しく、例外なく政権（小さな王国、地域の君主）の中樞が置かれていた。ところがこうした中樞都市が出現したのは約八〇〇〇年前の新石器時代のことであり、さらにその後も小さい共同体が標準だったようだ——個人のネットワークはいまでもそうだ。一五〇人という数字には、規模と安定性において人間の心理に根ざす何かがあるようだ。」（109頁）

むろんこのダンバー数については、他の人類学者や進化心理学者から批判が提示され、ダンバー自身も反論を繰り返している。

筆者は本稿で150という数値にこだわるつもりはない。ただ、ダンバーの社会脳仮説が共同体の規模に論究していることに注目すると、田原の提起した基層社会の核としての「生産隊」ないし「村民小組」に関する研究が、嚴や張の自らの農村での生活体験を踏まえた研究で提示された課題と重複し、かつ鄭の提起する「親密圏」とも併せて、毛沢東時代以降の集団化と鄧小平時代以降の人民公社の解体も含めて、今後の中国農村研究の方向性を提示しているように思われる。

第三の課題は、「血縁的結合」と「地縁的結合」の相互関係である。このことは、第一課題の中で紹介した、石田の「生活共同体」論での「同族」と「同郷」の2原理と関連する。

というのも、旗田が1966年に発表した「村の土地と村の人」で「中国の村では、血縁関係のない他人とのあいだに、同族関係をあらわす呼称とほとんど全く同様な親族呼称が用いられる。これは順義県沙井村をはじめ、あらゆる村々で行われている。年齢・地位・財産などには関係なしに、全く血のつながりが無いものが、一定の秩序にしたがって親族呼称で呼び合っている」²⁴として、擬制的親族秩序としての「街坊の輩」あるいは「郷閭輩」を紹介している。

同様なことは、厳論文でも、「歴史の長い大きな村落だけに、結婚を通じて宗族間の関係が結ばれ、世帯間、個人間に擬似的な血縁関係が形成される。『輩分』という独特の伝統文化が村人のなかに根づいており、個々人は村人のなかにおける自らの相対的位置を幼いころから覚えさせられる。会う人の輩分に相応する呼称で挨拶することが求められ、それができる人は礼儀正しいといわれる。(中略) 自分も含め村人が会うたびに互いに挨拶していたことは普通の日常であった」(56頁)と紹介されている。

この血縁と地縁との関係について田原史起は、ロシアやインドの農村との比較から、「中国では伝統的社会構造の起点となっていたのは、地縁によるシステム(=村落共同体)ではなく、血縁によるシステム(=大家族制)であった。形態としての集落や村落は存在していても、社会構造の起点はあくまでも家(宗族)や戸(世帯)にあった。個別の農民家族が生存を維持し、できることなら繁栄を実現しようと夢見る中で、結果として家族間の共同がみられたり、と

きには村としてまとまる必要が生じたにすぎない。地縁的な結合は家々の合理的・打算的な選択の一時的な結果として捉えられる」²⁵と断定している。

田原によれば、「地縁的な共同体」が存在しなかった中国農村に、人民公社に代表される「社会主義的地縁共同体」が形成されたのは、国民党時代からの統治形態をベースとして、さらに「血縁組織の生命力を借りて」、毛沢東時代以来の中国共産党による統治が完成する中で形成されたが、鄧小平時代以降の人民公社解体により、地域差を伴いながらも、血縁的要素を中核とし、独特の地縁的要素が存在することになるということのようだ²⁶。

ここで筆者が気になるのは、田原が語る中国に存在しなかった「地縁的な共同体」とは、「平野・戒能論争」でも論点となったように、欧米や日本の農村構造の中で語られた「地縁的な共同体」概念ではないかという疑問が払拭できないことである。

田原は、東京大学出版会版著書の「終章」で、ロシア、インドとの比較により、中国の村落ガバナンスの特色をクリアに説明し、中・露・印の三国に注目したのは、「人口と領土のサイズ」が、多くの欧米諸国や日本と比べて「突出」していることを指摘している。

さらに中公新書版で、田原は清末から民国期に活躍した思想家の章炳麟の言葉を引用しながら、「皇帝、専制君主を戴きながらも、中国農民には思いのほか『自由』な一面が生まれた。それは早くから封建制、身分制を脱していたことにも拘わる」と論及しているが、歴史的叙述としては不十分であり、古代中国社会の「封建性」と近世ヨーロッパや近世日本の「封建性」の混同と誤解される危険も内包している。むしろ古代中国社会における地縁と血縁の関係に立ち戻

って検討すべきであろう。

この点では、中国古代史研究者の飯尾秀幸が発表した「中国古代における個と共同性の展開」（『歴史学研究』729号、1999年10月）が、睡虎地秦簡などの秦律を史料として、中国古代社会における国家と在地社会との関係から「共同体」を検討し、地縁（共同性）に結合していた在地社会に、血縁（個）を重要視する豪族が出現した「人間関係の大きな変動」から、秦という国家の発生を考察していることに、ヒントがあるように思われる。

いずれにしても地縁的結合と血縁的結合についての相互関係は、今後の中国農村研究にとって残された課題の一つであることに間違いはないようだ。

第四の課題は、前述の野村浩一が提起した「人々を規定してきた儒教倫理及び道教的世界の示す態様」とも関連して、中国農村社会における伝統をどのように理解し、かつどのように検討するか、その研究方法である。

筆者も平野や旗田の論稿から、農村社会の深部に残存する伝統的な農業慣行に注目してきた。その研究視角から、石田の農村研究にも親和性を覚えてきた。

しかし、昨年発表した拙稿「アジアにおける新たな歴史像再構成の課題を探る——『日本の秦漢史研究の現在、重近啓樹氏没後12年』に参加して」（明治大学東洋史談話会『明大アジア史論集』第29号、2025年3月）でも論及したが、21世紀になって、欧米の研究者を中心に、経済学・政治学・人類学・社会学などの歴史学に隣接する他の研究者からの「人類史」に関する発言に、大きな刺激を受けている。前述のロビン・ダンバーの人類史に関する発言の他にも、中国農村社会における伝統を再考する際にもヒント

となる論点を内包していると思われる提言が存在する。

例えば、人類学や環境学にも精通した政治学者のジェームス・スコットが、その著『反穀物の人類史 国家誕生のディープヒストリー』（立木勝訳、みすず書房、2019年）²⁷の中で、定住による農耕生活こそが「文明化」という従来「常識」を批判し、移動性で分散性のある「狩猟民、採集民、遊牧民からなる原始的な人びと」が、「国家が長く存在すればするほど、辺境へと吐き出される難民」となり、「自発的な遊牧民化」が起きることを指摘し、「人びとは、環境が変わって必要に迫られれば、そのつど鋤を捨てて森へ、森を捨てて焼き畑へ、焼き畑を捨てて遊牧へと、巧みに生業戦略を修正した」（229頁）と主張している。

この点では、人類学者のデヴィッド・グレーバー（David Graeber）と考古学者のデヴィッド・ウェングロウ（David Wengrow）が、その共著『万物の黎明 人類史を根本からくつがえす』（酒井隆史訳、光文社、2023年）²⁸の中で、『イエズス会書簡集』全71巻に目を通して、ホップスやルソーに代表される啓蒙思想を「トータルに『先住民による批判』へのバックラッシュに位置づける議論」から、アメリカ大陸の先住民が農耕開始以前の単純素朴な狩猟採取民だったというイメージを、人類学的見地と考古学見地の双方から覆し、多様性に富んでいた実態を明らかにしている。

また、デビット・グレーバーの遺稿となった『啓蒙の海賊たち あるいは実在したリバタリアの物語』（酒井隆史訳、岩波書店、2025年）²⁹では、海賊のユートピアといわれたリバタリアを取り上げ、アフリカ南東部沖の島国であるマダガスカルの子海賊社会と、富と恋愛を求めて海賊たちを現地に引き入れた女商人たちの活動が

ら「ラディカルな啓蒙主義」が生まれたとして、リバタリアでは従来のヨーロッパ中心主義的な近代観を解体する「啓蒙主義の脱植民地化の試み」がなされたと主張された。

欧米研究者からの啓蒙思想以後の近代観に対する批判は、経済人類学者ジェイソン・ヒッケル (Jason Hickel) の『資本主義の次に来る世界』(野中香方子訳、東洋経済新報社、2023年)³⁰でも、デカルトの二元論を批判し、脱成長論を展開する中で、自らの幼少期を過ごしたアフリカでの体験から、アニミズムに注目している。このように人類史における「文明」の意味が問われていることは、中国史における「伝統」の中味を再吟味することに連なると言えよう。

換言すれば、中国社会においては、「伝統」のみならず、「個」と「共同性」それ自体の捉え方も、果たして現代社会を規定している「啓蒙主義」以降の近代観による理解で良いのかも問われているのが現状であろう。

以上の課題については、以下に紹介する華北農村における農民の目線からみた「個と共同性」の具体例の検討から、改めて再考を試みる。

第2章 山西省平遥県道備村の農民にみる「個と共同性」

1、道備村について

筆者(内山)が、山西省平遥県南政郷道備村を最初に訪問したのは、2008年12月であった。2005年に河南省、2006.07年に山西省で農村調査を実施した三谷孝を代表者とする科研グループ³¹の一員として参加した筆者は、三谷科研の後継科研を実施すべく、それ以前から祁建民と共に訪問していた山西大学中国社会史研究中心

のスタッフの協力のもとに、調査村を選定していた。従来の共同研究では、既に中国側スタッフが調査した農村を日本側が参観することが多かったので、研究スタート時期から日中双方が同条件で共同研究を開始するため、中国側も未調査の農村を選ぼうとした。たまたま研究に協力してくれた山西大学の大学院生の故郷の隣村にあたる道備村で、村の弁公室事務所として使用されている旧老爺廟の倉庫に、大量の档案が保管されていた。幸い村の幹部たちの協力で、大量の档案は、山西大学に寄贈されることとなり、2009年12月の共同研究開始時期までに、档案の目録が作成され、山西大学のスタッフによる平遥県に関する事前調査も完了していた。

道備村は、2009年の共同研究開催時、村の党書記で村長を兼任していた梁RXら村幹部による説明によると、人口3,243人、個数911戸、総面積8,780畝、耕地面積6,013畝で、1戸当たりの平均年収は3,700元、王姓が80%を占め、その他田姓、侯姓が多い村である³²。

2、蔣SLの経歴

本章で取り上げる蔣SLへのインタビューは、2010年7月の山西大学のスタッフによる記録³³に詳しいが、筆者が最初にインタビューしたのは、同年の12月であった。当初調査開始時期には、文盲の幹部として他の農民から名前を聞いていたが、「頭がおかしくなっている」と言われたり、他の老幹部とは距離を置いている印象を受けたが、我々が村に到着すると、興味を持って調査グループを眺めていた印象が残る。

蔣SLは、1937年の丑年生まれで、2010年の調査時では74歳の老幹部であった。小学校には1ヵ月しか通学せず、彼の「階級成分」が「貧

農」と明記されていた個人档案にも「文盲」と記されていた。

蔣は1957年に青年団に入団し、翌年には道備村青年団の支部書記となり、村の農業生産をリードするため突撃隊の隊長を兼務した³⁴。1960年には共産党員となり、支部の副書記に就任している。1962年に「三年困難期」と呼ばれる大躍進失敗後の混乱期に知り合った霍 YL と結婚し、三男一女の子どもに恵まれた³⁵。

上部機関から工作隊が来村し、当時の幹部の不正を追及した「四清運動」では、「2,000元以上の公費使用」が問題とされたが、「210元分の飲食」を告白し弁済したという。

蔣によると、四清運動以後、「自分は副書記のまま」だったが、「工作隊は自分を書記に抜擢しようとしたが、書記はやりたくなかったので辞退した。自分は積極分子だったが、運動が起きると書記が批判されるが、副書記なら批判されないからだ」³⁶と語っている。

果たして工作隊が蔣の語るような意志を持っていたか判明しないが、村の治安維持の責任者の「治保主任」であった王 XR が書記に昇進した³⁷。

蔣は1964年から翌年かけて青年団員として毛沢東思想宣伝隊に参加したが、農業生産には影響を与えないようにしたという。

1967年に蔣は村の革命委员会主任となった。当時村には平遥县城下の紅衛兵運動の影響で「二つの派閥があったが、共にそのリーダーは毛沢東思想宣伝隊の隊員であった」ので、蔣に言わせれば「私が養成した党員だった」ため、彼等は県内の武闘には参加していたが、村内では武闘はしなかったという³⁸。

やがて農業生産を高めるために、革命委员会主任を辞職し、後任を書記の王 XR に譲り、副書記のまま、第7生産隊でトラクターの運転手

を兼務した³⁹。

1969年になると、「党員と貧農・下中農の代表によって」⁴⁰蔣は村長となり、自らの後継者として王 RK を養成したという。しかし1977年の「四人組審査」の時に、地区の工作隊と結託した書記の王 XR によって、王 RK と共に批判された⁴¹。

しかし、「県政府に義兄弟である梁 XC がいたため、蔣 SL は抜擢されて道備村の隣村である西遊駕村にある王家庄公社の農機具ステーションで2年間働くことになり、1年は站长（ステーション長——引用者）、もう1年は小徐工作隊のメンバーとして社で働いた。1981～1982年には村の参謀となり、幹部を抜擢した」⁴²という。

3、蔣にとっての第一の闘争

そのような経歴を持つ蔣がなぜ「頭がおかしくなった」と言われるようになったのか疑問が残るが、2010年のインタビューで李 TW が「蔣 SL は教養がないが、人柄はまずまずで単純な人間であった。四人組事件後、頭がおかしくなり、衰弱した。蔣 SL は四人組に触発されて、王 YK（王 RK のことか——引用者）事件に関係した」⁴³と証言しており、村長を辞職して農機具ステーションへの移動には、村での政治変動が関与していると思われる。

この点では筆者と同時期に道備村での調査に参加していた田中比呂志が纏めた論稿である「村の歴史と個：ある無名の農民の半生（1）（2）」⁴⁴が多くのことを示唆してくれる。

田中論稿は、インタビュー記録や道備村档案を駆使して、キーパーソンの一人ともいえる侯 LY の半生を通じて、「村落史における個人の存在を浮き彫りにしようとする意図」から纏めら

れているので、前掲の鄭が提起した毛沢東時代の「民衆の日常」と通底する論点が提示されおり、中国農村社会研究を進めるためには無視できない秀作でもある。

田中論稿の中でも、「文革期、JSL（蔣SLのこと——引用者）らとWXR（王XRのこと——引用者）らとの間に2度、権力闘争が起きている」と指摘しているので、この「権力闘争」の実情を整理してみる。

第一の闘争は、1973年に蔣SLが村長であった時期に、第8小隊で起きた「棉花案（綿花事件）」をめぐる王XRとの対立である。

「綿花事件」については、2013年8月の田中による蔣SLと田YFへのインタビュー記録が詳しい⁴⁵。

当時、村の副業とされていた繰り綿事業増産のため、各生産小隊が収穫した綿花は、第8小隊が管轄する生産大隊所有の、繰り綿や原綿を作る「扎花房」に集められていた。1973年のある時、村民4人と作業員4人のうち、村民2名が首謀し、複数の小隊から繰り綿を3回にわたって盗んだ。やがて繰り綿作業に従事していた作業員が事件を発見し、支部書記の王XRに、そして王から県の公安局に通報された。公安局は調査のために王ZHを派遣し、主犯の2名には、盗まれた分の綿花の返還の他に、1ヵ月の拘禁が課されたが、その他の容疑者には、綿花の返還という処分しか課されなかった。

この処置に対して、村民の一部に不満を持つ者が現れた。書記の王が、主犯格の容疑者と親戚であったこと、事件処理のため公安局から派遣された王ZHが、書記と懇意であったことなども影響して、「三年困難期」に少量の食糧を盗んだ者が、当時「治保主任」であった王XRに殴られたことを逆恨みしてか、今回の処分は軽すぎると批判した。

やがて「綿花事件」の処理結果に対する村民の不満が残ったため、公社から工作隊が派遣され再調査が行われたが、前回と同様な結論となった。

毛沢東時代の中国農村で、収穫中に綿花を盗む事例は多かったようだ。筆者は1994年8月に、前年4月に引き続き、『中国農村慣行調査』の調査村であった山東省平原県後夏寨村を再訪した。前年同様に、キーパーソンの一人である馬会祥にインタビューした際に、人民公社時代の集団労働について質問した。綿花栽培に話が及ぶと、「秋に皆一緒に収穫する。棉花は集団のものだ。隊長の号令のもとにいっせいに収穫する。ただ社員には自覚の足りない者がいる。隊長がいない時には、収穫した棉花の一部を自分の衣服の中に隠した。幹部は仕事終了した時には、よく農民の服の下を探したものだ」と語ってくれたことを思い出す。その農民はどうして盗んだのかと問うと、「貧しかったから」との回答だった⁴⁶。

蔣SLによると、道備村でも「三年困難期」に、幹部以外の農民のほとんどが、集団での収穫中にトウモロコシや大豆を秘かに食べたので、幹部に「吊るされて殴られた」というが、地区財貿部の董部長は、「農民の窃盗行為は盗むことではない。これは『私吃私拿』（自ら食べる自ら持ち帰る）」として、農民を殴らないようにと幹部をたしなめたという⁴⁷。

しかし「綿花事件」での被害額と窃盗グループの大きさからして、「三年困難期」の事例とは比較にならず、村民間に幹部への不信を醸成したようだ。

蔣の証言では、当時の「幹部たちは一致して処理結果に賛成した」⁴⁸と記されているが、書記の王と村長の蔣の間には、それぞれが理想とする農民像の違い、いわば各自の描く「共同性」

との差異もあってか、大きな亀裂が生じていたと推測できよう。

4、蔣にとっての第二の闘争

第二の闘争は、前述した李 TW が「蔣 SL は四人組に触発されて、王 YK（王 RK のことか——引用者）事件に関係した」⁴⁹と証言したことである。

1976年に、村の政治工作隊長を兼ねていた革命委员会主任の蔣は、太谷農業学院（太谷師範学校との証言もある）を卒業して帰村していた王 RK を副主任に指名した。弟の王 RH は、王 RK が「村の遅れた状況を改善するため」に、学校が推薦する職務に従事することを諦めて、「村の建設事業のためという、夢を抱いて自ら望んで村に戻ることにした」が、「村の幹部たちの利益を損い、彼らから強い反発を買ってしまった。それにちょうどそのとき掲批清運動が起こされたので、村の状況を変える『夢』をかえなないまま失脚した」という⁵⁰。

県上層部から「社来社去（公社から来た学生が卒業したらまた公社に戻る）」方針に応じた先進モデルとみなされた王 RK は、銅鑼や太鼓が叩かれる中で帰村したというから、中卒や小卒の既存幹部たちにとっては、まさに疎ましい存在として受け止められただろう。

まして副主任となった王 RK は、幹部会議では、雑誌『紅旗』で学習した論文に基づいて労働点数などをめぐって、旧来の幹部の在り方を批判したので、蔣 SL が「会議での発言はちょっと行きすぎだ。打撃面が大きすぎた。焦りすぎではないか」⁵¹と忠告したが、書記の王 XR、副主任の王 ZY が小隊長達と連携し、捏造された事件報告をきっかけに、1977年の「四人組批判」の下で、「四人組一派」とされた蔣 SL と王

RK には、「留党察看、開除職務（党籍は保留するが、職務を解除する）」という処分が課された。

この処分は1978年に蔣と王の名誉回復後に取り消されたが、王 RK は村政に戻ることはなく、王家庄学区や杜家村学区の教導主任となったが、2007年に急性白血病に罹患し、発症後2ヵ月後に急死したという⁵²。

いくら名誉回復したとはいえ、毛沢東の呼びかけに「村の改革という夢」を見た王 RK の挫折と、他人から「文盲」と蔑む目で見られたであろう蔣 SL が若手のリーダーとして王 RK に期待したであろう「夢」の挫折の大きさは、計り知れないものがあり、それだけ「王 RK 事件」の後遺症として「頭がおかしくなる」ほど、その後の蔣に大きな影響を与えたであろうことは想像に難くない。

5、蔣に関するメモ書きから見えてくるもの

なお、蔣 SL に関しては、『道備村档案』にいくつかの資料が存在する。特に『蔣 SL 档案袋』と明記された封筒の中に、1961年から62年にかけての「三年困難期」に生じた蔣の「公費による食糧購入」に関する1965年12月の日付の「蔣 SL の自己批判書」と一緒に、大学ノート半頁分から四分の一頁程度の大きさのメモ書きともいえる紙片40枚ほどをピンで留めた書類の束が同封されていた。

紙片に書かれた文字は、30字から100字程度、多くが50字前後の短い文章だった。その多くは、蔣 SL に関して、彼が権力を利用して高い工分（労働点数）や多くの援助を得たとか、一儲けしたとかという批判的なものだったが、中には直接蔣を批判した内容とは異質なメモ書きも見受けられた。どの紙片にも、名前は記されていない。文章の末尾に多くは「群衆」、さら

に「社員」「群衆内呼声」「求実者」「見実的者」などの匿名がほとんどであった。

いつ、誰が何のために書かせたのか、それらの文章からは読み取れないが、紙片の中には、王RKの名前が明記されたものや、「請工作隊査情」という記述もあることから、いわゆる1976年の「王RK事件」以降に入村した工作隊が、蔣の処分をめぐる、匿名を条件に、村民に書かせたであろうと推測できる。

それだけに、このメモ書きの存在は、1960年代から70年代にかけての激動期においても、我々が予測していた以上に、「社会主義化」「集団化」というスローガンの裏に存在した「共同性」に括られた現代中国農村には、農民個々の「共同性」に対する主観的な願望も含めて、様々な社会的要因による対立と分断が再生産されていたことの別証かもしれない。

筆者がそう考える背景には、黄東蘭が「革命、戦争と村——日中戦争期山西省黎城县の事例から——」⁵³で、1941年10月に共産党太行山根拠地であった山西省南東部に位置する黎城县で発生した、宗教結社の離卦道信者による「暴動」事件（黎城事件）に関する中共晋冀豫党委員会の報告書である「離卦道事件考察報告」を史料として、1937年の日中戦争勃発から、報告書が作成された1942年間を分析した論稿が影響している。

むろんここで、日中戦争期の共産党根拠地下の山西農村と、毛沢東時代から鄧小平時代に至る山西農村を単純に比較するつもりはない。ただ、黄が「われわれが黎城县の事例を通じて見た村のなかの『革命』は、共産党の革命や共産党が指導した抗日戦争と農民との関係に関するこれまでの通説的な解釈よりもはるかに複雑であった」「抗日の名の下で、一部の村幹部は八路軍や共産党の地方政府の力を借りてまで自分

に反対する人たちを投獄したり、自らの判断で反対者の身柄を拘束し『漢奸』として処刑したりした。日本軍の『掃蕩』という外部からの暴力は、村の内部に潜んでいた暴力を増幅させたのである」⁵⁴との指摘は、時空の経過と政治権力構造の違いがあるにしても、前述の「民衆の日常性」を探る鄭からの問題提起とも関連して、毛沢東時代以降の中国社会における基層部としての農村およびそこに生活する農民を考察する上では、意味深長な示唆を与えてくれる。

6、蔣とキリスト教

さらに、蔣SLの人生から「個と共同性」を考察するには、彼とキリスト教との関係を抜きには考えられない。

筆者が蔣と最初に面談した2010年には、キリスト教は話題にのぼらなかったが、2011年の訪問時には、妻の霍YLが同席したこともあったか、キリスト教に話が及んだ。というのも、22歳で蔣と結婚した霍は、35歳頃に隣人の楊SQが聖書を読んでいたのをきっかけに、夫の蔣に内緒で県城の教会に通ったという。ミサの日に出かけても、蔣は仕事に忙しく、妻の入信については気が付かなかった。

一方夫の蔣は、村のキリスト教徒（プロテスタント）のリーダーである侯LYに勧められ、2008年から毎週水曜日に侯の家に出かけ、ミサにも参加しているという。しかし蔣は「共産党幹部だったので、影響が出ることを心配し、正式に入信できるか検討している。今年7月の洗礼には参加しなかった。来年洗礼を受ける予定だ」と応答した。

共産党とキリスト教の関係については、「キリスト教とマルクス主義は70%一致している。30%の違いとは、唯物論と唯心論。共産党の闘

争哲学など」と語っていた⁵⁵。

蔣に翌年の2012年に再会した折に、再びキリスト教のことを尋ねると、「現在はキリスト教を支持する立場だ。特に用がなければ、毎週日曜日に県城の教会に行く。毎週水曜日には、侯LYの所に行く。キリスト教を信仰することは、健康にもよい。私は死後天堂に登れるかわからないが信仰している。今日の10～12時も県の教会に、妻は足が悪いので1人で自転車に乗って行ってきた。妻は侯LYの所に出かけている」と語ったので、では入信したのかと尋ねると、「現在では共産党員の入信に制限はない。昔はイエスを信じるか、党を信じるか選択しなければならなかった」とやや話題をそらしながら、「自分は洗礼していない。心ではキリスト教を信じている。だが組織としては参加しない。自分は現在でも共産党は離党していない。大衆代表や現幹部の顧問でもある」と回答された⁵⁶。

さらに2013年の訪問時にも、「現在も党員であるので、洗礼を受けていない。キリスト教を支持する立場だ。入口に貼られた対聯は、教会から配られたものだ。今日は水曜日なので、午前10時から12時まで侯LYの所に出かけていた」と語り、定期的に他の教徒同様にミサに参加しながらも、あくまで共産党員として、教徒となることを拒んでいた⁵⁷。

道備村のキリスト教徒の動向については、平遥県におけるキリスト教徒の歴史も含めて、前掲田中論稿に詳しいので、本稿では取り上げない。

ただ筆者が侯LY宅を2013年に訪問した際には⁵⁸、居間の壁に「平遥県基督教会道備村聚会点」というパネルがはめ込まれ、「紀念恩主歌」と書かれた讃美歌、十字架の脇に「宇宙真神惟上帝、人間救主是耶穌」と書かれた図が掲

示されていた。その下に、「慶祝建党成立九十二周年」と書かれたパネルが飾られ、「五代領導人」として、習近平を中央に、左に江沢民、右に胡錦濤、その上に毛沢東と鄧小平の写真が組み込まれ、共産党員宅であることが明らかであった。

まさに共産党とキリスト教が「共存」する現場を見せられたので、ここがミサの場所かと驚いたが、侯から平然と「政治と宗教は別だ」と断言され、余りにも強かなその姿勢に、蔣との対応の違いも含めて、宗教指導者としての強烈な印象を受けた。

現状の村内における立場からすれば、仮に入信しても党内での影響力はきわめて限定的としか言えないにも拘らず、古参の共産党員であったことに誇りを抱く純朴な蔣にしても、義父の影響で1945年に入信したが、1954年に共産党に入党し、1988年までキリスト教徒であることをひたすら隠し続けた⁵⁹強かな侯にしても、一人の人間としては、「個」としての立場からすれば、それぞれが考える共産党とキリスト教に関しても、「別々の共同性」に対応しなければ、激動する社会の一員として共存できないことを示しているのかもしれない。

仮に「共同性」に複層的な結びつきが存在すると考えると、侯の場合には複数の「共同性」が同等の価値を内包し、かつ併存する入れ子状態にあるが、蔣の場合には複数の「共同性」がヒエラルキーを保持したまま重層化しており、共産党員にプライオリティが付与されているため、侯のようにドライに割り切って入信することができないのかもしれない。

習近平体制のもとで、毛沢東思想が復活し、宗教面でも「中国化」が求められていると聞く現在にあって、コロナ禍も関与して2018年以降訪中の機会に恵まれない筆者にとっては、道備

村の現状を知る由もない。ただ風の便りで、蔣の他界を知った。人生の最期を迎える直前に彼が洗礼を受けたのかどうかもわからない。

第3章 山西省霍州市・洪洞県の新四社五村の農民にみる「個と共同性」

1、新四社五村とは

新四社五村という水利組織は、同じ水源の利用によって形成され、乾燥・渇水地帯にある水利共同体である⁶⁰。この水利組織は、中国内陸の山西省に所在する。同省の年間平均降雨量は500ミリメートル前後であるが、極端な年には200ミリメートルにも足らず、旱害が頻発した。特に汾河流域以外の台地では雨水、泉水、井戸水の利用に限られている。新四社五村は洪洞、旧趙城、霍州の三県の境に接する霍山（標高2,346メートル、森林面積260.9万畝）の麓にあり、村々はほぼ標高800メートルから1,000メートル程度の台地に位置している。

新四社五村は狭い地域に集中しており、村落間の交流には都合がいい。沙窩峪から流出するわずかな水源を利用する人々は、東西約6、7キロメートル、南北約10キロメートル四方に散在する15の村落に生活している。この15の村により新四社五村という不灌漑水利組織が構成されている。清代の行政区画の面から見ると、この水利共同体は、洪洞、趙城、霍州の三県三郷に分属していたが、現在の行政区画によれば、洪洞県の北部と旧趙城県を含む霍州市との境界に跨る。

新四社五村を構成する15村は、水の利用と管理に対し、すべて平等な権利を持っているわけではない。各村落は三つの等級に分けられてい

る。まず、第一級は四つの主社である。新四社五村では、四主社だけが「水権」を持っている。次の等級は「五村」としての孔潤村である。孔潤村は新四社五村内で「老五」とも呼ばれる。この村は「水権」を持っておらず、「渠権」のみ持っている。渠権とは、水路の管理権で、独自に有する「水日」に行使する。第三の等級は付属村である。付属村は独自の「水日」を持っておらず、それぞれの主社村の「水日」の一部しか使用できない。

新四社五村には共同の民間信仰が存在している。水源地の沙窩村には龍王廟が建てられた。この龍王は新四社五村の各村により共同で祀られている。廟内の龍王像の前には石碑が立てられた。その碑文の表には「龍王廟の由来は非常に古い」、「旧石碑は多数損壊され、その詳細は定かではないが、概要については承知している。新四社五村の水日・順序を後ろに列記し、先人の志を忘れないだけではなく、後世の人の水争も免れる。石に文字を刻んでその志は永遠に不朽である」と刻んである。石碑の裏側には、次の文字が刻まれた。「仇池村8日、李庄村7日、義旺村4日、孔潤村3日、杏溝村6日、一巡してまた始めに戻り、ルール違反は許さず、違反者には罰を与える」と刻まれている⁶¹。

新四社五村では、水利共同体の機能以外に、各村間に助け合いもあった。義旺村の社首（新四社五村では、各村からの代表者より共同で運営・管理され、各村の代表者は社首と呼ばれる）の王BHによれば、「現在、霍州側と洪洞側の間では、収穫時に無償で助け合うこともある。機会を作って村の幹部が組織している。その他、村民の間で交通事故が起こり、解決しにくい場合には、村の幹部が介入すれば解決できる。霍州側と洪洞側との水以外の交流は、洪洞側に石材があるので、それをわれわれが購入する。新四

五村の交流は他の村より多い。義旺村には井戸がなく、生活用水にあまり余裕はないが、毎年の廟会の際には、他の村の出店者にも無料で水を提供する。」とのことである⁶²。

2. 王 BH の履歴と家族⁶³

本章では、義旺村社首の王 BH を例として、「個と共同性」について分析する。王 BH は1969年生まれで、小学校には4年か5年間通ったが、卒業しておらず、その後農業を始めて以来、四社の一つとしての義旺村を離れたことはない。人民公社時代、この村に生産隊は4つあったが、王は第2隊に属していた。2006年に選挙で村長になり、2009年までの3年間担当した。村長になる前の2002年に、村の給水ステーションの請負人になり、さらに四社五村の社首になった。2008年霍州市の人民代表大会代表となり、5年間担当した。

2008年に村で商店を始めた。それまで商業をしたことはなかった。この商店（服装、雑貨販売）を経営して、従業員一人を雇い、月給として600元を払っている。店舗は2階建て、2階が住居、1階が商店になっている。借金をして20万元で建てた。

王 BH は2013年に離婚し、家とガソリンスタンドは前妻に渡した。その後再婚した。新しい妻の楊 BX は、1990年生まれで、義城の出身。今彼女と山上の給水ステーションの家に住んでいる。王 BH の家族は夫婦の他に子供が2人いる。2人目の子供の出産に関して罰金を払った。王 BH によれば、当時は安く、数百円で良かったが、現在の罰金は6,000～10,000元ぐらいだという。前妻との間に娘が一人、息子が一人いる。娘は霍州市の発電所に勤め、息子は王 BH が所有していたガソリンスタンドを経営し

ている。給水ステーションは山上と山麓の2か所にあったが、山麓のステーションも息子に譲った。山麓のほうは毎年2～3万元の給水収入がある。山上の給水ステーションは、すべて灌漑用の水である。

王 BH の父親は王 SN（1937年生まれ）、母親は馬 QY（1943年生まれ）、現在同じ村に住んでいる。父親は河南省新郷市延津県の出身で、1942年頃、河南省で大旱魃が発生すると、「石匠」（石臼を磨く石工）をしていた祖父が父親を連れて山西省の蘭李村（四社の一つ）に移住し、ここでもやはり「石匠」として働いて稼いだ収入を資金として、約200畝もの土地を買い集めた。だが、その後、アヘンを吸飲して土地・財産を失い、土地改革時期には「貧農」と階級区分された。

王 BH の父親は、1960年代の「三年困難期」に食糧不足のため、30歳の時に、義旺村近くに移り住んできた。この村の外れにヤオトン（窑洞）を掘り、100畝あまりの土地を買ったが、地味は悪かった。王家は「外来戸」（村外から来た移民）であり、もともとこの村に親戚がいたわけではない。義旺村の住民は各家が、もともと村の外側の各地に住んでいたが、これらを合併してこの村の中心地に住むようになった。

王 BH の母親も河南省出身で、18歳の時にこの村にやってきた。やはり「三年困難期」だった。王 SN と結婚したのもこの村である。

王 BH には兄が一人（王 HH、1961年生まれ）、姉が一人（王 LY、1965年生まれ）いる。兄はこの村で農業を営み、リングを作っている。姉はこの村を離れ、霍州市に嫁いでいる。

3. 供水ステーションの請負

王 BH は2002年に給水ステーションを請け

負った。用水料金を徴収し、収入を得た。王BHによれば、村の用水料金については、給水ステーションができるまでは、1立方メートルにつき1.8元と水利局が規定していたが、ステーションができれば1立方メートル0.5元となるので、11,000元支払っても利潤がでると考えたからだという。さらに、隣の高速道路のサービスエリアに給水する際に、1立方メートル1.5元だが、かなり使用量が多いので、年間の収入は2万円になる。リング農園を灌漑するための「水管」(パイプ)は霍州市水利局が費用を負担して設置した。灌漑水の使用料は1時間につき40～50元である。仇池社は8日間の取水権があるが、王BHはこれを買っている。ただし水路のメンテナンス費用は、王が負担している。

山上の給水ステーションは沙窩村の土地を使っている。水利局は5万円を提供し、王BHが自分で土地使用料の1万円を支払い、さらに17～18万円を払って今の住居を建てた。王によれば、給水ステーションの契約は5年に一回契約する。契約が更新されるかどうか、水利局との関係によるという⁶⁴。

給水パイプは、各農民の畑に給水するようになっている。灌漑水1立方メートルにつき1元を、農民から徴収する。水利局との関係以外にも、王BHには村の幹部との関係がある。村民が水を利用できなくなって給水するときは、やはり村の幹部と協議しなくてはならない。

王BHは6～7畝の耕地を持ち、小麦しか栽培しない。小麦の栽培では労働力を多くは費やさない。供水ステーションの仕事は忙しい。毎日3回も供水ステーションに通わなければならないので、以前は供水ステーションに住み込んでいたが、その後村に住んでいる。

霍州市水利局副局長の張AGによれば⁶⁵、供

水ステーションの請負者は毎年水利局に両費(高額なメンテナンス費、減価償却費)を納めると、メンテナンス費の大半は水利局により支給される。納める金額は、毎年水利局が検分し、その収入によって金額を決める。

その後、王BHはリングの冷蔵庫を崔SHと共同で村の党委員会の近くに建設した。100万斤のリングを保存できる。80万円の費用がかかったが、資金の70%は崔の金。残りの30%は友人からの借金。水で冷蔵するので、電気代はかからない。

2015年9月22日に筆者(祁)が訪問した際に⁶⁶、王BHによれば、現在義旺村では4日分の水が不足するが、機械井戸があるので、用水は充分である。現在義旺村の村民の水道料金は無料だ。村長の朱BBが機械井戸の電気料金を払っている。義旺村の生活用水は無料だ。水道は各家までに通じた。

2017年9月21日に筆者が訪問した際に⁶⁷、王BHによれば、高速道路でのトラックへの給水はエンジンの冷却用として大型トラックには一台に10元、小型トラックへは一台に5円で販売している。1日100～200元の収入となる。(王の)叔母が水の販売を担当している。いつもは妻が担当するが、娘を幼稚園に通園させるため叔母に頼んでいるという。

2019年9月3日に訪問した際には⁶⁸、王BHによれば、現在、南峪の水は洪洞県に、北峪の水は霍州市に帰している。分水亭に集まった後、水は再びそれぞれ洪洞県と霍州市に送られる。王は、山の麓に住んでいるので、分水と揚水ポンプの開閉は全て遠隔操作で行っている。この設備のために3,000～4,000元かかった。この年2月から「霞霞農資部」(霞という文字は王BHの今の妻の名前から取ったという)の経営を開始し、化学肥料と農薬を販売していた。化学肥

料はその生産企業がこの村まで販売宣伝にやってきて仕入れ価格が他よりも安価だったので、購入することにしたという。

4. 水道料金トラブル

2004～2013年の間に、王BHは義旺村から水道料金を徴収できなかった。霍州市水利局の張AGによれば、当時洪洞側はもう四社五村の水を利用しないが、管理制度は変わらず、毎年祭祀を行う。しかし、新たな問題が起きた。その間に、国家が飲用水工程を興し、そこに集中供水ステーションを建設した。その水源の一部は四社五村の水で、一部はモーターで汲み上げる井戸の水だ。工事が竣工してから、義旺村の生活用水問題は解決した。しかし、その後、村民間の仲が悪くなり、村民が集中供水ステーションに水道料金を納めなかった。一方で、水が不足した。村の幹部は水利局を訪ねて昔の四社五村制度を回復しようと要求した。現在の義旺の幹部は洪洞側とも仲が悪い。義旺村が洪洞側の分の水を使っている。だが、洪洞側が「我々の分は川に流しても、相手側には送らない」と言った。現在、義旺村は3日間の水のみ使用できる。

村民が集中供水ステーションへ水道料金を払わない理由については、張AGが次のように言った。「理由はいろいろだ。当初、この集中供水ステーションが竣工してから、その責任者はこの村の村長王BHだったので、管理しやすかった。近年、洪洞側が井戸水を使用して、この水を使わない。しかし、その水権は持ち続けている。その時村の村長王BHが洪洞側と仲良いので、洪洞側が自分の分の水をこの村に譲った。集中供水ステーションはこの村の人から水道料金を徴収しない。他の村から料金を徴収す

る。しかし、その後村の幹部が入れ替った。集中供水ステーションの王BHは村長を担当しなかった。彼は、水利管理は金が掛かり、この前は自分が村長を担当したので、村民に奉仕したが、現在、村民から水道料金を徴収しようとした。しかし、次の村長が納得せず、水道料金を払いたがらない。これによって、給水を停止した。このことをめぐって、トラブルが起こったり、殴り合いになった。我々水利局のところにも来た。我々の原則としては、水を利用すれば少なくとも料金を払うべきだ。しかし、今の村長が同意しない。現在、村長がこちらに来て、昔の四社五村の水制度の回復を要求した。しかし、今洪洞側が自分の分の水をこの村に譲らなくなった。我々は郷の幹部と一緒に調停した。我々は金を払わなければ水を使用できない、すこしでも払うべきだという意見を説明した。現在双方の村も我々のところに相談しに来ない。我々は郷の幹部と相談して、もし、渇水問題が深刻になると臨時の措置としてすこし給水してもいいといった。もし、集中供水ステーションの王BHが続いて村長を担当すれば問題が起こらなかったかもしれない。村長が選挙で退陣した。我々も村の内部の状況がよく分からない。実際、村の中では、続いて集中供水ステーションの水を使用している。一般的に、夏と秋に結氷しない時、湧き水を使用し、冬になって凍った時に、井戸水を使用する。井戸水は電気代と人件費が掛かる。現在の集中供水ステーションは概ね赤字が出るので、できるだけ湧き水を使用する。」⁶⁹

水の使用料金は、王BHによれば、すべて自ら各村に行って、各世帯の水窖のメーターを見て、代金を徴収する。1立方あたり1.8元だが、義旺村では少しも徴収できない。義旺村はこの水源しか利用しない。後で井戸を掘ってから代

金を徴収するつもりだ。井戸水を使用したら代金を徴収してもいいはずだという。

王BHによれば、義旺村では、供水ステーションができる前には、一人あたり年間2元を徴収した。現在、もし義旺村で徴収したら、一人年間1元でも良い。2004年以來ずっと徴収できていない。村の幹部と相談しても、郷に協力を求めてもダメだ。去年の冬に送水パイプは凍って割れたので、郷から4,000元の修理費を出してもらった。2004年より供水ステーションを請負し、2006～2009年に村長を務めた。当時の書記長は侯GHである。2009年から現在までの村長は楊QHで、同時期の書記長は李SYである。郝JHは1980年代に書記長を務めた。私はもう村長を務めるつもりはない。四社五村の毎年の大祭の費用には2、3万元を使うので、私は毎年4,000～6,000元を出した。南李庄の水は我々が使うので、私は5,800元を出した。毎年の大祭と小祭には、各村の幹部が出席し、私も出席する。会議の場で私は水の代金を徴収しようと提起した。洪洞では1人年に3～5元を払う。会議では彼らは徴収してもいいと言った。しかしいくら払うか分からないので、その額は決められない。引き伸ばして払わない。私も義旺村の人間で、1分（1元の100分の1）払ってもいい。現在年間で私は10,000元余りを失った。

2013年8月18日に訪問した際⁷⁰に、義旺村の用水料は当時の村長が負担することは分かった。王BHによれば、現在の義旺村の村長は朱BBで、38歳、殆ど村にいます。義旺村の村長への立候補の条件は、全村の水費を負担することである。だから今は村民は水費を払わない。朱BBは外で工程隊（建築会社）を持っているので、毎年村の5,000～7,000元の水費を負担できる。

5. 王BHの人間関係

ステーションの請負人になった経緯では、紹介人がいた。王BHによれば、霍州水利局が請負人を探していたので、私は友人に頼んで水利局の局長（周ML）と知り合いになった。その時の局長は既に陶唐峪郷の人だ。請負人の競争相手はいたが、その人物は請負できなかった。請負に際して水利局と1年いくら上納するか交渉し、結局1年に11,000元支払うことにしたという。

王BHは2002年に給水ステーションを請け負ってから社首になった。その前の社首は楊XMで、6～7年社首をやった。楊XMも給水ステーションの請負人になろうとしたが、なれなかった。王BHは11年間ずっと義旺村の社首で、副社首は劉XH（副村長）である。他の村の社首と副社首は殆ど書記長と村長で、毎年の会合は社首と副社首のみが参加する。2013年、義旺村が大祭を行い、王BHは水道のメンテナンスの費用のみ出す。実際には、毎年の水道のメンテナンスの費用は王BHが負担するが、その後水利局に申請するので、実はこの費用は水利局が出している。

王BHによれば、なぜ私が社首に選ばれたのか、その理由は私が洪洞側と仲良く、交渉が順調であるからだ。誰でも洪洞側と仲良ければ、社首に選ばれる。これは前任者が決めることではない。私の家族はこの村では大家族である。誰でも村長を立候補する時、まず私を訪ねる。2、3人が出て競争する場合は、私は他の人を立候補させない。今の書記長はまだ李であるという。

王BHは妻の楽しみのために十数万元で新車を購入した。王の妻は運転免許を持っている。王BHは、娘を幼稚園に送り迎えするときはバ

イクを使う。自分は自動車の運転免許を持っていないが、時々自動車を運転しても、県政府の交通警察に友人がいるので、無免許運転でも全く問題ないと豪語していた。

2017年頃、義旺村の村長の朱BBは賭博とけんかにより免職となった。その時、「打黒」（組織犯罪撲滅運動）が行われており、公安局の記録に「汚点」が記載されていれば、村の幹部になることはできない。その後、村長は村の書記が代理を務めたが、書記は村長を再選しようとしている。書記は王BHに村長になるように薦めているが、王BHは村長になるのは面倒くさいので、いろいろと口実を設けて辞退したという。

6. 王BHの「個」と「共同性」

王BHの経歴からは、重層化した「共同性」を内包した「個」の実像の一面が見てとれる。村外出身者である王を村長にしようとする意向を持つ村民および義旺村幹部、さらに「水利共同体」としての四社五村の村々、そして王の背後に見え隠れする水利局の側からすると、「個」としての王を利用する「共同体」の側も、共同性の利益を最大限に獲得しようとしている。

一方で、「個」としての王からすると、第一に、村の幹部として、村民の利益のために働くが、個人的利益も忘れずに追及している。彼は村長を担当しながら、村で商店、ガソリンスタンドの建設・経営をした。また、給水ステーションを請け負い、村長在任中に「奉仕」として水を無料で供給していたが、村長を辞めて、村民に水道料金を徴収しようとし、一時トラブルが発生した。

第二に、彼は四社五村の社首として、この水利共同体の運営・管理に参加しながら、給水ス

テーションも請け負い、四社五村の水と機械井戸の水を両方も使用し、灌漑用水として使用料を徴収する。さらに、高速道路のサービスエリアや高速道路で走るトラック冷却用水を提供して、利益を得た。義旺村の社首として、洪洞県側の仇池社との関係は仲が良く、仇池社の「水日」の水も無料で使用できる。社首と「水の経営者」との二重の役割を担当することにより、社会貢献をしながら、個人的利益を獲得した。

第三には、王BHは、一人の農民として、国家に支配される一方で、役所の国家幹部にさまざまなコネをつけて、特別な便宜を図ってもらった。水利局長の関係で給水ステーションを請け負い、県政府の交通警察に友人がいるので、無免許も運転できる。また、ガソリンスタンドを経営する際に、消防安全の許可証も友人の関係で入手した。

王BHという「個」は、村の幹部・水利共同体の社首・農民の身分などの「重層的な共同性」を内包している一方、それぞれの「共同体」の中に、個人的な利益を最大限に求めている。王BHという「個」は自らを中心として、複数の「共同性」の中に個人的ネットワークを構築して自らの便益のために「共同性」を活用しているといえよう。

おわりに

以上、「個と共同性」に関する言説および「民衆の日常」という視点からの研究を整理した後、山西省農民の個人史から改めて華北農村における「個と共同性」を検討してみた。そこから見えてくる民衆の実像からは、「重層化した

共同性」のもとで、当該期の社会状況に翻弄されながらも、強かに存在する「個」の一端が浮かび上がってくる。そして、権力と民衆との間に、依存と対立の相互関係が垣間見られることもある。しかし、我々の作業は、実証性からすれば、未だ多くの課題を抱えたままの試論に止まっていると言える。今後とも中国農村における「個」と「共同性」の相互関係が探求されるべきであろう。

ところで、かつて内山は、『中国農村慣行調査』の再調査として実施した山東省平原県後夏寨村の関するインタビュー記録を纏めた三谷孝編『中国農村変革と家族・村落・国家』第2巻(汲古書院、2000年)に所収された「後夏寨村調査資料解説」の中で、「共同性の二面性」について論及した(18～19頁)。

つまり中華民国時代末期まで、当該地では収穫期になると、「公看義坡」の名のもとに、村外者による盗難から生産物を守るために、「看青」という村民の輪番制による見張り組織が存在したが、1949年以後の共産党政権下で村幹部による「護秋」に変更したことにより、村民間の「扶助機能」という「共同性」を保持した「看青」にも、村民の中に違反者が出ないための「監視機能」が内在していたことを過小評価していたと反省した。まして冬季間の村内の見回りである「打更」も、民兵の「保衛」に置き換わったことから、「共同性」のもつ多面性に再検討が必要であった。

この点については、河野正がその著『村と権力 中華人民共和国初期、華北農村の村落再編』(晃洋書房、2023年)の中で、『河北日報』の記事や唐山市玉田県での調査から「護秋」を再検討し、内山の「推測の域を出ていない」論究から、「史料に則して人民共和国内成立後の看青の実態を確認する」研究にレベルアップして

くれた(109～110頁)。

ちなみに河野の前掲書では、山本真『近現代中国における社会と国家 福建省での革命、行政の制度化、戦時動員』(創土社、2016年)をヒントとして、「山本は当地における人々のつながりを地縁や血縁、そして廟を通じた神縁など重層的なものとして捉え、それが重なりあって秩序を形成・維持していた」ことに注目し、「先行研究のように村を絶対的な指標とはせず、村というレベルの相対化を試みる。すなわち本書は華北農村を、普遍的に結びつきが弱い地域ではなく、複層的に様々な結びつきが存在し、それぞれが時に強まり、時に弱まるという性質を持つ社会と捉える」(34頁)と断言したことは、旧来からの華北農村に関する農村社会研究レベルを確実に高めたといえよう。

さらに、前掲の田原史起『草の根の中国 村落ガバナンスと資源循環』に注目すると、「つながり」「まとまり」そして「ガバナンス」の概念規定を説明した後に、「従来の中国農村の共同性をめぐる議論は『まとめられるか、まとめられないか』、『強いのか弱いのか』、ひいては『共同体が存在するか否か』という議論になりがちだったのではないかと。換言すれば、村の『共同性』といったときには、ガバナンスの領域ごとに異なる形があることが認識されてこなかった。特定のガバナンス領域、特定の機能・組織を注視したために、一つのフィールドのもつ『共同性』を単に強いのか、弱いのか、で捉えてしまった。これに対して本書では、同じ一つの村であっても、異なるガバナンスの領域ごとに異なる『共同性』が問題となることを主張する。異なる共同性が作用しあった結果、本文で論じる通り、同じ一つの村でも、ある領域の問題はスムーズに解決されているが、他の領域の問題は未解決のままになっている、ということも当然、起こ

りうることになる」(54～55頁)との問題提起も、「共同性」研究を大きく前進させていると言えよう⁷⁾。

山本真、田原史起、河野正、そして鄭浩瀾、および前稿で紹介した前野清太郎の中国農村社会研究は、「共同体」に関する内山の研究と、奥村哲および三品英憲の内山批判との間に展開した「空中戦的な論争」を超えて、実証的にかつ歴史的に農村社会の深部を解き明かしていくイノベーターとなるだろうと期待している。

前述したブランコ・ミラノヴィッチは、その著書『資本主義だけ残った 世界を制するシステムの未来』の中で、21世紀初頭のアメリカを「リベラル能力資本主義」と規定したが、トランプ大統領の再登場により、「政治的資本主義」と規定した中国同様に、欧米諸国にも権威主義的動向が顕著となってきた。まして従来の国民国家を前提として成立してきた国際機関である国際連合も機能不全の側面が顕わになってきた。

フランスの画家ポール・ゴーギャン (Paul Gauguin) がタヒチ滞在時に描いた大作の画題『我々はどこから来たのか 我々は何者か 我々はどこへ行くのか』(D'où venons-nous ? Que sommes-nous ? Où allons-nous ?) ではないが、果たして人類社会はどこに向かっていくのだろうか。

そんな現代社会の実情を鑑みると、本稿で我々が取り上げた中国社会の基層部に生きた農民の「生の声」は、膨大な档案史料と共に、人類の在り方を再考すべき今後の農村社会研究にとって貴重な資料を提供している。未だ問題提起にとどまっている我々の「個と共同性」研究が、人類にとって国民国家の次の世界がどのようなものであるべきか追究することも含めて、次世代以降の中国農村社会研究にとって新たな

可能性を切り拓くことに繋がれば幸いである。

注

- 1 歴史学の分野では、19世紀フランスの民衆による社会結合としてのアソシオンの共同性の中に、個が誕生するという歴史的動態を扱った喜安朗『近代フランス民衆の〈個と共同性〉』(平凡社、1994年)や、近世イギリスからナチス時代のドイツまでの近代ヨーロッパにおける「国家による強制的な共同性」と、中間領域・中間諸団体における選択的な共同性との相互関係のもとに生きる個人の共同性・アイデンティティの変容」を考察した友田卓爾編『西洋近代における個と共同性』(溪水社、2006年)がある。また本文でも紹介したが、中国古代史研究者の飯尾秀幸が発表した「中国古代における個と共同性の展開」(『歴史学研究』729号、1999年10月)は、地縁結合と血縁結合の大きな変動から、秦という王朝国家の発生を考察しているが、議論の中核はあくまで学界の中心議題であった「国家と共同体」に設定されているようだ。
- 2 例えば、比較家族史学会監修、加藤彰彦・戸石七生・林研三編著『家研究の最前線 家と共同性』(日本経済評論社、2016年)では、「家の内部と外部の共同性」という概念を提示し、従来の「村落社会の共同性」は、「家の外部の共同性」と指摘していることは、「共同性」に関する思索の難しさを表しているともいえる。
- 3 その代表が、陳天華の自殺や19世紀の仇教(反キリスト教)運動から説き起こし、さらに日本近世史家の佐々木潤之助ばりに、近代中国研究に「半プロ」論を展開した里井彦七郎の『近代中国における民衆運動とその思想』(東京大学出版会、1972年)であろう。
- 4 原著では表題の「個」に「わたし」と、「共同性」に「わたしたち」とルビが付されているが、本稿ではかえって煩雑な表現となるので、あえてマルカッコ内に平仮名で表記することとした。
- 5 秋山良照『中国土地改革体験記』(中央公論社、1977年)、西条正『中国人として育った私』(中央公論社、1978年)、福地いま『私は中国の地主だった』(岩波書店、1954年)。
- 6 石岩・金秋「北京郊区雙槐樹村的新情況」(中央農業部計画司編『兩年来的中国農村經濟調查彙編』上海、中華書局、1952年)。
- 7 山東省農林庁「山東省四十九個村典型調査」(同上書)。
- 8 「山西武鄉農村考察報告」(中国經濟論文選編輯委員会編『一九五〇年 中国經濟論文選』第一輯、第二輯上・下冊、北京、生活・読書・新知三聯書店出版、1951年)。
- 9 「労働英雄于清文互助組の問題」(『旅大人民日

- 報』1950年3月2日)、「労働英雄于清文組是怎样進行整頓的」(『旅大人民日報』1950年3月17日)、共に中国科学院經濟研究所農業經濟組編『国民經濟恢復時期農業生產合作資料彙編 1949-1952年』上冊、北京、科学出版社、1957年に所収。
- 10 林子力・馬家駒「田家府村光輝農業生產合作社調查報告」(『經濟研究』1955年第4期)。
 - 11 Anita Chan, Richard Madsen, Jonathan Unger “*Chen Village: The Recent History of a Peasant Community in Mao's China*” University of California Press, 1984. なお第二版として、鄧小平時代の内容が書き加えられて、“*Chen Village Under Mao and Deng*” University of California Press, 1992. が刊行されている。日本語版としては、1984年の初版本に基いて、小林弘二監訳『チェン村 中国農村の文革と近代化』(筑摩書房、1989年)がある。ちなみに吉沢の著書192頁に引用された「図3-1 1961年広東省陳村(生産大隊)の5つの生産隊」と「図3-2 1962年再分割後、同村の10の生産隊」の図は、原著および日本語翻訳本と比較すると、南北を示す方位標(方位磁針)が加わり、さらに上下が逆さまになっている。その理由はわからない。また、吉沢がその著で引用した「チェン村」の農民については、「原文が英語であるため、中国人名はカタカナで表記」したことが断られている(59頁)が、小林弘二監訳の日本語版では、ほぼ漢字化され、「主要な登場人物」としてその人間像が簡単に紹介されて読みやすい。
 - 12 溝口雄三「『中国の近代』をみる視点(2)」(『UP』97号、1980年11月)。
 - 13 里井彦七郎の「帝国主義のアジア侵略」に対する厳しい批判は、「中国近代化過程に関する三つの捉え方について」(『歴史学研究』第312号、1966年5月)に顕著に見てとれる。「帝国主義的支配階級的観点」として波多野善大の研究を、そして「『資本主義派』的方法」の研究として小山正明・鈴木智夫・菊池貴晴・渡部惇・中村義・野沢豊の研究を厳しく批判し、一方「新たな胎動」として、狭間直樹・石田(山下)米子の研究を高く評価し、買弁官僚資本集団に対する「人民大衆の反帝反封建闘争」の究明を「帝国主義に従属した清朝国家権力との闘争まで拡大発展させる」ことの重要性を主張した。ただその研究方法は、他の追従を許さないほどの極めてラディカルなもので、「アメリカ帝国主義によるベトナム侵略」という時代背景もあってか、里井の危機意識が強く反映し、里井の意図とは別に、冷静な形で論争を生むものとはならなかった。
 - 14 前述注11と重複するが、原著で Qingfa と表記された人名は、吉沢本では「チェン・ファ」と表記されている。これに対して、小林弘二監訳の日本語版では、慶発と表記して「テンファ」とルビをつけている。さらに村名も「チェン村」として陳村とはしていない。陳と慶の混同を避けた工夫かと思われる。
 - 15 原著は、Branko Milanovic “*Capitalism, Alone The Future of the System That Rules the World*” , Harverd University Press, 2019.
 - 16 論争の発端は、加藤弘之『『曖昧な制度』としての中国型資本主義』(NTT 出版、2013年)に始まる。これに対して中兼和津次から『『曖昧な制度』とは何か——加藤弘之『『曖昧な制度』としての中国型資本主義』を読んで——』(『中国経済研究』第11巻第1号、2014年3月)が発表されると、加藤から「中兼和津次氏の『曖昧な制度』批判に答える」(『中国経済研究』第11巻第2号、2014年9月)および「中国型資本主義の『曖昧な制度』をめぐるいくつかの論点：中兼和津次氏の批判に答える」(『国民経済雑誌』第210巻第2号、2014年)という反論が出された。また加藤弘之『中国経済学入門——「曖昧な制度」はいかに機能しているか』(名古屋大学出版会、2016年)が刊行されると、中兼和津次『『曖昧な制度』とその意味について再度考える——加藤弘之著『中国経済入門』名古屋大学出版会、2016年を読んで』(『中国経済経営研究』第1巻第1号、2017年3月)が発表された。
 - 17 内山は『毛沢東時代の政治運動と民衆の日常』を既に入手していたが、『革命と親密性 毛沢東時代の「日常政治」』は、鄭からその編書『流動する中国社会 疎外と連帯』(慶應義塾大学東アジア研究所、2025年)と共に贈られてきた。そこで『毛沢東時代の政治運動と民衆の日常』と併せて熟読してみると、欧米の研究も丁寧に整理された「先行研究に見る毛沢東時代の民衆像」が紹介されており、改めて現代中国農村社会研究における「民衆の日常」を考察することの意義の大きさを再認識させられた。
 - 18 平野義太郎『大アジア主義の歴史的基礎』(河出書房、1945年)158頁。
 - 19 旗田巍『中国村落と共同体理論』(岩波書店、1973年)45-46頁。原載は仁井田陸博士追悼論文集第二巻『現代アジアの革命と法』(勁草書房、1966年)。
 - 20 内山雅生、書評石田浩著『中国農村社会経済構造の研究』、『アジア経済』第28巻6号(1987年、6月)。
 - 21 巖善平「石田浩教授の中国農村研究」(『アジア研究』第52巻4号、2006年10月)。
 - 22 田原史起の近著『中国農村曼陀羅 円環する郷土と暮らし』(東京大学出版会、2025年)では、243頁に、インドとロシアを加えた「調査地の地方行政構造の比較」図を掲示している。中国に関しては、山東省の果村と江西省の花村を取り上げ、果村に「小組平均154人」、花村に「集落平均156人」を表示している。ダンバー数を考える上では興味深い。
 - 23 原著は、Robin Dunbar “*How Religion Evolved*” , Pelican, Penguin Press, 2022. なお、ダン

- バーの数多くの著作の中でも、“*Human Evolution*” Pelican, Penguin Press, 2014 は、社会脳仮説と時間収支モデルという理論により、アウストラロピテクスから現生人類までの集団の大きさと一日の時間の使い方を検討しており、人文社会系学者にもわかりやすい。2016年にインターシフトから鍛原多恵子訳『人類進化の謎を解き明かす』として出版されたが、2025年に河出書房新社から鍛原多恵子訳『人類進化 私たちはいかにしてヒトになったのか』と解題され、文庫本として再版されている。またダンバーが、2010年に、人間の認知能力や社会性、言語、文化、性的魅力について、進化の視点から考察したエッセイ集である“*How Many Friends does One Person Need ? Dunbar’s Number and Other Evolutionary Quirks*” は、日本語版が2011年にインターシフトから出版されていたが、2025年に青土社から藤井留美訳『友達の数は何人？ダンバー数とつながりの進化心理学』として出版されている。
- 24 旗田前掲書、125頁。「村の土地と村の人」の原載は、東京都立大学人文学部『人文学報』第51号（1966年2月）。
 - 25 田原史起『草の根の中国 村落ガバナンスと資源循環』（東京大学出版会、2019年）234頁。
 - 26 田原史起『中国農村の現在 「14億分の10億」のリアル』（中公新書、2024年）95-96頁。
 - 27 原著は、James C.Scott “*Against the Grain A Deep History of the Earliest States*”, Yale University Press, 2017.
 - 28 原著は、David Graeber and David Wengrow “*The Dawn of Everything A New History of Humanity*”, Allen Lane, 2021.
 - 29 原著は、David Graeber “*Pirate Enlightenment, or the Real Libertalia*”, Libertalia Press, 2019.
 - 30 原著は、Jason Hickel “*Less is More*”, Penguin Random House, 2020.
 - 31 その研究成果は、三谷孝編『中国内陸における農村変革と地域社会 山西省臨汾市近郊農村の変容』（御茶の水書房、2011年）に、インタビュー記録は田中比呂志・弁納オー・祁建民編『中国山西省高河店訪問調査の記録——2006年・2007年——』（汲古書院、2023年）に収録されている。
 - 32 祁建民・弁納オー・田中比呂志主編『中国の農民は何を語ったか——華北農村訪問聞き取り調査報告書（2007年～2019年）——』（汲古書院、2022年）31頁。
 - 33 同上書、106頁。
 - 34 同上書、107頁。
 - 35 同上書、212頁。
 - 36 同上書、267頁。
 - 37 同上書、213頁。
 - 38 同上書、110頁。
 - 39 同上。
 - 40 同上書、143頁。
 - 41 同上書、110頁。
 - 42 同上書、143頁。
 - 43 同上書、165頁。
 - 44 『東京学芸大学紀要、人文社会科学系Ⅱ』67号および68号、2016年および2017年。
 - 45 前掲『中国の農民は何を語ったか』373頁および376～377頁。
 - 46 三谷孝編『中国農村変革と家族・村落・国家』第2巻（汲古書院、2000年）341～342頁。
 - 47 前掲『中国の農民は何を語ったか』213頁。
 - 48 同上書、377頁。
 - 49 同上書、165頁。
 - 50 同上書、365頁、および375頁。
 - 51 同上書、375頁。
 - 52 同上書、365頁、および375頁。
 - 53 平野健一郎編『日中戦争期の中国における社会・文化変容』財団法人東洋文庫、2007年に所収。
 - 54 同上書、226頁および228頁。
 - 55 前掲『中国の農民は何を語ったか』、269頁。
 - 56 同上書、301頁。
 - 57 同上書、342頁。
 - 58 同上書、346～350頁。
 - 59 同上書、233頁。
 - 60 「四社五村」の研究は、1981年に北京師範大学の董曉萍とフランス人の藍克利（Christian Lamoureux）の調査により、漢代に作られ、元末に消失したが、明初に再び作成された「水冊」が発掘されたことによる（前掲『中国の農民は何を語ったか』19頁）。その成果は、董曉萍・藍克利『不灌而治——山西四社五村水利文献と民俗』中華書局、2003年に纏められている。さらに同書については、森田明『山峡の民衆と水の暮らし——その歴史と民俗』汲古書院、2009年でも紹介されている。
 - 61 董曉萍・藍克利前掲書、103～105頁。
 - 62 同上書、260～261頁。
 - 63 王BHの履歴と家族については、以下に示した複数の引用箇所を参考に纏めたので、インタビュー時が確定した箇所を除いて、個別に出典明記することは避けた。引用箇所は、前掲『中国の農民は何を語ったか』262～264頁、357～359頁、381～386頁、478～480頁、507～508頁、512～513頁、518～522頁、527～530頁、561～563頁、572～573頁、576～579頁、591～593頁である。
 - 64 前掲『中国の農民は何を語ったか』381～385頁。
 - 65 張AGの応答は、前掲『中国の農民は何を語ったか』202～205頁、513～514頁を参照。なお水利局の活動については、総工程師の安WDの応答部分（同上書17～18頁）を参照。
 - 66 前掲『中国の農民は何を語ったか』478～480頁。
 - 67 同上書、527～530頁。
 - 68 同上書、576～579頁。
 - 69 注64に同じ。

70 前掲『中国の農民は何を語ったか』357～359頁。

71 田原史起『草の根の中国 村落ガバナンスと資源循環』についての書評は複数が発表されているが、山本真の書評（『アジア経済』66巻3号、2020年7月）は、丁寧に内容を紹介した後に、①中国農村の社会結合の特性、②現在への伝承という視座、③農村の未来の3つの論点を提示している。いずれも歴史研究者からの批判として、内山も同意することが多いが、特に③に関しては、「新型都市化建設」政策との関係から、田原の楽観的な「農村ガバナンス」像についての山本の指摘には共感することが多い。またロシアおよびウクライナの地域政治を研究する松里公孝が、「旧ソ連・ユーラシアと比較する視点から田原の農村ガバナンス研究」を論評した書評（『アジア経済』67巻3号、2021年9月）では、田原の農村社会研究の意義を認めながらも、その著書への違和感として、1994年に製作され日本でも1996年に公開された、今では懐かしい中国映画『正義の行方』（原題『被告山杠爺』）までをも取り上げ、「村の共産党員は何をしているのか」と農村の共産党幹部や共産党組織について論及が不十分な田原の問題点を指摘し、「村ガバメントという用語を拒否し、村ガバナンスに関心を集中する田原が、逆の方向でみるべきものに目を閉ざしているのではないかと、私は危惧する」との松里の的確な批判にも同感することが多い。ただ前掲『中国農村曼陀羅 円環する郷土と暮らし』で田原が、「序章」で地域研究としての「問題としての農村」を提起し、さらに「あとがき」で里山の有効性から、現代社会における農村の可能性に論究していることを、気候変動のせいもあってか住居地への熊の出没にあたふたする日本社会の現状と考え合わせると、田原の今後の研究活動に、中国農村社会論に止まることなく、前述のスコットやグレーバー達の提起する「人類史」に関与して、中国農村社会史を展望してくれる日が来ることを期待している。

〈研究論文〉

外国につながる子どもの教育における見えない壁

— 不就学と教育情報アクセス格差を中心に —

Invisible Barriers in Education for Children with Migration Backgrounds in Japan

Non-Enrollment and Inequalities in Access to Educational Information

賈 曦*

Hagar MOHAMED

Abstract

This study examines the invisible barriers faced by children with migration backgrounds in Japan, focusing on non-enrollment in compulsory education and inequalities in access to educational information. Drawing on policy documents, administrative data, media reports, and qualitative interviews, it demonstrates that these challenges are structurally produced by institutional arrangements that presuppose majority cultural norms. Educational information is predominantly provided in Japanese and circulated through informal social networks, placing families without sufficient linguistic and cultural capital at a disadvantage. As a result, children are required to act as language brokers between schools and their families, which imposes additional cognitive and emotional burdens. The study concludes that addressing these invisible barriers requires institutional reforms that extend beyond language support and critically reconsider majority-centered assumptions embedded in the education system.

Keywords

migration-backgrounds children; non-enrollment; inequality in access to educational information; assimilationist frameworks; cultural capital

*国際社会学部 国際社会学科 教授

はじめに

グローバル化の進展に伴って、日本で暮らす外国人が増え続けてきている。特に「出入国管理及び難民認定法」の改正により、労働者として外国人の受け入れを認めるようになり、日本の在留外国人数は毎年増加し、今後もさらなる増加が見込まれる。

こういった外国人の増加に伴い、多様なルーツとルートを持つ子どもが地域コミュニティに住み、学校に入ってくることも想定される。これら外国につながる子ども¹が文化的言語的に多様な背景を持ち、教育現場では、多文化共生社会への体制づくりが喫緊の課題である。日本財団の調査によって、外国につながる子どもが同じ学校・クラスにいる環境は一般的になりつつあることが明らかになった。²こうした多民族化・多文化化といった社会変動に対応するため、外国につながる子どもへの教育支援や多文化共生教育の確立、及び支援体制の整備が喫緊の課題となっている。

このような状況を受け、行政レベルも学校レベルも多岐にわたる支援策が講じられてきた。その中に、日本語指導教員の配置や教員研修、受け入れ手引き・マニュアルの整備、日本語指導法研修などを通じて、学校の受け入れ体制と児童生徒への指導・支援体制を支えることを目的とするものが多い。³しかし、日本語教育が中心的な課題として位置づけられてきたため、現実には、外国につながる子どものニーズに十分こたえられていないことが確認されている。不就学、学校や家庭に居場所がないことや、文化の違いから学校生活への適応が難しく、家庭でも教育に関する認識の違いから親と衝突する等、外国につながる子どもが日本語以外の課題をたくさん抱えている。⁴さらに、日本社会や学校へ

の適応を促す日本語教育や適応指導に重きが置かれていることにより、多文化主義からの考察があまり検討されてこなかったことも指摘されている。⁵

本稿では、共生社会の実現という観点から、外国につながる子どもの教育課題の中で見えにくい不就学問題と情報アクセス格差に着目し、文献研究、行政資料及びメディア報道を基に議論を整理する。なお、本稿では「外国につながる子ども」を基本用語として用い、必要に応じて行改用語を引用する。また多文化共生概念の再検討を通して、これらの問題を生み出す構造的要因を明らかにし、さらに、多文化共生を「外国人への支援」ではなく、「多数派を含む社会全体の変容」として捉え直す視点を提示することを目的とする。

第1章 在留外国人の増加と教育現場の変容

1990年代以降、日本における在留外国人は一貫して増加傾向にある。背景には、1990年の「出入国管理及び難民認定法」改正による南米系日系人の受け入れ拡大、さらに2018年の入管法改正によって創設された在留資格「特定技能」による労働者受け入れの拡大がある。この制度改革を契機として、日本社会における外国人の居住者数は大きく増え、その構成や居住形態も多様化している。

2024年6月末時点で、日本には358万8,956人の在留外国人が生活し、前年から17万7,964人増加し過去最高を更新した⁶(図1)。さらに、不法残留者を含めれば、国内で生活する外国人は360万人を超える規模に達している。国籍別では、中国、ベトナム、韓国、フィリピン、ブラ

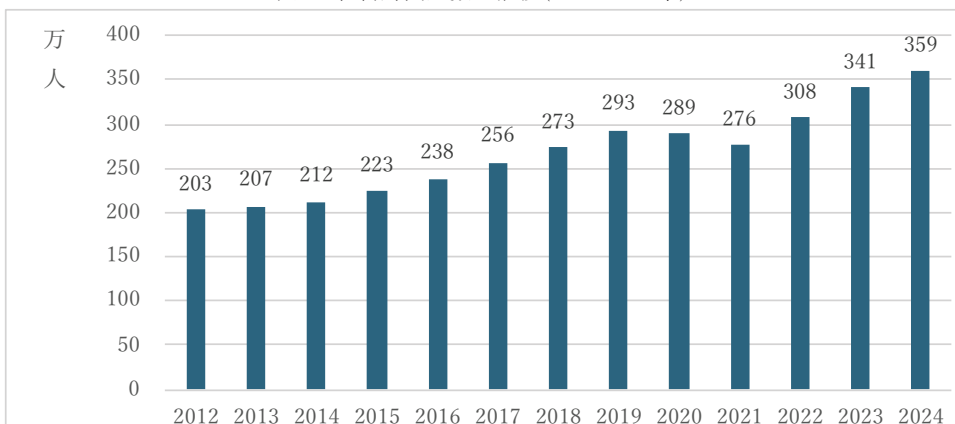
ジル、ネパールなどアジア・南米諸国が中心であり、とりわけベトナムとネパールの増加幅が大きい。これは、特定産業分野における労働力不足を背景に、特定技能1号・2号の受け入れが進んでいることと密接に関連している。

特定技能制度は、一定の技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるために設けられたものであり、1号では在留期間が最長5年とされ、家族帯同が原則認められていない。一方、2号では熟練技能者が対象であり、家族帯同が可能で在留期間に上限がない。これらの制度の違いによって、単身労働から家族帯同型の定住へと外

国人の滞在形態が多様化し、今後も外国につながる子どもが日本の地域社会や学校に増加し続けることが予想される。

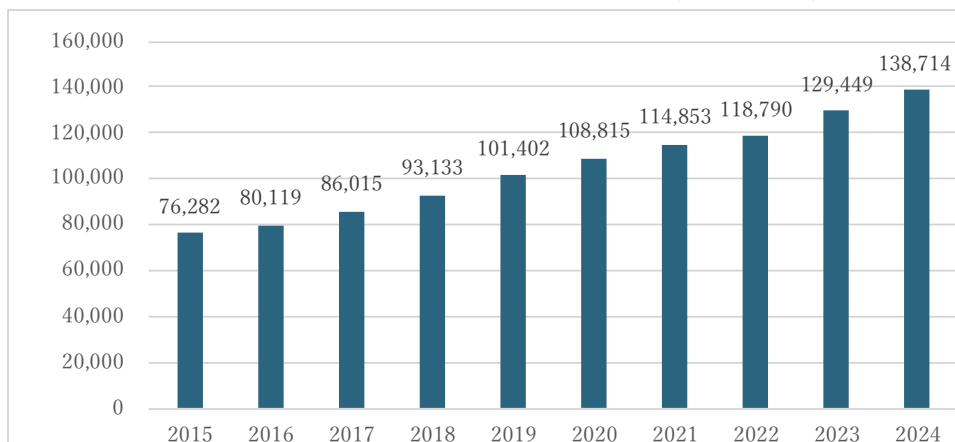
こうした在留外国人数の増加を反映して、日本の公立学校に通学する外国人児童生徒数は年々増加している。図2は公立の小中高、義務教育諸学校に在籍する外国人児童生徒数の推移を示したものである。2015年は76,282名であったが、2024年には138,714名と約1.8倍まで増加している。教育現場において、外国につながる子どもはもはや例外的な存在ではない。都市部だけでなく地方都市でも多文化化が急速に進展している。

図1 在留外国人数の推移(2012-2024年)



出所：法務省出入国在留管理庁公表資料を基に作成 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001425981.pdf>

図2 公立学校に在籍する外国人児童生徒数の推移(2015-2024年)



出所：法務省出入国在留管理庁公表資料を基に作成 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001425981.pdf>

こうした多文化化に対応するため、行政・学校現場では日本語指導教員の加配、受け入れマニュアルの作成、研修の充実などが進められてきた。しかし、外国につながる子ども¹の増加に対し、行政側の支援体制は十分に対応できていない状況が生じている。文部科学省の2023年度の調査によると、全国の公立学校における日本語指導が必要な外国籍児童生徒数が2014年の29,198人から、2023年には57,718人に増加し、約10年間でほぼ2倍となっている。⁷この日本語指導は、学校教育法施行規則で「特別の教育課程」に位置付けられ、年間10～280単位時間を標準として、日本語担当教員や日本語指導補助者などが行われるが、自治体や学校によって実施状況に大きな差がある。また支援の中心が日本語教育や適応指導が中心とされてきたことにより、外国につながる子どもたちが直面する実質的な課題—不就学、学習のつまずき、家庭とのコミュニケーションの困難、文化的ギャップによる学校適応の難しさ—には十分に対応できていないとの批判が多い。「外国につながる子どもの異なる言語や文化を背景とした多様なニーズに十分こたえられていない」⁸、「日本社会・学校への適応や日本語の獲得に焦点化され、日本の学校システムに円滑に参入するための教育の関を出ていない」、「現地の言語文化についての知識・スキルの未発達という一時的現象のみ目が向けられ、それを欠損として捉えた一時的な補償教育という機能が中心になっている」⁹ことが指摘され、さらに、こうした問題が外国につながる子どもを制度的に周縁化し、教育機会や進路形成に深刻な格差を生み出すことも指摘されている。¹⁰次に、外国につながる子どもの教育における多文化共生の視点から、外国につながる子どもの教育課題の中で見えにくい不就学の問題、そして教育制度における情報

アクセス格差について、先行研究の整理を通して詳細に検討する。

第2章 不就学問題

不就学問題は、20年以上前から問題視されてきたにもかかわらず、現在に至るまで十分に改善されていない課題の一つである。1990年の入管法改定に伴い南米系移民が急増し、日本社会で外国につながる子どもが増加するとともに、不就学の存在が徐々に明らかになった（太田, 2000; 宮島・太田, 2005; 佐久間, 2006）。当時の研究は、外国人子どもが日本の学校制度にスムーズに適応できず、制度からこぼれ落ちる構造的問題を指摘し、不就学により、学校における文化資本の蓄積による社会的上昇の機会が奪われることを重視するものである。また、不就学の問題に関連して多くの先行研究が指摘するのが、日本国憲法や法律の解釈と運用において、外国人子どもへの教育が権利ではなく、「恩恵」として認識されている点である（丹羽 2022; 竹内 2022; 佐藤2019; 小島2016; 佐久間2005, 2006他）。日本国憲法の解釈において、教育を受ける権利の享有主体及び就学義務の対象が「日本籍を有する国民」に限定されているとするため、日本に暮らす外国につながる子どもは、就学義務の対象外とされている。その結果、外国につながる子どもが親の意志に委ねられ「不就学」になる可能性が日本人児童よりも高い。

より実践的な視点から展開されたのが、小島祥美による研究である。小島祥美が自治体やNPOなどと協働し、全国初めて岐阜県可児市の全外国籍の子どもを対象に個別訪問を行い、就学実態を把握し、より実践的な視点から不就

学の問題を分析した。小島祥美は、外国につながる子どもが義務教育の対象外である制度が、不就学の根本原因であると強調し、これを「見えない子ども」の問題として社会に提示した。特に、不就学の子どもが見える化など実践面に与えた影響が大きい。さらに山野上は外国につながる子どもは就学義務の対象外とされているため、不可視化のリスクが日本国籍の子どもよりも高く、また編入を断れるや、不適応、不登校、問題行動等を理由に学校を追い出される等、学校からの排除の力が働く状況を明らかにした。¹²これは日本の学校文化が多数派の前提に基づいて運営されているため、外国につながる子どもが制度の周縁に置かれやすい構造を反映している。¹³

研究者の間だけではなく、マスコミや民間団体もこの問題に関心を寄せた。2018年の入管法改定を受け、外国人労働者・移民問題に対する世論の関心が高まっていたタイミングで、関東弁護士会連合会が「外国につながる児童・生徒の教育の実態に関するアンケート調査」を行い、外国につながる児童・生徒が置かれている教育環境について調査した。結果として、外国につながる児童・生徒の不登校の人数の把握状況は、地域差が顕著であることが判明された。¹⁴調査された自治体の中、外国につながる児童・生徒の不登校状況を把握していないところは4割近く存在していることも明らかになった。また、静岡県浜松市では、公益財団法人浜松国際交流協会職員による戸別訪問を行い、児童・生徒の就学状況の実態調査が行われており、市内の児童・生徒数を把握した上で綿密な対応を行うことが可能となったことを指摘、ごく数人の活動により、実態を大幅に改善できる可能性と示唆した。さらに外国につながる児童・生徒の就学を断った理由についても調査した結果、多くの

場所で、就学拒否について現実的に行われていることを明らかにした。就学拒否の主な理由として、「受け入れた後の対応が困難である」ことが多いとされ、「日本語ができるようになってから来てほしい」という説明のもとで事実上の就学拒否が行われている実態が示されている。¹⁵

毎日新聞も早く外国につながる子どもの不就学を問題視し、100自治体を対象にした調査を基に、就学状況不明の外国籍児童が1.6万人を超える報道し、不就学問題を社会に強く訴えた。「外国籍の子 就学不明1.6万人 義務教育の対象外」というタイトルで、2019年1月から取材記事の不定期連載として報道され¹⁶、のちに外国籍の子どもたちの学ぶ権利を問うキャンペーン報道「にほんでいきる 外国からきた子どもたち」にまとめられ、2020年12月刊行された。これを受けて、文部科学省が初めて実施した「外国人の子供の就学状況等調査」（2020）では「学齢期相当の外国人の子ども123,830人のうち、不就学の可能性があると考えられる子どもが19,471人となる。さらに、出国・転居（予定含む）を加えると22,388人が不就学状態になる可能性がある」と外国につながる子どもの高い不就学率が明らかになった。¹⁷

その後、外国人の子どもの就学状況等調査が毎年行われるようになった。文部科学省が2024年8月8日に発表した『令和5年度外国人の子供の就学状況等調査結果について』では、「不就学の可能性のある子どもの数が8,601人となり、調査が始まった19年度の2万人近くから大幅に減っている」との見解が示された。¹⁸それに対して、小島祥美が「不就学が確定している子どもの数は630人から970人に増加している」と指摘、さらに「全体の母数から「就学者数」を引いた数を比較すると、2回目から4回目の調査までの数はさほど変わらず、実態とし

て「不就学状態」の数は減っていない」と主張した¹⁹。また、2025年10月に発表した令和6年度の調査結果では、不就学の可能性がある外国人の子どもの数は8,432人となり、23年度の前回調査より169人減少と示された。外国人の子どもの人数は16万3,358人に増えていることから、割合としては5.16%でほぼ横ばいとのことで、文科省総合教育政策局国際教育課の担当者は「各教育委員会で、外国人の子どもが就学対象だという認識が着実に進んできた結果と受け止めている」と述べた。²⁰しかし、不就学の外国人の子どもの数は1097人で、前回調査から127人増加した以上、特に注目したいのは、就学状況が確認できない子どもの数が、前回調査の7,199人、全体の4.5%から、4.8%の7,322人に

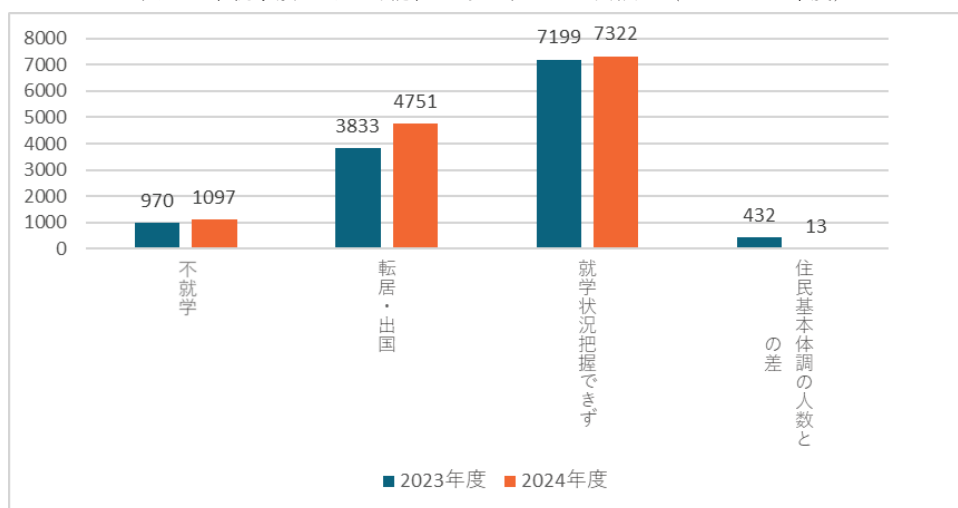
なり、さらに増加している。

実際に、文部科学省が「不就学」に加え、「就学状況把握できず」「住民基本台帳の人数の差異」を合わせて、不就学の可能性があると考えられるとしているが、「転居・出国（予定含む）」についても、国内転居の後に不就学状態になっている子どもが含まれている可能性があるとしている。つまり、行政がコミュニケーションを取ることができない、あるいは居所不明を含めた「状況が把握できないこども」は、なお相当数存在すると考えられる。こうした状況を把握できていない子どもの割合が高いことは、外国につながる子どもの実態を把握し、適切な対策を講じる上で、大きな障壁となっている。

表1 学齢相当の外国人の子どもの就学状況（2023-2024年度）

		就学の人数						その他	合計	住民基本台帳上の人数	住民基本台帳上の人数との差
		義務教育諸学校	外国人学校	合計	不就学	転居・出国 (予定も含む)	就学状況把握できず				
令和5年度	小学生相当合計人数	90,789	7,462	98,251	641	2,673	4,701	15	106,281	106,540	259
	構成比	85.4	7.0%	92.4%	0.6%	2.5%	4.4%	0.0%	99.9%		
	中学生相当合計人数	36,450	3,531	39,981	329	1,160	2,498	14	43,982	44,155	173
	構成比	82.9%	8.0%	90.9%	0.7%	2.6%	5.7%	0.0%	99.9%		
	合計人数	127,239	10,993	138,232	970	3,833	7,199	29	150,263	150,695	432
令和6年度	小学生相当合計人数	97,882	7,884	105,766	773	3,322	4,799	92	114,752	114,792	40
	構成比	85.3%	6.9%	92.2%	0.7%	2.9%	4.2%	0.1%	100.1%		
	中学生相当合計人数	40,534	3,731	44,265	324	1,429	2,523	52	48,593	48,566	Δ 27
	構成比	83.4%	7.7%	91.1%	0.7%	2.9%	5.2%	0.1%	100.0%		
	合計人数	138,416	11,615	150,031	1,097	4,751	7,322	144	163,345	163,358	13
	構成比	84.7%	7.1%	91.8%	0.7%	2.9%	4.5%	0.1%	100.0%		

出所：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果」（令和5年度、令和6年度）より作成

図3 不就学及びその可能性のある子どもの内訳²¹（2023-2024年度）

出所：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果」（令和5年度、令和6年度）より作成

この背景には、前述のとおり、日本において「外国人の子の保護者には就学義務が課されていない」という制度的規定が存在する。憲法は、義務教育を受ける権利の主体を「国民」と明確に規定しており、その結果、外国につながる子どもは長らく「国民教育」という枠組みの外に置かれてきた。佐藤（2019）が指摘するように、外国人が日本において教育を受ける権利は、国内法ではなく国際規約および国際法を根拠としており、その性格は「権利」というよりも「恩恵」に近いものとされてきた。このため、外国につながる子どもを対象とした制度的対応は十分に整備されていないのが実態である。

その結果、外国につながる子どもについては、就学義務の対象外であることを理由に、市町村に学齢簿の作成義務が課されておらず、学齢簿による管理を前提とする学校基本調査の「不就学学齢児童生徒調査」の対象からも除外されている。文部科学省は法的強制力を伴わないながらも、外国籍の子どもについても「学齢簿に準ずるもの」を編纂するよう自治体に呼びかけて

いる。これを受け、住民基本台帳と連動させた形で学齢簿を運用している自治体も少なくない。2024年度時点で、全国1,741自治体のうち1,370団体（78.7%）が、住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムを導入し、外国につながる子どもにも適用している。一方で、残りの自治体では、システム自体は導入しているものの外国につながる子どもには適用していない場合や、そもそもシステムを導入していない場合がみられる。²²さらに、現行制度では、住民基本台帳情報と在留資格情報が連携されていないため、すでに出国している可能性のある子どもや、国内転居後に不就学状態に陥っている可能性のある子どもを精緻に把握することが困難である。

このような制度的制約のもとで、外国につながる子どもは学齢簿管理の対象外となりやすく、行政が実態を把握できないまま放置されるリスクが高い。この構造は、「存在を把握できないことが支援につながらない」という悪循環を生み出している。さらに、学校に通っていない子どもは社会的に不可視化されやすく、問題が深

刻化し、重大な結果が生じた段階で初めて顕在化する可能性があることも指摘されている。²³

以上のように、外国につながる子どもの不就業問題の背景には、日本の教育制度が多数派文化を前提に構築されているという構造的要因が存在する。外国につながる子どもの就学状況の実態を把握する義務が市町村にも課されておらず、都道府県や国への報告の回路も存在しない。結果として、各自治体の裁量で外国につながる子どもの教育に関わる施策が行われ、自治体の財政状況や人的資源等制約の故、地域間の格差が大きい。この見えにくい課題を改善するために、外国人を日本社会で生きていく「市民」として位置づけ、新たな教育の在り方を検討する必要がある。²⁴

第3章 外国につながる子どもの教育における情報格差

外国につながる子どもの教育をめぐる課題のうち、情報アクセス格差は、これまで十分に理論化されてこなかった領域でもある。

日本における先行研究では、外国につながる子どもの教育問題は、これまで主に日本語能力不足や学力格差、進路の制約といった可視的な困難に焦点があてられることが多かったが、教育社会学及び移民研究の知見を踏まえると、これらの背後には、教育制度や学校文化に関する情報へのアクセスの不平等という構造的問題が存在している。

Pierre Bourdieu の文化資本論によれば、学校制度は特定の知識や理解様式を前提として運営されており、それらを当然のものとして身につけている家庭が有利になる。日本の学校にお

いては、高校入試制度や内申点、進路指導の仕組み、保護者会や三者面談など、日本特有の制度・文化がその典型である。多くの日本人家庭では、学校文化に関する基礎知識一例えば、内申点の意味、通知表の読み方、進路指導の仕組み、塾や模擬試験の活用、保護者会や三者面談の意味等一が日常的な会話や経験を通じて自然に共有される。これらの情報は、制度によって明示的に教えられるものではなく、「知っていて当然」とされる文化資本であり、外国につながる家庭にとってはアクセス自体が困難な文化資源となっている。²⁵ こうした暗黙の知識こそが、日本の教育制度で要求される文化資本であり、学校の学習や進路選択において重要な役割を果たしている。

しかし、外国につながる家庭は、日本の教育文化の内部で生成・継承されるこの文化資本を十分に保有していないまま、学校生活に参加することが多い。日本人保護者にとっては自明とされる日本の学校文化について、外国人保護者の知識が乏しい。例えば、集団登下校、掃除当番、給食当番といった制度や、お道具箱、上履き、体育着等の指定の持ち物規定等、日本の学校で当たり前とされている習慣は、外国につながる子どもや保護者が日本の学校で最初に直面し戸惑うルールである。²⁶ また単に明文化された校則以外、学校生活の流れ、授業態度、学校行事での振る舞い、そして人間関係まで、日本の教育現場には明文化されていない規範も多く埋め込まれている。さらに入試における情報、内申点制度、進路指導の仕組みや多層の選抜制度など、日本の複雑な教育制度に関する情報は、外国につながる家庭に理解できる形で共有されていないケースが多い。

このように、外国につながる家庭の多くは、保護者が日本の教育制度や進学情報に関する知

識を持ち合わせておらず、文化資本が乏しいため、外国につながる子ども・保護者が必要な情報に到達しにくいという問題に直面している。すなわち、外国につながる家庭にとっては、学校のルール・文化、教育制度及び社会の「常識」などコミュニケーションの壁が重層的に存在している。

また、学校や自治体から発信される情報は、言語の壁だけでなく、社会関係資本を通じて補完されることが多い。進学や支援制度に関する重要な情報は、経験の共有を通じて流通するため、社会的ネットワークから孤立した家庭ほど情報にたどり着けない。制度は形式的には開かれていても、実質的には不平等なアクセス構造が存在しているのである。²⁷

この情報格差は、言語ブローカー現象とも密接に関連している。保護者が制度情報を理解・取得できない場合、子どもが通訳や説明役として動員されることがある。これは家庭と学校・行政との間の情報断絶を一時的に補完する一方で、子どもに本来担うべきではない責任や心理的負担を集中させる構造を生み出している。しかし、こうした負担は学校現場や政策評価の中で把握されにくく、問題が顕在化しないまま継続する可能性が高い。これは単なる言語支援の問題ではなく、家庭内における文化資本の非対

称性が子どもに転嫁される制度的問題として理解されるべきである。

このように、外国につながる子どもの家庭における教育制度理解の困難や情報アクセスの問題、言語ブローカー現象は、個別の問題ではなく、学校制度が前提とする文化資本と家庭の資源とのミスマッチとして理解できる。これらの課題は、日本語運用能力を前提として提供されることが多いため、個人や家庭の努力不足や日本語能力のみに起因するものとして解釈されがちである。しかし、実際には、制度に埋め込まれた日本の独特の学校文化及び教育制度の構造自体によって生み出される排除の一形態であるといえる。つまり、外国につながる子どもたちの教育課題は、必要な情報に確実にアクセスできないことによって情報格差が生じ、その根底には、日本の教育制度そのものが多数派日本人の文化的前提を基盤として構築されているという構造的問題が存在している。以上の理論的整理を踏まえ、こうした情報格差が実際に外国につながる家庭がどのように経験され、またどのように認識されているのかを明らかにするために、2025年7月から11月にかけて、外国籍の保護者5人、中学校の副校長および日本語通級指導教室担当教諭を対象に、半構造化インタビュー調査を行った。

表2 インタビュー項目

保護者	入学・入園時の手続き	情報源 言語 理解度
	日々の連絡とコミュニケーション	情報源 言語 理解度 直接先生と連絡できるか 直接先生と話す機会があるか
	学校のルール・文化・習慣に関する認識 (PTA, 当番制度、持ち物規定等)	情報源 言語 理解度
	教育制度に関する認識 (内申点の意味、通知表の読み方、進路指導の仕組み、塾や模擬試験の活用、保護者会や三者面談の意味等)	情報源 言語 理解度
	子どもへの役割転嫁	あるか
	子どものメンタルケア (困っていること、いじめや差別など)	学校側が対応しているか 家庭ではどのように対応しているか
学校関係者	外国籍保護者とのコミュニケーション	最も苦勞しているところ
	学校情報の伝達	言語 アプリ・LINE・翻訳 APP の使用状況 課題
	保護者対応	割ける時間 課題

表3 保護者へのインタビュー結果(教育情報へのアクセス)

	国籍	来日 年数	日本語 理解度	主に困難と難じ るとき	情報源	子どもへの 役割転嫁	心配な点
A	スリランカ	30	初級	行事内容・受験 情報の無知	地域ネットワ ーク	あり	日本の学校における独特なル ールを知らなくて不安。
B	フランス	40	上級	配慮不足・疎外 感	家族・地域ネ ットワーク	なし	学校独自の仕組みがわから ず、差別やいじめに対して学 校側の対応が不足と感じる が、対策も調べられない。
C	ネパール	18	会話 程度	入学手続き・文 字情報	友人・地域ネ ットワーク	あり	学校の連絡がわからない部分 が多い。受験に関する情報も 入ってこない。子どもの学校 の様子も先生から教えてもら えない。かなり不安。
D	ガーナ	3	初級	入試制度の不知・ 行事不参加	子どものみ	強い	受験の仕組みを一切知らず、 どこから手を付ければよいか 不明。学校の行事に参加して も内容がわからない。子ども に頼っている。
E	エジプト	8	中程	入園・入学時期 の混乱	子ども・ 友人	あり	先生と直接の対話なし、進級 や受験の仕組みがわからず焦 りを感じる。

表4 学校関係者へのインタビュー結果(教育情報の伝達)

中学校副校長	外国籍保護者とのコミュニケーションが最大の課題である。現在は英語科の教員が対応することが多く、特定の教員に負担が大きい。 修学旅行や面談などの重要事項は、学校連絡用アプリに加え、LINEの翻訳機能を活用して個別に送るなどの工夫をしているが、多大な手間がかかっている。
日本語通級指導教室担当教諭	学習サポートがメインであり、保護者対応まで手が回らない。学校側がアプリで情報を配信していても、実際には保護者が登録すらできていないケースが多く、情報が届いていない。 子どもが学校で差別を受けている現状もあり、保護者の感情を汲み取る余裕がないことに危機感を持っている。

調査の結果から、外国につながる子どもの教育においては、多くの家庭は学校の文化・習慣及び教育制度に関する十分な知識を持たないこと、十分な情報にアクセスするルートを持っていないことが明らかになった。積立金の仕組み、塾に入るタイミング、受験制度など、「そもそもその情報が必要であることすら知らなかった」という共通した認識が確認された。さらに子どもが学校や行政とのやり取りを担うケースも見られ、本来学習に当てるべき時間を削り、子どもに大きな心理的・実務的負担を与えている。

総じて考えると、日本の教育制度における情報アクセス格差には、以下の複数の構造的課題が存在する。

第一に、制度情報が日本語のみで提供されていることが大きな障壁となっている。学校説明会、進路資料、重要な通知文書など、ほとんどが日本語のみで作成されているため、保護者が制度情報を理解できず、進路決定に関与できない状況が生じている。

第二に、日本の教育文化が家庭内ネットワークを通じて暗黙知として共有される構造がある。日本人家庭では、進路情報や受験文化に関する知識が、自分の経験やママ友等のネットワーク

を通じて補完し合っているが、外国につながる家庭はこのネットワークが欠如しており、文化資本の格差がそのまま制度アクセス格差として現れている。

第三に、学校側の説明が多数派文化の前提の上に構築されている。説明会や配布資料は、「理解できるはず」「知っているはず」という多数派家庭の経験を基準に作成され、外国につながる家庭にとっては制度理解の機会が構造的に限定されてしまう。

第四に、自治体ごとの取り組みに大きな地域差がある点も重要である。多言語化や個別サポートを積極的に進める自治体がある一方、外国人児童生徒数が増加していても制度整備が進まない自治体も多い。地域による不均衡が多く見られる。

第五に、多数派日本人の自文化中心主義への批判的視点が欠けていることが挙げられる。多文化共生が「外国人への支援」や「理解する姿勢」へと矮小化され、多数派側が自身の文化的前提や制度のあり方を問い直す視点が欠けているという指摘は、国内研究でも繰り返し示されている。²⁸

これらの点は、情報格差が外国につながる子

どもや保護者の「個人的努力」や「語学力」によって説明できるものではなく、日本社会の文化的前提が教育制度の中に制度化された結果として生じる構造的な不平等であることを明確に示している。

この構造は、外国につながる子どもが学校文化への適応や進路選択において不利な立場に置かれるという結果を生むだけでなく、日本社会が「多文化共生」を掲げながら、その実態として依然として同化主義的な価値観に支えられていることを示している。すなわち、情報アクセス格差は教育分野の個別的課題ではなく、多文化共生社会の形成にかかわるより大きな社会構造的課題の一部である。

第4章 多文化共生の再考

総務省によれば、多文化共生社会は、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく社会を指している。²⁹それは、多様性に基づく社会の構築という観点に立ち、外国人や日本国籍の民族的少数者が、それぞれの文化的アイデンティティを否定されることなく、社会に参加することを通じて実現される、豊かで活力ある社会の実現を目指す概念である。そのような社会を作ることには、人権の確立、民主主義の成熟、新たな経済社会の構築、そして地球社会への貢献といった重要な意義があるとされている。しかし、多文化共生の理念には「日本人 vs 外国人」の二項対立が強く埋め込まれていることが指摘されている。³⁰またこのような定義は日本社会に固有の同化と排外意識からの脱却という視点が欠如していると指摘されてい

る。³¹

この言葉は1990年代半ば頃から市民運動で用いられてきたが、2000年前後には自治体の外国人住民施策の体系化を図る過程で重要なキーワードとなった。

2006年総務省が地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」を制定した。その後このプランを発展させたものを2020年にも制定している。多岐にわたる領域について指針計画が示されているが、教育分野の課題は「生活支援」という項目の中で、「教育機会の確保」として学校での受け入れや、日本語支援、進路指導、多文化共生教育にも言及されている。一方、「人権」、「共生」という言葉は使われているが、外国につながる子どもの学ぶ権利についての明確な言及はない。また、「母語支援」「母語による学習サポート」についても言及はあるが、「母語・母文化保障」についての言及はない。つまり、上述したように、外国につながる子どもに日本語を勉強する機会を与える、日本語及び日本文化の習得を促し、地域社会への適応を重視する政策であると解釈できる。

今現在多くの自治体が推進している多文化共生は、この「地域における多文化共生推進プラン」に基づいているものであり、外国人支援が中心となっている。しかし、この多文化共生は、1990年代には、「外国人支援」ではなく、日本社会側の価値観と制度の変容を求める実践の概念として用いられていた。当時の議論は、偏見や差別といった社会の構造的課題を射程に入れ、マジョリティが自文化中心主義を問い直すことを不可欠な要素としていた。単なる外国人支援ではなく、マジョリティの日本人がどのように受け止めるか、日本社会がいかに変わるか、と

ということが意識されていた、下からの多文化共生実践的概念として出発したものであった。しかし2000年代以降、多文化共生は行政主導の政策語として制度化され、「地域における多文化共生推進プラン」などにみられるように、主として外国人への「支援提供」を目的とした社会統合政策へと変容した。その結果、「日本社会側が変わる」という視点は後退し、外国人に日本語能力や日本文化理解を求める同化的アプローチが中心になった。³²

この変容は、外国につながる子どもの教育課題の捉え方にも強く影響している。すなわち、外国人は「日本社会に適応すべき存在」として位置づけられ、教育政策においては日本語指導が最優先とされる一方、母語教育や文化的権利の保障、多様性を基盤とした制度改革といった構造的課題が周縁化されてきた。このように、行政政策としての多文化共生は、理念として掲げられた「対等な共生」と実態との間に大きな乖離が存在する。

法務省が共生社会の実現に向けた施策に関する日本人の理解及び考え方を把握するため、令和5年の10月～11月に「外国人との共生に関する意識調査」を行った。調査では、外国人として認識される要因として、「日本語能力のつたなさ」が44.6%で最も高く、「見た目、身体の特徴」39.6%、日本社会文化への理解不足37.7%、国籍34.3%が3割台で続いていることが示された。また外国人労働者に求めているものは、日本語能力60.8%、日本文化に対する理解59.4%の2項目が6割前後で高い。³³これは現在日本社会の共生社会のビジョン及び共生社会の実現に向けた施策に関する理解を示す結果であると考えられる。

ここから見られるように、多文化教育の課題の核心に、日本人自身の自文化中心主義とどの

ように向き合うかという重要な課題である。外国のつながる子どもの教育における課題の背後には、日本の固有の目に見えない文化実践、外国人を見る視点、また学校教育を構成する根底にあり、文化的な同化を協力に進める形で機能している。このような意識が変わらない限り、外国のつながる子どもの教育現場では、依然として日本語教育が先行して、本当の多文化共生教育が実現することが困難であると考ええる。

終わりに

本稿では、外国につながる子どもが日本の教育制度の中で直面しているが不可視されている二つの主要課題——不就学、教育制度に関する情報アクセス格差——を検討し、それらが個別の事象ではなく、制度構造・学校文化・多数派意識が複合的に作用して生み出される問題であることを明らかにした。制度の前提に組み込まれた日本語中心主義や、家庭内ネットワークに依存する教育文化、学校文化を規定する暗黙知の存在は、外国につながる子どもの教育における大きな壁となっている。

外国につながる子どもの教育に関する不就学、そして情報アクセス格差といった問題は、一見すると「外国人特有の困難」として理解されがちである。しかし、その背後には、日本社会が多数派文化を前提として制度を構築していることが存在している。たとえば、就学義務が外国につながる子どもに適用されていない制度は、法律上は中立に見えても、実際には外国につながる子どもを制度の可視化の外側に置き、不就学を「自然発生的な問題」として扱わせてしまう。こうした状況は、多文化共生が掲げる「多

様性の尊重」とは矛盾し、むしろ文化的同質性を前提とする制度運用を温存していると言える。

また、教育制度に関する「暗黙知」への依存—例えば受験制度、学力評価、学校選択、進路決定などを家庭や地域ネットワークに委ねる文化は、文化資本の再生産機能として作用し、外国につながる家庭を構造的に不利な立場に置く。この構造は、多文化共生を支えるべき社会の制度が、実は多数派の文化的慣行に深く根ざしていることを示している。

これらの課題は日本に特有のものではなく、多文化化が進む社会における普遍的な課題である。しかし日本の場合、制度の多言語化・母語教育の制度化・就学義務の明確化といった基盤整備が OECD 諸国と比較して大きく遅れており、「多文化共生」を掲げながらも同化主義的な制度文化が根強く残存している点に特異性があるといえる。

外国につながる子どもの教育課題は、「支援を必要とするマイノリティの問題」にとどまらない。それは、日本社会が多様性をどのように制度化し、どのような社会を目指すのかという根源的な問いと直結している。多文化共生社会の実現には、外国人に対する支援の拡充だけではなく、多数派である日本社会側が、自らの文化的前提や制度構造を問い直し、変容していくことが不可欠である。

すなわち、社会全体が相互に学び合い、変容していくための相互変容型の多文化共生モデルを目指し、外国につながる人々を「受け入れる存在」ではなく「共に変わる存在」という理念で、社会そのものが多様性に適応していく必要がある。

注

- 1 外国人児童、外国籍の児童、外国にルーツを持つ子どもなどいくつかの言い方があるが、本稿は基本「外国につながる子ども」とし、行政資料などに使われた言葉をそのまま引用する形にする。
- 2 教育新聞 「小学校に『外国につながる子いた』3割超 18歳意識調査」2021年12月23日付
- 3 竹内愛（2022）「外国にルーツを持つ子供の教育課題－教員・児童生徒の視点から」共愛学園前橋国際大学論集 <https://kyoai.repo.nii.ac.jp/records/246> 2024年8月30日アクセス
- 4 朝日新聞 「日本語教えるだけじゃない 外国籍のこどもの就学・就職、広がる支援」2023年11月10日付
- 5 例えば、森雄二郎（2018）「外国にルーツを持つ子供の教育支援に関する一考察」
- 6 同志社政策科学研究 20（1），pp.89-100や、奴久妻駿介（2022）『日本の外国人児童生徒と多文化主義—「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」の関連語分析』『現代社会学研究』第35巻 pp.1－17などがある。
- 7 出入国在留管理庁「在留外国人数（2024年6月）」
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00047.html
- 8 文部科学省「日本語指導が必要な児童制度の受け入れ状況に関する調査」https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421569_00006.htm 2025年6月12日にアクセス
- 9 松尾知明（2013）『多文化教育をデザインする—移民時代のモデル構築』勁草書房
- 10 斎藤ひろみ・佐藤郡衛（編）（2009）『文化間移動をする子供たちの学び—教育コミュニティの創造に向けて』ヒツジ書房
- 11 森雄二郎（2021）「多文化社会における教育支援のあり方を考える：学習支援からつながる支援まで」社会科学50（4）同志社大学人文科学研究所 pp.97-116
- 12 山野上麻衣（2019）『「子供の貧困」から見る不就学—外国籍の子供の不就学問題の20年を振り返って—』『グローバル・コンサーン』第2号、pp.86-103
- 13 佐藤郡衛（2019）『多文化社会に生きる子どもの教育：外国人の子ども、海外で学ぶ子どもの現状と課題』明石書房
- 14 関東弁護士会連合会（2021）「外国につながる児童・生徒の教育の実態に関するアンケート調査結果報告書～教育を受ける権利の保障のために」
https://www.google.com/url?sa=t&source=web&rct=j&opi=89978449&url=https://www.kanto-ba.org/declaration/pdf/r03a05.pdf&ved=2ahUKEwib2cOCs_WRAxU3cPUHHdYLN5MQFnoECBUQAQ&usq=AOvVaw0Mc552n0M

xYMuDYXYLdlUH

survey03.html 2025年8月21日アクセス

- 15 同上
- 16 毎日新聞（2019）、「外国籍の子 就学不明1.6万人 義務教育の対象外」2019年1月6日付
- 17 文部科学省『外国人の子供の就学状況等調査結果（確定値）概要』https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kyousei01-000006114_01.pdf 2024年6月3日アクセス
- 18 文部科学省（2024）『令和5年度外国人の子供の就学状況等調査結果について』https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421568_00004.htm
- 19 教育新聞「外国籍の子の不就学」2025年1月9日付。さらに、小島は、『就学者数』の中で「義務教育諸学校」に通う子は全体の8割と変化はないものの、「外国人学校」に通う子どもの数は5023人から1万993人と約2倍になっていることに注目し、国は外国人学校を普通教育の学校（一条校）と見なしていないにもかかわらず、就学者が増えているように見せかけている」と指摘。
- 20 朝日新聞『24年度の外国人の子の「不就学」8432人でほぼ横ばい』2025年10月2日付
- 21 ここでは、文部科学省が示した見解に基づき、不就学に加え、就学状況把握できず、住民基本台帳の人数の差のほかに、転居・出国（予定含む）の子供も「不就学及びその可能性のある子供」と計算する。
- 22 文部科学省「令和6年度外国人の子供の就学状況等調査結果について」
- 23 大坪美奈子（2023）「外国人散在地域における外国人児童生徒を取り巻く環境の改善に向けて：日本語支援員の視点から」別府大学日本語教育研究（別府大学日本語教育研究センター紀要）. No.13（2023.3）, pp.15-33
- 24 佐藤郡衛（2019）、前掲書
- 25 志水宏吉（2015）「教育は誰のものか：格差社会の中の学校選び」『教育研究』82（4）、pp.40－51
- 26 竹内（2022）、前掲論文
- 27 清水陸美（2011）や宮島喬（2004）の研究を参照。
- 28 山野上（2019）、前掲論文
- 29 総務省「多文化共生の推進に関する研究会」報告書～地域における多文化共生の推進にむけて～」2006年3月
- 30 柏崎千佳子（2010）「日本のトランスナショナルリズムの位相—＜多文化共生＞言説再考」渡戸一郎・井沢泰樹編著『多民族化社会・日本』明石書店 pp.237－255
- 31 山根俊彦（2017）『「多文化共生」という言葉の生成と意味の変容—「多文化共生」を問い直す手がかりとして』『常盤台人間文化論叢』3（1）、横浜国立大学都市イノベーション研究院, pp.135-160
- 32 同上
- 33 法務省「外国人との共生に関する意識調査」<https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/>

参考文献

- ① 日本語文献
- 太田晴雄（2000）『ニューカマーの学校と日本の学校』国際書院.
- 柏崎千佳子（2010）「日本のトランスナショナルリズムの位相—＜多文化共生＞言説再考」
- 渡戸一郎・井沢泰樹（編）『多民族化社会・日本』明石書店 pp. 237-255
- 関東弁護士会連合会（2021）『外国につながる児童・生徒の教育の実態に関するアンケート調査結果報告書』
- 小島祥美（2016）『外国人の就学と不就学—社会で「見えない」こどもたち』大阪大学出版会
 - －（2017）『社会で「見えない」不就学の外国人の子どもたち』荒牧重人ほか（編）『外国人のこども白書』明石書店 pp. 136-138
 - －（2018）『「ジモト」を作る外国人教育—不就学ゼロをめざして』『世界』915, pp.132-141.
 - －（2024）「日本に暮らす外国籍の子供たちに就学支援を：平等に教育を受けられる体制づくりが急務」<https://www.nippon.com/ja/in-depth/d00814/>
- 佐久間孝正（2005）「多文化に開かれた教育に向けて」宮島喬・太田晴雄（編）『外国人のこどもと日本の教育—不就学問題と多文化共生の課題』. 東京大学出版会.
 - －（2006）『外国人の子供の不就学—異文化に開かれた教育とは』勁草書房.
 - －（2011）『外国人の子どもの教育問題—政府内懇談会における提言』勁草書房.

- － (2014)「文部科学省の外国人児童生徒受け入れ施策の変化」『専修人間科学論集 社会学篇』14(2), pp.35-45.
- 佐藤郡衛 (2019)『多文化社会に生きる子どもの教育—外国人の子ども、海外で学ぶ子どもの現状と課題』明石書店
- 志水宏吉 (2002)「学校世界の多文化化—日本の学校はどう変わるか」宮島喬・加納弘勝(編)『国際社会 2 変容する日本社会と文化』東京大学出版会 pp. 69-92
- 志水宏吉 (2015)『教育は誰のものか—格差社会のなかの「学校選び」』『教育学研究』82(4), pp.558-570.
- 志水宏吉, 高田一宏, 堀家由妃代, 山本晃輔 (2014)「マイノリティと教育」『教育社会学研究』95, pp. 133-170
- 清水睦美 (2006)「外国人児童生徒の学校経験とアイデンティティ」『教育社会学研究』78, pp.111-130.
- 清水睦美 (2011)『子どもの貧困と教育支援』明石書店
- 竹内愛 (2022)「外国にルーツを持つ子供の教育課題—教員・児童生徒の視点から」『共愛学園前橋国際大学論集』<https://kyoai.repo.nii.ac.jp/records/246>
- 丹羽雅雄 (2022)「教育を受ける権利と就学義務」荒牧重人ほか(編),『外国人のこども白書(第2版)—権利・貧困・教育・文化・国籍と共生の観点から』明石書店
- 奴久妻駿介 (2022)「日本の外国人児童生徒と多文化主義—「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」の関連語分析」『現代社会学研究』35, pp.1-17.
- 松尾知明 (2013)『多文化教育をデザインする—移民時代のモデル構築』勁草書房
- 宮島喬 (2004)『外国人労働者と日本社会』岩波書店
- － (2014)『外国人の子どもの教育—就学の現状と教育を受ける権利』東京大学出版会
- 森雄二郎 (2018)「外国にルーツを持つ子供の教育支援に関する一考察」『同志社政策科学研究』20(1), pp.89-100.
- 山野上麻衣 (2019)『「子供の貧困」から見る不就学—外国籍の子供の不就学問題の20年を振り返り』『グローバル・コンサーン』2, pp.86-103.
- ② 英語文献
- Bourdieu, P. (1986) The forms of capital. In J. Richardson (Ed.), Handbook of Theory and Research for the Sociology of Education. Greenwood, pp. 241-258
- Joshi, R. D. P., & Tabata, S. (2021) Barriers to Education for Migrant Children in Japan at Mainstream Schools: From a Rights-based Perspective. Journal of Human Security Studies, 10 (2) , pp.109-129
- OECD. (2018) The resilience of students with an immigrant background: Factors that shape well-being. OECD Publishing.
- Portes, A., & Rumbaut, R. (2001) Legacies: The story of the immigrant second generation. University of California Press.
- Suárez-Orozco, C., & Suárez-Orozco, M. (2001) Children of immigration. Harvard University Press.
- UNESCO (2019) Global education monitoring report 2019: Migration, displacement and education. UNESCO Publishing.

〈研究論文〉

日本語学校の自治体主導型モデル分析 ― 五島市 ― A Study of Municipality-Led Japanese Language School Models: The Case of Goto City

小原 篤次*
Atsuji Ohara

要 旨

長崎県五島市の日本語学校を事例として、日本語学校の制度的位置づけと自治体主導型モデルの可能性を検討した。まず、日本語教育をめぐる制度環境が、法務省告示校中心の「在留管理モデル」から、文部科学省の認定制度による「教育政策モデル」へと転換しつつある点を整理した。次に、人口減少と若年層流出が進む離島自治体である五島市が、日本語学校を人口補完、地域活性化、多文化共生の政策装置として構想してきた成立過程を明らかにした。さらに、教育実践と学習者経験の分析により、同校が離島という制約環境にもかかわらず、日本語能力試験合格率や進学実績など一定の成果を挙げ、地域社会との交流を通じて多層的な役割を果たしていることを示した。一方で、文部科学省認定制度への移行期において、設置者である学校法人に対し、教員体制、生活支援、リスク管理、財務健全性など多面的な経営能力が求められる。五島市による生活支援策や地域連携の強化は、離島型日本語学校の持続可能性を高める政策的基盤となりうる。以上から、五島モデルは、将来の地方自治体主導型日本語学校の展開に重要な示唆を与えると結論づけられる。

キーワード：自治体主導型日本語学校、文部科学省認定制度、人口減少地域、地域活性化、五島市

Abstract

This study examines the municipality-led Japanese language school model through an in-depth case analysis of the Goto Japanese Language School in Nagasaki Prefecture. Recent reforms have shifted Japan's language education framework from the Ministry of Justice's immigration-centered "management model" to the Ministry of Education's quality-assurance-based "education model," creating new opportunities and challenges for local governments. Drawing on policy documents, municipal records, and institutional data, the study analyzes the school's establishment process, curriculum design, student experiences, and regional impact. Findings show that the school functions simultaneously as an educational institution, a demographic supplement in a depopulating

*長崎県立大学国際社会学部准教授。ohara2012@sun.ac.jp

本論文は令和6年度学長裁量研究「五島における日本語学校・外国人労働者受け入れによる波及効果の総合調査」の研究成果の一部である。ここに記して謝意を表したい。

island region, and a catalyst for local labor supply, community interaction, and international visibility. Despite notable educational outcomes, including high JLPT pass rates, the transition to the new accreditation system requires strengthened institutional capacity and governance by the school corporation. The Goto model demonstrates both the potential and limitations of municipality-led Japanese language school initiatives in regional revitalization.

Keywords: Municipality-led Japanese Language Schools, EXT Accreditation System, Depopulating Regions, Regional Revitalization, Goto City

1. 序論

人口減少と少子高齢化が急速に進む日本社会において、外国人住民、留学生の存在は、労働力の補完のみならず、地域社会の維持や活性化にとって重要性を増している。とりわけ新型コロナ禍による入国制限が緩和された2020年代前半には在留外国人数が過去最多を更新し、日本語学校に在籍する留学生数もコロナ禍前の水準を回復しつつある。日本語学校は、大学・専門学校への進学準備機能に加え、外国人青年と地域社会をつなぐ「入口」として、多面的な役割を担い始めている。

もっとも、こうした制度的重要性の高まりとは対照的に、日本語学校の急増は教育の質や留学生の生活条件をめぐる課題も顕在化させてきた。週28時間のアルバイトに依存した就学構造、留学生を収益源として扱う一部仲介業者、学校の存在、教員資格や教育内容のばらつきなどが代表的である。こうした問題を受け、2019年に日本語教育推進法が制定され、2023年には日本語教育機関の文部科学大臣認定制度および登録日本語教員制度を定める新法が成立した。さらに従来の法務省告示校制度は移行措置を経て2029年3月末に廃止され、原則として文部科

学省認定が日本語教育機関の基本基準となる方向性が示された。認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）は、教員体制、主任教員の経験年数、校舎の自己所有原則、生活支援体制、定員管理など広範な要件を厳格に定めており、日本語学校の制度環境は大きな転換点を迎えている。

文部科学省認定制度の過去3回の認定結果によれば、認定率¹は3分の1にとどまり、申請機関の過半である59.8%が審査途中で取下げを行っている。これは、教員資格や校舎要件などの新基準が新設校にとって大きな障壁となっていることを示す一方、文部科学省による認定校の三大都市圏比率²が64.1%（法務省告示校は74.7%）にとどまることは、地方所在校の存在感が新しい認可制度では、相対的に高まっていることを示している。ただし、定員の場合（合計12,524名）、三大都市圏比率が83.0%と増加し、定員120名以上は15機関で三大都市圏以外では岡山市が含まれるのみである。地方所在校は少ない定員で開講している。

こうした政策転換のもとで注目されるのが、地方自治体が主体となって設置・運営に関与する「自治体主導型日本語学校」である。北海道東川町は、写真文化と国際教育を基軸とする地域戦略のなかで2015年に日本初の公立日本語

学校を開校し、留学生受入れと町民の国際交流を統合した地域拠点を形成してきた。さらに宮城県大崎市では、大崎市立おおさき日本語学校が2025年10月に文部科学省認可を取得し、自治体主導型モデルの先行事例となっている。

本稿が対象とする長崎県五島市の五島日本語学校もまた、人口減少と若年層流出が進む離島自治体が、日本語学校を地域再生と国際交流政策の中心に据えようとする試みとして位置づけられる。五島市の人口は、住民基本台帳によれば2013年3月末の40,452人から2015年3月末には39,117人、2024年末には33,733人へと縮小しており、とくに高校卒業後の若年層転出が多いことで20代前半人口の割合が相対的に小さい。このような条件下で自治体が日本語学校の設立に関与することは、従来の「大学・高校誘致」では対応しきれないかたちで、地域の担い手不足に向き合う政策的選択とみなすことができる。

本稿の目的は三つである。第一に、入管法・関連省令、日本語教育推進法、文部科学大臣認定制度などの政策動向を整理し、日本語学校が国内の教育、労働、地域政策においてどのように制度的に位置づけられてきたかを明らかにする。第二に、五島日本語学校の成立過程と運営体制を検討し、東川町立東川日本語学校との比較を通じて自治体主導型日本語学校の制度的、財政的枠組みの特徴を分析する。第三に、五島日本語学校に在籍する学生の属性、就労、地域交流の実態を明らかにし、100名規模の20代留学生が1～2年間滞在することが人口減少地域にもたらす効果と課題を検討する。

以上の検討を通じて、本稿は日本語学校を単なる進学準備機関ではなく、「人口減少社会における地域構想の一要素」として再定位することを目指す。同様の課題を抱える自治体に対し

て、日本語学校を活用した人口、地域政策の新たな選択肢を提示することが、本稿の意義である。

第1節 日本語学校をめぐる制度的枠組みと位置づけ

日本語学校は、長く法務省による在留資格「留学」の認定対象として制度化されてきた。1980年代以降、大学・専門学校への進学準備教育を目的とする民間日本語学校が都市部で急増し、いわゆる「1990年体制」の下で留学生受入れの主たる窓口となった（二子石, 2019）。この枠組みでは、法務省告示校としての一定の施設・教員基準を満たすことで民間事業者による参入が可能であったが、教育課程の体系化や教員の専門性確保は必須ではなく、教育の質のばらつきや学生管理、居住環境の不備などの問題も顕在化していた。

この状況が大きく変化したのは、2019年の日本語教育推進法の制定である。同法は、日本語教育を国家的責務として位置づけ、外国人住民への日本語学習機会の保障を国・自治体の役割として明確化した。この理念を踏まえ、2023年には文部科学大臣が日本語教育機関を認定する制度と、国家資格「登録日本語教員」制度を含む新法が成立した。これにより、日本語学校は従来、在留管理制度の一環として位置づけられてきたが、文部科学省による認定制度の導入により、その役割は教育政策の枠内で質保証の対象となる「正式な教育機関」へと再定義された。（二子石, 2024, 『朝日新聞』2023.5.27朝刊）。

認定制度の基準は法務省告示校よりも格段に厳しい。専任教員の配置数や主任教員経験、教

育課程の体系化、参照枠に基づく学習成果評価、財務の健全性、校舎の自己所有、教員研修体制など、学校運営のすべてが審査対象となる。初めての2024年度1回目の審査結果によれば、申請72校のうち認定は3割強にとどまり、6割以上が申請途中で取下げている。中央教育審議会日本語教育部会長コメント（文部科学省、2024）も、①教育課程理解の不足、②研修体制不備、③財務基盤の脆弱性、④校舎等の基準不適合を主因として挙げ、「総じて準備不足」と総括する。制度が「参入促進」から「質保証」へ転換したことが明確に読み取れる。

他方、認定校の地域分布には特徴がある。東京都・大阪府など都市圏が依然として多数を占める一方で、人口20万人未満の自治体での認定例が複数みられる。宮城県大崎市（約12.7万人）、秋田県にかほ市（約2.3万人）、佐賀県嬉野市（約2.5万人）、大分県佐伯市（約6.6万人）、和歌山県有田市（約2.6万人）、長野県御代田町（約1.5万人）などである。これら自治体の多くは、国勢調査（2020年）の全国値と比べ、外国人比率（2.2%）が低く、65歳人口比率（28.6%）は概して高い。すなわち、日本語学校が地域活性化の装置として注目される背景には、人口減少、高齢化が同時に進行する地方中小都市の構造的課題がある。

この点を象徴するのが、2025年4月に開校した「大崎市立おおさき日本語学校」である。大崎市は閉校した公立小学校を転用し、礼拝室や図書館を整備した上で、1年、1年半、2年の3課程を設置し、N2レベル相当の習得を目指す実践的カリキュラムを構築した（『日本経済新聞』2025.3.20朝刊、地方経済面、東北2ページ）。留学生は地域の小中学校との交流活動「Oタイム」、農業体験、地域ボランティアなどを通じて生活圏に積極的に参加することが期待されてい

る。市内の飲食店等では外国人労働者不足が深刻化しており、アルバイト就労が可能な留学生の存在は地域経済にとって即時的な効果を持つ。鉄道利用の増加など、公共交通維持への波及効果も指摘されている。

大崎市の事例は、東川町立東川日本語学校に次ぐ全国2例目の自治体立日本語学校であり、人口減少が進む地方自治体が「地域活性化×外国人材受入れ×教育」を統合的に位置づける政策モデルである。宮城県では外国人労働者が急増しており、県知事は「外国人材は人手不足の打開策」と述べている（『日本経済新聞』2025.3.20朝刊、地方経済面、東北2ページ）。このように、自治体が日本語学校を設置する動機は、教育政策だけではなく、産業政策、交通政策、定住促進政策と密接に結びついている。

以上のように、日本語学校は今日、①出入国管理行政にもとづく「留学」在留資格の受入れ機関、②教育政策としての質保証の対象、③人口減少社会における地域政策の装置、という三重の性格を持つ。特に地方自治体主導の日本語学校は、制度改革のもとで新たに生じた政策領域と位置づけられ、今後の地域社会、外国人政策の交差点として重要性を増すと考えられる。次節では、この制度的背景のもとで五島日本語学校がどのように構想され、どのような運営スキームを採用しようとしているのかを、既存の自治体事例と比較しつつ検討する。

第2節 五島日本語学校の成立過程と運営実態

第1節で述べたとおり、日本語教育機関を取り巻く制度環境は、長らく入管法中心の管理体

系に依拠してきた段階から、文部科学省による認定制度を中核とする「教育政策」へと重心を移しつつある。と同時に、文部科学大臣認定の日本語教育機関には、学校法人、株式会社、社会福祉法人、地方自治体、さらには個人設置を含む多様な主体が参入しうる制度設計が採られている。第1節で確認した制度的変容は、地方自治体における日本語学校の位置づけを大きく変える契機となった。とりわけ、認定制度の導入により、日本語学校は単なる「留学生受入れの窓口」ではなく、自治体が人口政策、多文化共生政策の中に組み込むことのできる教育拠点として制度的に活用可能になった。本節では、この制度的枠組みが五島市における日本語学校構想にどのように具体化したのかを検討する。

日本語学校は、従来の「留学生受入れの窓口」という機能にとどまらず、地域社会における日本語教育インフラとして、多文化共生、地域人口維持、地域経済との接続といったより広い政策的役割を果たすことが求められるようになった。本節では、こうした制度改革の延長線上に位置づけられる五島日本語学校を取り上げ、その成立過程と運営実態の特徴について検討する。

なお、五島日本語学校の成立過程については、2018年の五島市議会予算委員会（平成30年度一般会計予算審査）が最も体系的な記述を残している（五島市議会議事録検索システム、2018.2.28）。同議事録によれば、日本語学校構想は、2017年に長崎県公立大学法人が国境離島振興研究機構を設立し、ベトナム・ダナン市との包括連携協定（文化振興・人材育成）を締結したことを背景に、同機構から五島市へ事業提案が行われたことに端を発する。市は総合戦略に基づき、大学・専門学校など外部教育機関との連携を地域振興策として位置づけていたこと

から、留学生受入れ構想を検討し、2017年末に正式な提案を受け、2018年1月に記者発表に至ったとされる。

施設整備については、留学生の生活費負担や就労先確保、学校・寮間アクセスの観点から、廃校・休校施設、さらには新築案も比較検討された。その結果、既存施設を活用した方が、財政負担が小さく、耐震性などの要件も満たすことから、旧海陽高校寮の改修が選択された。また、定員40名×2学年という想定に対し、1棟で80名を収容可能かという点については、外国人技能実習制度の宿泊施設基準等を参照し、部屋の使い方を調整することで対応可能とされた。

議事録では、開設後の地域との関係構築についても議論され、住民とのトラブル対応、相談窓口の設置、地域代表者を含む情報交換の場の継続などが挙げられている。また、記者発表後には複数の学校法人から問い合わせがあったこと、日本語能力試験N4程度のベトナム人留学生³を主な対象とすること、県内でも長崎市・佐世保市・大村市などで日本語学校の開設の検討も報告された。

総じて、この議事録は、①自治体による事業判断、②県公立大学法人の関与、③運営法人選定、④地域住民との調整、⑤財政措置と施設活用、という複数の論点が並行的に検討されていたことを示すものであり、自治体主導型日本語学校が成立するプロセスを理解する上で重要な一次資料である。

1 日本語学校の地方展開と自治体主導型モデルの浮上

日本語学校の大半は1980年代以降、首都圏・近畿圏・中京圏の大都市部に集中してきた。丸山（1995, 2018, 2019, 2020）が示すように、日本語学校は高等教育の「予備教育機関」である

と同時に、外国人労働者受入れ政策と政策的に連動しており、その歴史的な性格は「留学生政策」と「労働力政策」の間で揺れ動いてきた。また、朝山（2023）は、法務省告示校制度の限界と新認定制度創設の意義を整理し、日本語学校が高等教育準備機能に加えて「地域社会の日本語教育インフラ」として再定義されつつあることを示した。

このような全国的制度変容の中で、地方自治体自らが日本語学校設立に関与する動きが可視化されている。北海道東川町立東川日本語学校（2015年開校）はその象徴であり、さらに2025年4月には宮城県大崎市が旧小学校を再活用した公立日本語学校を開校するなど、地方における公立日本語学校の潮流が芽生えつつある。五島日本語学校は、この制度改革と地方政策の潮流の交点に位置する。

2 五島市の人口動態と日本語学校構想の背景

五島市は離島という地理的特性をもつ自治体であり、人口減少と高齢化が急速に進行している。東京駅を起点とした移動時間で比較すると、五島市は空路と航路を組み合わせると片道5時間前後を要し、同じく日本語学校を有する北海道東川町（約4時間半）、宮城県大崎市（約3時間）と比べても物理的距離・交通利便性の面で不利である。さらに離島ゆえに、天候や機材繰りに伴う欠航リスクも高く、外部との往来が安定しにくいという構造的制約が存在する。

人口動態を見ると、五島市の人口は2013年の40,452人から2024年末には33,733人へと約7千人減少しており、特に高校卒業時の若年層流出が顕著である。大学や専門学校などの高等教育機関を域内に誘致することが困難ななかで、20代の若者を一定期間でも島内に呼び込む政策的

手段が求められ、日本語学校の設置は人口構造の「空洞」を補完する現実的方策として浮上した。留学生は、週28時間以内のアルバイトによる労働力補完、地域行事・ボランティアへの参加による地域活性化、さらには国際交流の担い手として、多面的な貢献が期待された。

文部科学省認可日本語教育機関（2020年国勢調査基準）の所在地人口を見ると、人口20万人未満の自治体に所在する学校は14機関であり、東川町と五島市を含め合計16自治体となる。これら16自治体の2015年比人口減少率を比較すると、五島市のマイナス7.9%は群の中でも最も減少幅が大きい。一方、高齢化率では、大分県佐伯市（41.8%）に次ぎ、五島市も40.8%と高い水準にある。

外国人数を見ると、五島市の外国人住民は128人（にかほ市84人に次ぐ低水準）にとどまり、総人口比でも0.37%と低い。これは、五島市が多文化共生の基盤を十分に持ち得ていないことを意味するが、同時に、日本語学校が「地域における外国人増の主因」となりうることを示す。

注目すべきは、こうした状況は「地方の小規模自治体だけに固有の課題ではない」点である。東京都のように人口減少が生じていない大都市でも、20代では外国人比率が高まり、労働市場・教育市場における外国人受入れが構造的に不可欠となりつつある。すなわち、日本語学校が地域社会に与える影響と政策的意義は、五島市に特有の問題にとどまらず、国全体が直面する人口動態変化の縮図として理解する必要がある。

3 五島日本語学校の成立過程

五島市では2016年度に日本語学校構想の検討が始まり、2017年には県公立学校法人が「国

境離島振興研究機構」⁴を設立、準備に着手した（長崎県公立大学法人，2017a,2017b）。2018年の運営法人公募は一度不調に終わったが，2019年に学校法人九州総合学院が運営希望を表明し，選定された。2020年2月には出入国在留管理庁から告示校として認定を受け，同年4月に開校した。

このように，自治体の政策判断，市議会審議，町内会との調整，運営法人の選定，校舎整備といった複数の段階を経て開設に至っており，自治体主導型日本語学校の成立過程を考えるうえで示唆的な事例である。公立日本語学校は依然として全国でも少数であるものの，五島日本語学校のプロセスは，自治体が制度的枠組みの中でどのように日本語学校を立ち上げうるかを理解するための重要な参照点となる。

2019年度の2回の公募資料では，島外から小学生，中学生，高校生を募集する「しま留学事業」や「離島留学事業」など，五島市独自の取り組みを冒頭で示し，「教育の島づくり」を事業構想⁵に掲げた（五島市，2019.5.7，2019.8.23）。

4 運営実態：教育機能・生活支援・地域政策の三層構造

① 教育機能（N1～N3レベルの進学準備教育）

五島日本語学校は告示校として体系的カリキュラムを提供し，多様な学習需要に対応している。

② 生活支援・就労支援（地域企業との連携）

飲食・観光・介護業などとネットワークを形成し，寮生活・生活相談・医療アクセスなどを学校と自治体が協働で支えている。

③ 地域政策としての日本語学校（人口減少対策）

留学生は地域行事・ボランティア活動に

参加し，多文化共生と地域活性化に寄与する。自治体は日本語学校を外国人政策・人口減少対策の中核として位置づけている。

5 小括と理論枠組み

本節では，五島日本語学校を制度改革・人口減少という全国的潮流の中で位置づけ，その成立過程と運営構造を整理した。本研究が依拠する理論枠組みは，①制度的枠組み（institutional framework）としての日本語教育政策，②地域社会の受容構造（local incorporation），③人口減少自治体における移住・滞在者の役割（demographic supplementation）の三層からなる。すなわち，日本語学校は，制度上は教育機関であるが，地域社会の側からみれば外国人受入れインフラであり，人口減少の文脈では「人口補完装置」として機能しうる。本研究は，この三層モデルを用いて，自治体主導型日本語学校の意義と限界を理論的に検討する。

第3節 教育実践と学習者経験

第1節・第2節で確認したように，五島日本語学校は，①入管法・日本語教育推進法・認定制度という制度枠組み（institutional framework），②地域社会の受容構造（local incorporation），③人口減少自治体における「人口補完装置（demographic supplementation）」という三層の文脈の交点に位置づけられる。本節では，この理論枠組みを踏まえ，五島日本語学校が実際にどのような教育実践を展開し，学習者がどのような生活・就労・キャリア形成を経験しているかを，①カリキュラム，②学習者の背景，③生活・就労，④教育成果と進路形成

の四側面から検討する。これは、日本語学校を「制度としての枠組み」ではなく、「現場レベルでの実装」として分析する試みである。

本節では、この三層理論モデルを前提として、五島日本語学校の教育実践と学習者経験を現場レベルで検討する。具体的には、①カリキュラム編成と学習環境、②学習者の背景と来日動機、③生活・就労と島嶼部で学ぶことのメリット・課題、④教育成果と進路形成、という四側面から分析を行う。これにより、日本語学校が「制度」として規定されるだけでは捉えきれない、地域社会との相互作用の中で立ち上がる教育実践の具体像を明らかにすることが目的である。

地方日本語学校を対象とした既存研究は、地域日本語教育との連携（景山，2021，久光，2021，宮ほか，2020）など多方面に広がりつつある。しかし、離島自治体に立地する日本語学校の教育実践と学習・生活・キャリア形成を、制度・地域社会・人口構造の三層を結びつけて包括的に検討した研究は限られている。五島日本語学校の事例は、こうした研究ギャップに 대응するものであり、地方自治体主導型日本語学校の可能性と限界を検討する上で重要な手がかりを提供する。

1 カリキュラムと学習環境：制度的要請と地域実践の交点

五島日本語学校の教育課程は、日本語能力試験（JLPT）N2以上の取得および大学・専門学校等への進学を主要目標として設計されている（五島日本語学校，2025a）。同校は「日本語科2年コース」（定員100名）を設置し、文法・読解・聴解・会話・作文を統合した四技能型授業を週5日で実施する。午前・午後に分かれた授業編成では、各日5時限が設定され、第5時限

では日本留学試験（EJU）対策が組み込まれている（五島日本語学校，2025a）。授業内容は生活日本語と進学日本語の双方を扱い、アルバイト場面で必要となる敬語表現や接客日本語と、進学後に必要となる論理的文章作成を往還させる構造を持つ。

また、年間行事には防災訓練、地域高校との交流授業、日本文化体験などが含まれ、教室外の活動を通じた地域参加型学習が体系的に確保されている（五島日本語学校，2025b）。こうした学習環境は、文部科学省認定制度が求める「体系的教育課程」「生活支援体制」「地域連携」の要件と整合する内容となっている。

さらに、同校は「五島日本語学校三訣」として「人が幸せになるよう／互いに敬い助け合い／社会のためにつくそう」を掲げており、学校生活全体を通じた人格形成や地域社会への理解を教育理念として明示している（五島日本語学校，2025a）。学習支援としては、五島市から月額4万円の給付型奨学金が付与されるほか、宿舍費・寮費が2年間無料化され、離島という地理的条件に配慮した生活支援体制も特徴的である（五島日本語学校，2025a）。

地方日本語学校に関する先行研究は、「学習の場」と「生活の場」が地理的にも社会的にも重なりやすいという特徴を指摘するが③、五島日本語学校はこの構造を積極的に教育実践に取り込んでいる。とくに、教室内で習得した文型・語彙を、島内の店舗・介護施設・観光関連事業者との交流場面で活用する設計は、制度上求められる「学習成果の可視化」を地域社会の文脈で具体化する試みである。

教育成果は日本語能力試験（JLPT）合格率に端的に表れている。N2以上の合格者は、第1期生では16名中12名（75.0%）、第2期生25名中20名（80.0%）、第3期生37名中25名（67.6%）、

第4期生42名中25名（59.5%）、第5期生（在学中）49名中16名（32.7%）、第6期生は（在学中）51名中5名（9.8%）である（五島日本語学校 2025c）。離島に立地する日本語学校としては極めて高い水準であり、体系的カリキュラムと地域実践の組み合わせが一定の成果を上げていることを示している。

2 学習者の背景と来日動機：地域選択の「合理性」

開校からの2025年度までの累計入学者は約200名のうち、20代のベトナム人が大半を占める。学習者の多くは、高校・大学卒業後に日本語学校を経由して専門学校・大学への進学、日本企業への就職を志向している。2025年度から新たにミャンマー人留学生11人も迎えた計51人が6期生として入学した（『長崎新聞』2025.4.12）。同一言語集団ではなく、複数言語集団となった。学校や地域が、共生社会の多元化である。

来日動機は、①学位取得、②将来的な日本就労、③落ち着いた生活環境、の三つが繰り返される。とくに③は、都市部の日本語学校では得られにくい「生活と学習が安定する地域環境」への期待を反映している。先行研究③が示すように、近年の留学生の一部は、費用面だけでなく「地方の学習環境そのもの」を積極的に選択している。五島日本語学校は、こうした新しい留学動機と合致する「地方分散型日本語教育拠点」として位置づけられる。

3 生活・就労と島で学ぶ経験：地域社会への「編入」のプロセス

学生の多くは学校近隣の寮に居住し、島内の飲食店や小売店などで週28時間以内のアルバイトに従事している。島嶼部であるがゆえに交

通や消費環境の選択肢は限定されるが、生活と学習の動線が狭い範囲に収まることで、地域住民との接触機会が自然と増え、日本語使用場面が安定的に確保されるという特徴がみられる。

島外移動には一定の費用と時間を要するため、留学生の生活範囲は概して島内に限定される。福江港～長崎港間は島民往復割引でもジェットfoil9,270円、フェリー5,310円を要し、片道約90分で日帰りは可能であるものの、アルバイト収入に依存する留学生にとっては負担が小さくない。このため、休日であっても気軽に島外へ移動することは少なく、生活圏が島内で固定されやすい。

ヒアリングでは、「遊ぶ場所が少ないため勉強に集中できる」「生活動線が固定され、地域の日本人との挨拶や会話ができる」といった声も確認され、島嶼部の環境が学習集中と地域編入の双方に寄与していることが示唆される。

こうした生活構造は、先行研究③が示す地方日本語学校の特徴、すなわち（1）学習と生活の近接性、（2）アルバイトを媒介とした地域社会への段階的編入（local incorporation）、（3）自治体・学校・地域企業の三者連携の重要性、を体現するものである。他方、①医療・交通アクセスの制約、②賃金水準と生活費のバランス、③進学・就職情報の偏在など、島嶼部特有の脆弱性も存在し、人口減少自治体における留学生支援の限界も併せて浮かび上がる。

4 教育成果と進路形成：人口補完装置としての「出口」機能

開校後4期分の卒業生データ（計114名）によれば、五島日本語学校は、離島に立地しながら毎期N1取得者を生み、大学・大学院進学者を安定的に輩出している。これは、地方日本語学校としては着実な成果である。定員100名。

従業員数は12名（五島市商工政策課, 2025）。

2020年4月入学1期（16名）；

N2取得12名。大学院1名，大学5名，専門学校10名

2021年4月入学2期（25名）；

N1取得6名，N2取得4名。大学4名，専門学校11名，就職9名

2022年4月入学第3期（入学37名，卒業34名）；

N1取得4名，N2取得21名。大学院1名，大学5名，専門学校7名、就職17名、帰国・結婚4名

2023年4月入学第4期（入学42名，卒業39名）；

N1取得6名，N2取得19名。大学4名，専門学校17名、就職16名、帰国2名

これらの結果（五島市，2025.2.14，五島日本語学校，2025d）は，五島日本語学校が，①上級日本語教育機関としての教育的成果，②島外都市部への教育的・職業的移動を媒介するハブ機能，③一定期間の滞在を通じたライフコース転換の場としての性格を併せ持つことを示す。

この「教育→進学／就職→島外への移動」というプロセスは，第2節で整理した「人口補完装置（demographic supplementation）」の概念とも整合的である。すなわち，留学生は滞在校期间中には地域の消費・労働・交流に寄与し，卒業後には島外の教育・雇用システムへと移行しながら，五島市と外部世界との人的ネットワーク形成に寄与している。

2年のコースで総定員が100名。4年目までは40名未満、5期生が49名、6期生が51名（五島市，2025.2.14，『長崎新聞』2025.4.12）。計画的で段階的な学生受入が成果や地元受入の背景として考えられる。公募からの立ち上げの学生募集、新型コロナウイルス感染拡大などもあわせると、制約条件が結果的に受け入れ計画をコントロールしたかは、今後の課題である。

5 島で学ぶメリットと課題：三層理論枠組みからの整理

本節までの検討から，五島日本語学校で学ぶ経験は，制度的枠組み・地域社会・人口構造という三つのレベルが相互に重なり合う複合的な構造をもっていることが明らかになった。以下では，この三層理論枠組みに基づき，島嶼部に立地する日本語学校で学ぶことのメリットと課題を総合的に整理する。

第一に，制度的枠組み（institutional framework）の観点からみると，五島日本語学校は文部科学省による新しい認定制度に適合する教育課程を整備しており，離島という立地条件にもかかわらず，中上級レベル（JLPT N2～N1）に到達しうる学習環境を提供している点が評価できる。とくに，進学準備教育の整備は，これまで都市部の大規模校が担ってきた役割を地方に分散させる効果を持ち，地方日本語学校の新しい可能性を示している。一方で，島外の大学・専門学校との物理的距離の大きさや，進学・就職情報へのアクセスが限られる点は，制度的な整備だけでは埋めがたい課題として残る。

第二に，地域社会レベル（local incorporation）では，島で生活することが学習者の日本語使用を促進する側面が明確にみられる。学校と寮，アルバイト先が地理的に近接しているため，日常生活の動線が安定し，地域住民との接触が継続的に生じやすい。こうした「顔の見える関係」の積み重ねは，教室内での学習では得難い実践的コミュニケーション経験を生み出す。また，自治体はハローワーク五島や地域企業と連携し，生活・就労の双方で学習者を支える仕組みを整えている。もっとも，生活用品・医療・娯楽などの選択肢が都市部に比べて

著しく限定されること、公的交通が乏しく移動の自由度が低いことなど、島嶼部ならではの制約も依然として大きい。

第三に、人口構造の観点（demographic supplementation）からみると、若年層の流出が続く五島市において、20代の外国人留学生が数十名規模で滞在することの効果は小さくない。留学生は学習者であると同時に、地域の労働力として飲食・介護・観光などで即時的な役割を果たし、消費・居住を通じて地域経済や公共交通の維持にも寄与する。さらに、学習者が卒業後に島外の大学・専門学校へ進学することは、五島市と外部地域をつなぐ人的ネットワークの形成に結びつき、長期的な地域の認知度向上にも寄与する。他方で、こうした人口補完効果は短期的にとどまりやすく、卒業後に島外へ移動することが前提である以上、長期的な人口定着という観点では限界がある。

以上の議論を総合すると、五島日本語学校は教育機関としての役割を超え、地域社会との関係性の中で実践的な学習環境を形成しつつ、人口減少自治体における「若年層人口の短期的補完装置」として機能していることが分かる。しかしその一方で、進学情報アクセスの不足、生活基盤の制約、長期的キャリア支援の不足といった課題も明らかであり、制度・地域・人口構造の三側面を同時に支える政策設計が必要である。これらの点を踏まえ、次節では、五島日本語学校を事例として、地方自治体主導型日本語学校モデルの意義と限界をより広い政策文脈の中で位置づけていく。

第4節 地域社会における日本語学校の役割と課題

第3節で確認したように、五島日本語学校は、単なる日本語教育機関ではなく、離島自治体における人口減少対策、労働力補完、地域活性化を担う制度的装置として機能している。本節では、五島市が日本語学校を媒介として構築しつつある地域的ネットワークと、多文化共生の観点から残された課題について検討する。

第一に、五島日本語学校は地域社会に対して「人的資源の循環装置」として作用している。五島市は20代人口が薄く、サービス業・宿泊業の人材不足が慢性化している。留学生は、在留資格上週28時間までの就労が可能であり、市内の飲食店、ホテル、介護施設などでアルバイトとして受け入れられている。これは全国の研究が示すように（久光, 2021, 山本ほか, 2020）、地方都市や過疎地において外国人留学生が「労働力の緩衝材」、「若い労働力」として期待される傾向と一致する。五島市においても、人口規模が小さいがゆえに、留学生数十名の流入であっても地域経済に与える影響は相対的に大きい。五島市は、100名が週28時間を年間働いた場合、週40時間（フルタイム）雇用者の70名分に相当すると説明する（五島市, 2025.2.14, 3頁）。

第二に、五島日本語学校は地域の文化・社会資本と接続する教育拠点としても位置づけられている。防災訓練への参加、商店街イベント、地域ボランティア活動、地元高校との交流など、多様な活動が学校運営に組み込まれている。これは、奄美大島の事例を通じて橋内（2020）が指摘する「学びと労働の接点に立つ地方の日本語学校」の性格を五島市も共有し

ていることを示唆する。特に離島においては、住民との繋がりが生活上不可欠であり、日常的な交流が留学生の定着感や安心感の形成に寄与している。

第三に、日本語学校が位置する地域社会の側の準備・制度構築も重要な論点である。五島市は庁内に「国際交流担当」職員を配置し、市役所と学校が定期的に協議する体制を整えているが、医療通訳、住宅確保、精神的ケアなどについては制度が未整備である。全国の研究でも（宮・古田・平田2020、景山2021）、地方自治体の日本語教育や多文化共生政策は、担当者個人の負担に依存しやすい傾向が指摘されており、五島市においても持続可能な行政体制の構築が課題である。

第四に、五島市の場合、島外進学が中心であることから、留学生は「短期的な人口流入」ととどまる。この点については「地域定着」を重視する都市部の日本語学校や専門学校とは性格が異なる。すなわち、五島市における日本語学校の役割は、留学生の定住促進よりも、むしろ人的ネットワークの形成と「地域経験の提供」にある。奥田・田嶋が1990年前後、池袋や新宿における多民族化の進展を大規模な調査で明らかにした（奥田・田嶋, 1991, 1993）ように、都市部では多文化コミュニティが形成されうるが、五島市のような離島ではその構築が容易ではない。したがって、交流イベント、ホームビジット、地域ボランティアなど、意図的なコミュニティ形成支援が不可欠となる。

第五に、日本語学校をめぐる地域効果は、教育・生活支援だけでなく、情報発信効果にも及ぶ。留学生がSNSで五島の生活や自然環境を発信することは、観光PRや移住促進とも一定程度連動する。東川町や大崎市など地方自治体が日本語学校設立を進める背景には、地域

ブランディング効果への期待も存在する。五島市でも、留学生のSNS発信を観光部局が活用しはじめており、地域資源の外部発信という点で新たな相互作用を生みつつある。

ただし、日本語学校と地域社会の協働にはいくつかの課題が残る。第一に、留学生のアルバイト労働に対する依存構造が強まると、学習時間の確保や生活リズムが損なわれるリスクがある。第二に、医療アクセス、住宅供給、交通手段など離島特有の制約は依然として大きく、これらのインフラ整備が留学生受入れの持続可能性を左右する。第三に、進学・就職で島外に流出する構造が続く限り、五島市が期待する「地域活性化」がどの程度実質化するかは慎重に見極める必要がある。

本節で見たように、五島日本語学校は、①労働力補完、②交流・社会参加、③情報発信、④人的ネットワーク形成という多層的機能を地域にもたらしている。一方で、生活環境整備、行政体制の強化、持続的な学習支援など制度的課題も残されている。次節では、以上の議論を踏まえ、五島日本語学校が離島自治体の持続可能性にどのような貢献をなしうるのか、政策的含意を整理する。

第5節 結語

本稿は、五島日本語学校を対象として、日本語学校の制度的位置づけ、教育実践、学習者経験、そして地域社会における役割と課題を多面的に検討した。第1節では、日本語教育をめぐる制度環境が、入管法中心の管理システムから文部科学省の認定制度を軸とした「教育政策」へと再編されつつあることを確認した。第2節では、その制度変容の延長線上で、五島市が日本語学校を「人口減少対策」、「労働力補完」、「地

域再生」と結びつけた政策的装置として位置づけてきた成立過程を整理した。第3節では、教育実践と学習者経験を検討し、離島という制約環境にもかかわらず、五島日本語学校が一定の教育成果と進学実績を残していること、生活と学習が密着した「地域一体型」の学習環境が形成されていることを示した。第4節では、これらの知見を踏まえ、日本語学校が地域社会にもたらす多層的效果と制度的課題を理論的に整理した。

以上の分析から明らかになったのは、日本語学校が、「教育機関」、「人口政策」、「多文化共生」、「地域労働市場」という複数の政策領域の結節点に立つ存在であるという点である。特に五島市のような離島・過疎地域においては、日本語学校は高等教育誘致が困難な自治体が採用しうる「短期滞在型若年人口の確保策」として重要な政策的選択肢となりうること、一方で、その役割が定住促進ではなく、「人的ネットワーク形成」や「地域経験の提供」を通じた外部連携にあることが示された。この特徴は、都市部の日本語学校が抱える「地域定着」、「多文化コミュニティ形成」とは異なる地方独自のモデルとして位置づけられる。

この「五島モデル」が持続的に機能するためには、いくつかの課題が存在する。五島市の施策として、学校法人九州総合学院を設置者とする五島日本語学校は、地方自治体主導型日本語学校の一形態として評価されうる。とりわけ、人口減少が急速に進行する離島自治体において、民間学校法人と自治体が協働しながら留学生受入れ基盤を整備した点は、東川町立東川日本語学校や大崎市立おおさき日本語学校と並ぶ、地方分散型日本語教育インフラの重要な事例といえる。

しかし、同校は東川町・大崎市と異なり「自

治体立」ではなく、文部科学省認定制度における設置者責任はあくまで学校法人に帰属する。すなわち、自治体は支援主体ではあっても、認定申請そのもののアカウンタビリティを担う主体ではない。この点は、地方自治体が主体的に制度設計した自治体立日本語学校とは構造が大きく異なる。

上述したように、日本語学校を取り巻く法体系は、法務省告示校中心の「在留管理」モデルから、文部科学省による「教育機関としての質保証」モデルへと急速に移行している。法務省告示校は全国で521機関を数えるが、文部科学省の認可を得た機関は2025年時点で64機関にとどまり、単純計算で1割強に過ぎない。さらに、審査では申請取下げが過半数に達するなど、既存日本語学校でさえ新制度への適応が容易でないことが報告されている。審査は年2回行われるが、認定等を「不可」とする判定を受けた場合、当該審査の次の審査のための前相談・申請の期限には間に合わないため、再度の申請を希望する場合は、次々回以降での申請に向けた準備をすることとなる。(文化庁国語課, 2024)。とりわけ、文部科学省の審査では書面審査・面接審査・実地審査を通じて、法人の説明責任（アカウンタビリティ）と総合的な経営管理体制の整備が厳格に評価される。今後は移行期間の終了（2027年度）に向けて全国的に申請が増加し、審査競争が一層激化することが確実視されている。

このような環境下では、五島の日本語学校もまた、離島という特殊性に依存した地域に根差した「学校運営論」、「国際交流論」、「地域経済論」だけでは認定審査を通過することは難しく、設置者である学校法人自らが、授業改善、教員研修、出席管理、生活支援、災害対応、地域連携、財務健全性、リスク管理など、多面的な

運営能力を、まずは、書面で端的に示すことが求められる可能性がある。

五島日本語学校の場合、離島ゆえに「生活誘惑が少なく学習に集中しやすい」「アルバイト先が近接し生活動線が安定する」などの環境的優位性が存在する一方、島外への交通費、大病院への医療アクセス⁶などの脆弱性も併存する。こうした地域特性を教育的優位性として整理し、離島で学ぶ意義を言語化して、面接審査で問われた場合、様式3号の「日本語教育機関の基本理念、目的及び目標」、「日本語教育機関の特徴」で1ページある。この基本方針から各論を関連付けて説明することも必要になるのではないか。文部科学省認可については、自治体主導型日本語学校モデルの持続可能性の一里塚であり、設置法人の制度適応能力に依存する。

五島市による政策としては、2年間の授業料・生活費等は毎月4万円の奨学金とアルバイト代が補う。さらに、日本語能力試験のN1、N2取得でそれぞれ2万円の報奨金が用意されている。

同様に、公立学校のおおさき日本語学校も、大崎市が、授業料や寮費の半額補助に加え、月額3万円の生活支援金を支給するなど、こうした支援策について、地元紙は社説で「選ばれる学校」であり続けるための投資でもあると表現した（『河北新報』2025.5.4朝刊）。

今後、五島日本語学校が文部科学省認可を獲得するとして、地域人口の若年層流入や多文化共生の推進に直結するため、制度的支援（地域連携の枠組み整備、生活支援ネットワークの強化、災害時対応体制の共有など）を通じて、学校の定着、卒業生の五島へのUターンなど定着を後押しする施策も望まれる。

他方で、五島日本語学校のこれまでの貢献は、若い労働力、地元への消費、異文化交流・国際交流のほか、他の地方自治体・議会関係者

が先行事例として視察者が訪れ、島外からの経済効果となる。

五島日本語学校の事例は、「小さな離島」から始まった試みでありながら、日本語教育政策、地域政策、外国人政策が交差する全国的課題に対して多くの示唆を含んでいる。今後、地方自治体主導、認定制度対応型の日本語学校がどのように広がり、日本社会の持続可能性にどのような貢献を果たしていくのかを注視していく必要がある。

注

- 1 令和6年度1回目（2024年10月30日）申請72、認可22、不認可3、取下げ36。認定率30.6%。
令和6年度2回目（2025年3月31日）申請48、認可19、不認可0、取下げ29。認定率39.6%。
令和7年度1回目（2025年10月31日）申請74、認可23、不認可0、取下げ51。認定率31.1%。
3回の合計では、申請194、認可64、不認可3、取下げ116。認定率33.0%。
- 2 三大都市圏の政策区域の構成市町村は、（国土交通省、2016）による。ただし、法務省告知（法務省、2025）には市町村名が含まれないため、都道府県を利用している。
- 3 「日本で進学後の進路希望」で「就職」を希望する割合は、非漢字圏のベトナム（80.6%）とネパール（89.7%）が中国より高いという調査結果がある（阿部、2023）。
- 4 長崎県公立大学法人による五島日本語学校の学生募集への関与については、五島市議会議事録や五島市役所資料、新聞報道が詳しい。例えば、野口市太郎市長は2018年2月28日の市議会で、「1月12日、長崎県公立大学法人とともに記者発表を行い、平成31年10月の開校に向けて準備を進めているところでもあります。これは、公立大学法人が昨年6月に国境離島振興研究機構を設立し、国境離島の定住人口増加に結びつく取り組みについて模索する中、9月にベトナム・ダナン市と文化振興・人材育成に関する包括連携協定を締結したことにより、五島市が提案を受けていたものであります。市としても、最大の課題である人口減少対策として有効な事業であると判断し、今回、旧海陽高校寮の改修費など、関係予算を提案させていただいております。今後も、公立大学法人としっかりスクラムを組み、優秀な留学生の確保など強力な支援をいただきながら

留学生の教育環境を整えるとともに、近隣住民の皆様にも協力していただける環境づくりに努めてまいります」と説明している。報道では、国境離島振興研究機構には、経済や日本文学が専門の教員ら約20人が兼務する（『長崎新聞』2018.1.13朝刊）。国境離島振興研究機構の関連で連携教授が設けられた（長崎県公立大学法人, 2017b）。前 JETRO 理事・長崎県公立大学法人国境離島振興研究機構連携教授の北川浩伸氏が、ベトナム政府が催すセミナー等で講演実績があることに言及されている（長崎県立大学, 2022年2月2日）。

- 5 2019年5月と8月の募集要項の主な変更点は、寄宿舎の運営で、寮監2人（男子担当、女子担当）の必須項目が削除されている。
- 6 五島日本語学校は、丘陵地にあるとはいえ、五島市の主要な島、福江島の中心地に所在している。医療機関、公共図書館をはじめ五島で最新、最先端の社会インフラの享受を受けることが可能である。ただし、長崎市、福岡市、あるいは三大都市圏までの時間距離、費用など離島の特有の制約があることを改めて付記する。筆者の私見では、世界遺産などの文化資産を生かして、海外や大都市圏の大学とサマープログラムなどの連携で、交流人口を増やすことが有益な政策の一つである。五島市の公募資料の冒頭、「教育の島づくり」の今後に期待したい。

参考文献

- 朝山洋樹, 2023「日本語教育と日本語学校のこれまで：法務省に告示された日本語学校に注目して」『立命館産業社会論集』第59巻第1号, 223-242頁
- 阿部（董）夢, 2023「日本語学校に在籍する外国人留学生の将来展望とその規定要因－中国・ベトナム・ネパール留学生に着目して」『移民政策研究』第15号, 93-108頁
- 奥田道大・田嶋淳子, 1991『池袋のアジア系外国人―社会学的実態報告』めこん
- 奥田道大・田嶋淳子, 1993『新宿のアジア系外国人―社会学的実態報告』めこん
- 景山佳代子, 2017「外国人実習生に対する地域の日本語教育実践についての研究ノート」『神戸女学院大学論集』第64巻第1号, 11-18頁
- 五島市議会議事録検索システム, 2018年2月28日「施政方針説明について」(https://ssp.kaigiroku.net/tenant/goto/SpMinuteEdit.html?power_user=false&trigger=edit_icon, 2025年11月30日アクセス)
- 五島市議会議事録検索システム, 2018年3月22日「平成30年度五島市一般会計予算」(https://ssp.kaigiroku.net/tenant/goto/SpMinuteEdit.html?power_user=false&trigger=edit_icon, 2025年11月30日アクセス)
- 五島市, 2019年5月7日「五島日本語学校(仮称)開設事業にかかる事業候補者募集要項」(全26頁)
- 五島市, 2019年8月23日「五島日本語学校(仮称)開設事業にかかる事業候補者募集要項」(全26頁)
- 五島市, 2025年2月14日「五島日本語学校の概要」(全16頁)
- 五島市商工政策課, 2024「五島市企業ガイドブック2024年版」(全70頁)
- 五島日本語学校, 2025a「学校紹介」(<https://www.goto-jls.ac.jp/about/>, 2025年11月30日アクセス)
- 五島日本語学校, 2025b「授業概要」(<https://www.goto-jls.ac.jp/class/>, 2025年11月30日アクセス)
- 五島日本語学校, 2025c「学校概要の確認(2025年12月6日現在)」(小原篤次からの入学者, 日本語能力試験(JLPT)の合格者, 退学者, 進路などの質問への回答)
- 五島日本語学校, 2025d「JLPT 取得状況(2025年3月現在)」(https://www.goto-jls.ac.jp/cms/ja/wp-content/uploads/2025/06/course_list_jlpt20250604.pdf, 2025年11月30日アクセス)

- 国土交通省, 2016「三大都市圏の政策区域の構成市町村名一覧(平成28年4月1日現在)」(<https://www.mlit.go.jp/common/001126007.pdf>, 2025年11月30日アクセス)
- 長崎県立大学, 2022年2月2日「JETRO × JICA フォーラム『JETROとJICAをもっと知ろうII』を開催しました」(https://sun.ac.jp/pages/30188/detail=1/b_id=35946/r_id=840/, 2025年11月30日アクセス)
- 長崎県公立大学法人, 2017a「長崎県公立大学法人国境離島振興研究機構規程」(<https://sun.ac.jp/files/libs/42179/202102172730000020.pdf>, 2025年11月30日アクセス)
- 長崎県公立大学法人, 2017b「長崎県公立大学法人連携教授規程」(<https://sun.ac.jp/files/libs/42180/202102172730000021.pdf>, 2025年11月30日アクセス)
- 橋内武, 2019「「学びと労働」の狭間で—奄美にも日本語学校生—」『桃山学院大学総合研究所紀要』第45巻第2号, 89-126頁
- 久光貴樺, 2025「東三河における外国人労働者の日本語教育の現状と課題—調査事例を基に—」『年報・中部の経済と社会』2024年, 135-146頁
- 二子石優, 2019「『1990年体制』成立を境にした日本国内の日本語学校の変移」『一橋大学国際教育交流センター紀要』1号, 55-68頁
- 二子石優, 2024「日本語学校の歴史的変遷とこれから —『日本語教育機関認定法』制定をめぐって—」『東洋大学国際教育センター紀要』2号, 3-21頁
- 文化庁国語課, 2024「認定日本語教育機関の認定申請等の手引き(令和6年度申請用)【令和6年2月9日公開版】」https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/94005501_03.pdf, 2025年11月30日アクセス)
- セス)
- 法務省, 2025「公示された日本語教育機関等(令和7年8月12日現在)」(<https://www.moj.go.jp/isa/content/930006074.pdf>, 2025年11月30日アクセス)
- 丸山敬介, 1995「『留学生10万人計画』以後の日本語教育」『同志社女子大学日本語日本文学』7号, 76-101頁
- 丸山敬介, 2018「『留学生10万人計画』から『外国人労働者開国』まで—日本語教育第一世代は何を見てきたのか—」『国際社会文化研究』19号, 33-47頁
- 丸山敬介, 2019「日本語教育から見た2018年『骨太の改革』下の諸施策」『同志社女子大学日本語日本文学』31号, 1-24頁
- 丸山敬介, 2020「日本語教育推進法について」『同志社女子大学大学院文学研究科紀要』20号, 1-17頁
- 宮淑・古田梨乃・平田友香, 2021「秋田県における日本語教育と秋田市日本語教室の変遷」『国際教養大学 アジア地域研究連携機構研究紀要』第13号, 27-42頁
- 文部科学省, 2024「中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会長所見」(https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/1246441_00011.htm, 2025年11月30日アクセス)
- 文部科学省, 2025「認定日本語教育機関の認定結果」(https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/1420729_00022.htm, 2025年11月30日アクセス)
- 山本公平・Dinh Thi Kim Thoa, 2018「ベトナム南部における日本語学習者の就業意識に関する調査報告—大学生及び日本語学校学生の比較から—」『広島経済大学経済研究論集』第40巻第4号, 75-83頁

〈研究活動報告〉

第14回東アジア学術交流フォーラム参加報告

尹 清洙*

はじめに

2025年11月7日(金)～10日(月)にかけて、第14回東アジア学術交流フォーラムが中国の華僑大学厦門キャンパスにて開催された。日本から3名、韓国から3名、中国から4名が研究報告を行い、非常に有益で楽しい学術・人的交流を行った。

7日は日本、韓国、中国の錦州などから厦門の高崎空港にそれぞれ向かい、華僑大学の公用車にてホテルに移動した後、華僑大学の招待所レストランにてレセプションが行われた。

8日は一日中学術シンポジウムが行われ、9日は厦門の観光名所などを訪問しながら東アジアの歴史・文化・経済交流についての理解を深めた。10日はまた高崎空港にて再会の挨拶を交えながらそれぞれ帰途についた。

1. 学術シンポジウムの概要

8日は朝9時から17時10分まで学術シンポジウムが行われたが、午前の部会で4報告、午後の部会で4発表があった。日本側から2報告、韓国側から3報告、中国側から3報告があったが、プログラムの詳細は添付の資料をご参照いただきたい。

午前の第1報告は、わが県立大学地域創造学部 of 尹清洙教授と虞尤楠准教授、そして中国渤海大学経済学部 of 趙壮講師の共同研究報告「Empirical Analysis of Management Dynamics of Japanese Companies in China」であった。中国に進出している日系企業の最新の動態について、日本貿易振興会(ジェトロ)の実態調査データを用いて実証分析を行ったものである。

続く第2報告は、韓国東亜大学国際専門大学院修士課程 of Jee-Seung HAN 氏の「Ontology-Driven Knowledge Graph Construction for International Relations」であった。日中韓のそれぞれの国際関係に関するアンケート調査を用いて知識クラブを構築し、オントロジーを用いて表現方法を明確にすることにより、最近の日中韓三ヶ国の世論の特徴を明らかにしたものである。

コーヒーブレイクを挟んで、華僑大学の Xin-Dong ZHAO 教授より第3報告「Reasons for Insufficient Consumption in China」が行われた。近年中国における子供教育コストの急上昇や社会保障制度などについて詳細に追跡し、それが実質消費にどのように影響を及ぼすかについて実証分析を行ったものである。

そして、第4報告は、香川大学の Feng YAO 教授の「Deep Seeking the Causal Relationships between GDP and International Trade

*長崎県立大学地域創造学部教授

of China-US-Japan」であった。日米中三ヶ国のGDPと国際貿易の長期時系列データを用いて、三ヶ国の経済の相互依存関係を実証的に明らかにしたものである。

お昼は満漢全席級の豪華ランチを楽しんだ後、学内見学を行い、14時30分より午後のセッションが始まった。

第5報告は、韓国東亜大学国際専門大学院のSuk-Jun LIM教授の「Industrial Divergence and Global Value Chains: A Comparative Study of Korea and Taiwan's Semiconductor Trajectories」であった。韓国と台湾の半導体産業の発展プロセスについて、財閥系の強力なリーダーシップによる韓国と民間企業を中心として発展してきた台湾の異なる歴史背景から比較分析を行ったものである。

第6報告は、華僑大学のShu YANG専任講師による「The Synergetic Test of Human Capital Stock and Regional Economic Development in Northeast China」であった。中国東北三省の省別パネルデータを用いて人的資本投資が地域経済発展に与える影響について計量分析を行ったものである。

そして、ティータイムで廈門特産の果物などを賞味した後、韓国東亜大学国際専門大学院のEun-Ju LEE研究員より第7報告「Examining China's Official Media Coverage of US-Japan-South-Korea Trilateral Cooperation (2010-2024)」が行われた。中国の人民日報などの公的メディアの報道を用いてテキストマイニングの手法を用いて、日米韓の三者協力について実証分析を行ったものである。

最後の第8報告は、華僑大学のYi-Dan HUANG准教授の「The Impact of Agricultural Place Branding's Crisis and Scapegoat on Consumer Forgiveness -An Analytical and

Empirical Research Based on Situational Crisis Communication Perspective」であった。近年インターネットやSNSの普及により、地域農産品ブランドの風評被害が急速に広範囲に広がっている実態について理論的・実証的研究を行ったものである。

全体として、東アジア経済の相互依存関係や地域経済の発展における諸課題について実証分析を行ったものが大半で、質疑討論などを通じて活発な議論を行い、非常に収穫の多いシンポジウムであった。

2. エクスカーションの概要

9日にはエクスカーションが行われ、廈門のいくつかの歴史文化観光名所を訪問した。

廈門市は佐世保市と姉妹都市関係にあり、観光の途中に「佐世保路」の大通りにも出会い、深い感銘を受けた。廈門市思明区鼓浪嶼(離島)には鄭成功記念館があり、鼓浪嶼は2017年に世界遺産に登録され、中国の国家級の風景名勝地でもある。何だか平戸にある鄭成功記念館や美しい千里ヶ浜ビーチが思い浮かんだ。

また、廈門の国際定期船中心埠頭と五通埠頭を訪れた。国際定期船中心埠頭から水頭港(台湾金門県)まで毎日12往復、五通埠頭からは毎日6往復の船便が運行されており、福建省(中国)と金門県(台湾)の両地方政府は地域交流協定を結んで、積極的に経済交流活動を進めていることが分かった。日本と韓国のパスポートを所持すれば、何の手続きも必要せず(ノービザ)、廈門から金門県に入ることができる。中国のパスポートであれば廈門地方政府から通行証の発行手続きが必要であった。

なお、厦門から金門県までの最短距離は2Km位で、国際定期船中心埠頭と五通埠頭から水頭港までフェリーにておよそ30分で渡ることができる。

エクスカージョンの後は「上饌」というレストランにて厦門の郷土料理を楽しんだ。厦門は海に面しており海産物も豊富で、水資源にも恵まれているため当地で取れた旬のタケノコなどの野菜も非常に新鮮であった。全体としてオイスター風味で、あっさりさっぱりした料理が多く、日本人の口にも非常に合う美味しいものばかりであった。

者と相談し、日中韓三ヶ国の大学で引き続き対面にてこのフォーラムを継続することで確認が取れた。

なお、来年は長崎県立大学の佐世保校がホストを務める当番である。

3. 今回の学術交流フォーラムの運営体制について

今回のフォーラムのホストは華僑大学現代応用統計・ビックデータ研究センター、福建省「一带一路」デジタルビックデータ研究所で、共同ホストは韓国東亜大学 SSK グローバル AI ネットワーク研究センターである。

主催側の責任者に実際の経費負担について尋ねたところ、華僑大学の外事弁公室（国際課）、数理統計研究大学院、福建省のデジタルビックデータ研究所の関連予算の支援をうけたという回答があった。また、十分な予算が確保できたため、韓国側からの経費支援の要請は辞退したという補足説明もあった。

終わりに

昨年に続き、今回もベトナムの Dong-A 大学からの参加者はいなかった。中国、韓国の責任



2025

the 14th East Asian Academic Exchange Forum

Economic and Regional Cooperation in East Asia

➤ Host

Research Center for Modern Applied Statistics and
Big Data, Huaqiao University

Institute for Big Data of Digital Fujian“the Belt and
Road”Service Industry

➤ Co-host

Dong-A Univ. SSK Global AI Network Research Center

China, Xiamen

November 7-10, 2025



2025

the 14th East Asian Academic Exchange Forum

CONTENTS

Conference Schedule	1
Tentative Schedule	1
Detailed schedule	2
Host Institution	4

Notes for Participants

- Please familiarize yourself with this conference handbook in advance and attend all academic sessions punctually according to the schedule.
- Should there be any last-minute changes to the schedule or venue, the organizing committee will provide timely notice.
- Presenters are requested to be in the respective session room 5 minutes prior to the start of their session.
- All participants are kindly asked to wear their name badges throughout the conference.
- As a courtesy to all speakers and attendees, please ensure your mobile phone is switched to silent or vibrate mode.

Conference Organizing Committee Contacts

Xindong Zhao: +86 159 8001 1332
Email: xzhao@hqu.edu.cn



Conference Schedule

Tentative Schedule

Date	Activity
November 7,2025	Registration
November 8,2025	Academic Sessions
November 9,2025	Chinese Cultural Exploration Program
November 10,2025	Departure



Detailed schedule

November 8, 2025 (Saturday) — Academic Sessions

Morning Session: 09:00 - 12:00

Time	Activity President: Prof. Xindong ZHAO
09:00 - 09:20	Opening & Welcoming Remarks • Representatives from China, Japan and Korea Prof. Xiuwu ZHANG Prof. Qingzhu YIN Prof. Feng YAO Prof. Suk-Jun LIM

Time	Activity President: Prof. Suk-Jun LIM
09:20 - 09:50	Presenter: Qingzhu YIN; Younan YU; Zhuang ZHAO Title: Empirical Analysis of Management Dynamics of Japanese Companies in China
09:50 - 10:20	Presenter: Jeeseung HAN Title: Ontology-Driven Knowledge Graph Construction for International Relations

Coffee / Tea Break: 10:20 - 10:40

Time	Activity President: Prof. Xiuwu ZHANG
10:40 - 11:10	Presenter: Xindong ZHAO Title: Reasons for Insufficient Consumption in China
11:10 - 11:40	Presenter: Feng YAO Title: Deep Seeking the Causal Relationships between GDP and International Trade of China-US-Japan
11:40 - 12:00	Discussion Session



Lunch Break: 12:00 - 14:30

Afternoon Session: 14:30 - 17:10

Time	Activity Presider: Prof. Qingzhu YIN
14:30 - 15:00	Presenter: Suk-Jun LIM Title: Industrial Divergence and Global Value Chains: A Comparative Study of Korea and Taiwan's Semiconductor Trajectories
15:00 - 15:30	Presenter: Shu YANG Title: The Synergetic Test of Human Capital Stock and Regional Economic Development in Northeast China

Coffee / Tea Break: 15:30 - 15:50

Time	Activity Presider: Prof. Feng YAO
15:50 - 16:20	Presenter: Eun-Ju LEE Title: Examining China's Official Media Coverage of US-Japan-South Korea Trilateral Cooperation (2010-2024)
16:20 - 16:50	Presenter: Yidan HUANG Title: The Impact of Agricultural Place Branding's Crisis and Scapegoat on Consumer forgiveness -An Analytical and Empirical Research Based on Situational Crisis Communication Perspective
16:50 - 17:10	Discussion Session



Host Institution

Research Center for Modern Applied Statistics and Big Data, Huaqiao University

The Research Center for Modern Applied Statistics and Big Data, Huaqiao University was officially established in November 2014 as a university-affiliated research institute. It serves as a key research platform for the University to respond to the era of big data and strategically advance into the field of data science.

Currently, the Center has gathered over 20 full-time and part-time researchers from the Institute of Quantitative Economics and Statistics, the School of Economics and Finance, the Business School, the College of Tourism, and other related schools. This interdisciplinary talent composition provides a strong foundation for conducting cross-industry big data research.

The Center focuses on big data applications in key sectors such as the digital economy, tourism economy, retail services, smart transportation, and public health. It aims to address critical challenges in these domains while providing in-depth data-driven support for local development. The Center has actively collaborated with the Fujian Provincial Bureau of Statistics as well as the statistical authorities of Xiamen and Quanzhou, completing several applied research and decision-support projects of practical significance.

During the COVID-19 pandemic, the research team developed a data model based on infection incubation periods, offering epidemic control timing forecasts for the Quanzhou Municipal People's Government, which helped avoid economic losses estimated in the billions of yuan, demonstrating the practical value of big data analytics.

Looking ahead, the Center aims to build a new multidisciplinary platform for innovation and collaboration. On one hand, it will delve deeper into the fundamental scientific issues of applied statistics and big data technologies—enhancing academic exchange through expert lectures and thematic workshops, improving research capacity, and striving to publish in top international journals. On the other hand, guided by major needs of industries and local development, the Center will provide targeted data analytics and technical consulting services, strengthening the University's link with society. Ultimately, it aspires to become a leading research hub for applied statistics and big data among Chinese scholars worldwide.



Institute for Big Data of Digital Fujian "The Belt and Road" Service Industry

The Institute for Big Data of Digital Fujian "The Belt and Road" Service Industry is established in 2018 with the support of the Fujian Provincial Development and Reform Commission. It serves as a vital component in advancing the application of big data and service industry development of Fujian Province. This Institute aligns with "The Belt and Road" initiative by fostering the development of big data in service industries crucial for the advancement of the initiative. This institute is uniquely positioned to address the growing need for advanced data analysis and solutions within service sectors that span multiple nations and regions involved in the Belt and Road initiative.

The Institute's primary mission is to establish a multidisciplinary, innovative collaborative platform that promotes scientific research on big data technology and talent development. This platform facilitates the exchange of ideas and knowledge by inviting leading experts in statistics and big data from both domestic and international arenas. Through lectures, specialized workshops, and academic conferences, the institute cultivates a thriving academic atmosphere that enhances the scientific research capacity of its members. This engagement allows the institute to produce high-quality research, aiming for publication in top-tier journals, thereby raising the institution's visibility and impact both nationally and internationally. The institute also emphasizes the development of a strong, well-structured academic team. With a focus on long-term academic growth, it is dedicated to recruiting highly qualified researchers and inviting renowned external experts to contribute their insights.

In line with its mission, The Institute for Big Data of Digital Fujian "The Belt and Road" Service Industry provides critical data analysis services, driven by major issues facing the service industry. It functions as a bridge connecting the university with various social sectors, offering technical consultation to help solve real-world problems. This applied research supports the integration of big data into industries, particularly in the context of the Belt and Road initiative, which requires comprehensive data solutions to optimize cross-border service industries. By leveraging data analytics and intelligent algorithms, the Institute contributes to improving service efficiency, supply chain coordination, and international business



connectivity. The research focus at the institute is both forward-thinking and distinctive, particularly in the areas of big data applications, big data industry development, and the integration of big data with an open economy. The rapid digitalization of economies, including those along the Belt and Road route, creates an increasing demand for skilled data professionals.

Looking ahead, The Institute for Big Data of Digital Fujian "The Belt and Road" Service Industry will continue to enhance its strategic development by collaborating with international institutions and leveraging new technologies to stay at the forefront of the big data revolution. As the Belt and Road initiative unfolds, the institute aims to become an essential hub for knowledge, innovation, and talent in the big data service industry, contributing to the economic modernization and global competitiveness of the region. Through these efforts, the institute will play a crucial role in achieving the goals of the Digital Fujian strategy, positioning itself as a key player in the digital transformation of the service industry.

TREATISE

- Dark Tourism in Nagasaki
From the perspective of the economic and regional cooperation
in East Asia ····· Yutaka YAMAMOTO ···· 1
- Empirical Analysis of Management Dynamics of Japanese Companies
in China ····· Zhuang ZHAO ···· 11
Qing-zhu YIN
- The social structure of rural China from the perspective of
"individual and communal" among North China peasants ····· Masao UCHIYAMA ···· 25
Jianmin QI
- Invisible Barriers in Education for Children with Migration Backgrounds in Japan
Non-Enrollment and Inequalities in Access to Educational Information ····· Jia XI ···· 57
Hagar MOHAMED
- A Study of Municipality-Led Japanese Language School Models
: The Case of Goto City ····· Atsuji OHARA ···· 73
- Report on Participation in the 14th East Asia Academic Exchange Forum ····· Qing-zhu YIN ···· 89

国際研究評論（第2号）

2026年3月31日発行

発行 長崎県立大学 国際交流研究センター
〒858-8580

長崎県佐世保市川下町1-2-3

TEL 0956(47)2191

URL : <https://sun.ac.jp/center/international/>

製本 第一印刷 株式会社
